

令和五年六月定例会

令和 5 年 第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

令和 5 年 6 月 6 日～6 月 15 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和5年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 6	火	開会・行政報告・提案理由説明・議案審議（報告第8号～報告第9号）質疑
6 / 7	水	一般質問（4人）
6 / 8	木	一般質問（4人）
6 / 9	金	一般質問（3人）
6 / 10	土	休会
6 / 11	日	休会
6 / 12	月	総務住民生活常任委員会 文教厚生常任委員会 経済産業建設常任委員会
6 / 13	火	総務住民生活常任委員会 文教厚生常任委員会 経済産業建設常任委員会
6 / 14	水	休会（議案整理）
6 / 15	木	議案審議（議案第29号～議案第33号、諮問第2号）質疑・討論・表決・発議・閉会

令和5年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	坂本 秀則 (P28～)	1. 町振興と発展について	(1) 菊陽町都市計画マスタープランの大幅見直しを含め、新たに町全体の土地有効利用を計画するべきではないか。 (2) 今後予想される企業立地や住宅地開発等に対して下水道事業は、対応できるのか。何らかの対策は考えているのか。
		2. 安心・安全なまちづくりについて	(1) 馬場地区町道十一軒五軒屋線の五軒屋通り及び県道新山原水線鉄砲小路入口は、ともに狭あい道路で、車の離合も困難でとても危険だ、早急に拡幅できないか。 (2) 県道瀬田熊本線の井口・辛川・曲手地区バイパス道路構想は、進んでいるのか。
		3. 農業の振興と発展について	(1) 白水台地の鹿被害について、山林側全域に電気柵を設置するべきではないか。 (2) 菊陽町単独の駆除チームを構成するべきではないか。 (3) J A 菊池では、人参選果場新築を計画している。本町特産国の産地指定の人参作付拡大及び労働力不足解消並びに人参農家の後継者育成のためにも建設に対し、町は手厚い支援をするべきではないか。
		4. 快適なまちづくりについて	ひばりヶ丘公園にトイレを設置するべきではないか。
		5. 中学校部活動について	文化系部活動に対し、町は今後どのように支援していくのか問う。
		6. 安心・安全な通学について	通学路危険箇所には各行政区と協力して防犯カメラを設置すべきではないか。
2	西本 友春 (P46～)	1. 子育て支援について	(1) 待機児童と保留児童の数はどのようになっているのか。 (2) 待機児童及び保留児童対策をどのように考えているのか。 (3) 今後の子育て支援への取組を行う上で、マンパワーが足りないのではないのか。
		2. 公共の建物について	(1) 中央公民館の今後、建物の利用可能な期間をどのように考えているのか。 (2) 中央公民館へのエレベータ設置をどのように考えているのか。 (3) 市政移行を踏まえて、役場庁舎の建て替えをどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 物価高騰対策について	(1) 物価高騰対策で、現在、町が行っている事業はどのようなメニューとなっているのか。 (2) 3月22日に政府が決定した、物価高騰に対する追加策を町はどのように考えているのか。
		4. 投票率向上施策について	(1) 各種議会議員選挙の投票率の推移はどのようになっているのか。 (2) 年代別投票率の推移はどのようになっているのか。 (3) 投票率の低下をどのように考えているのか。 (4) 商業施設への期日前投票所の設置をどのように考えているのか。 (5) 乗合タクシーを活用して、期日前投票所への移動支援をどのように考えているのか。
		5. スクールゾーンの安全対策について	(1) スクールゾーンの安全点検はどのように行っているのか。 (2) 危険だと判断された箇所の解消方法はどのように行っているのか。
3	甲斐 榮治 (P61～)	1. 家族介護用品購入費助成について	菊陽町では、在宅高齢者を通いで介護している家族に対しては、家族介護用品購入費助成の対象とされていない。通いの家族介護者も対象とすべきではないか。
		2. 交通混雑の緩和策について	(1) 菊陽空港線・下原堀川線の延伸・大津植木線の一部拡幅等、交通混雑の緩和計画又は事業の進捗状況はどうなっているか。 (2) 道路新設又は改善の財源の確保については、国や県に積極的に働きかけているか。 (3) 「熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会」の検討項目の中で、特に熊本市中心部から10分・20分で高速道路や空港に至る「熊本空港連絡道路」の検討は進んでいるか。町はどう関わっているか。
		3. 地下水の保全について	(1) 県や本町やJASM等5者は、地下水の涵養に向けた包括協定を締結しているが、この内容はどのようなものか。 (2) 地下水の水質及び水量の点検はどうするのか。地下水の水質及び水量を維持できる科学的根拠を示せ。 (3) 循環水70%以外の残りの30%について混合物の除去はできるのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. 町南部地域の開発について	<p>(1) 県は3月定例会において、大空港構想ネクストステージを見直すために有識者会議を設置すると表明したが、その検討状況を把握しているか。</p> <p>(2) 3月定例会での答弁において、町は「開発の今後につきましては、現行の集落内開発と住宅系地区計画制度を組み合わせながら地域の活性化に取り組みたい」と述べているが、これは具体的にどのような取り組みなのか。</p> <p>(3) 3月定例会で「既存集落（戸次・馬場楠・曲手・辛川・井口）の集落内開発区域を見直すことは難しいし、集落南部一帯を総合的に開発することはできない」との町の答弁であったが、熊本県の指針に基づいた町による地区計画があれば、できるのではないか。町が民間の専門的知識も活用しながら地区計画を策定して働きかければ、規制緩和はできるのではないか。</p> <p>(4) 県の土地利用に関する「調整会議」に関する情報を町は把握しているか。また町はどう関わっているか。</p>
4	廣瀬 英二 (P75～)	1. 道路渋滞対策について	<p>(1) 中長期的な渋滞対策としての道路事業計画を問う。</p> <p>① 県道大津植木線道路整備(多車線化)</p> <p>② 県道大津西合志線の道路整備(多車線化)</p> <p>③ 国道443号、県道辛川鹿本線の整備</p> <p>④ 「合志 I Cアクセス道路」と町道下原堀川線の延伸及び接続道路</p> <p>⑤ 町道南方大人足線に接続する杉並木公園線の延伸道路</p> <p>⑥ 町道南方大人足線と国道57号接続部分の交差点改良</p> <p>⑦ 菊陽空港線延伸道路(県道・町道)</p> <p>(2) J A S M事業開始に向けた渋滞対策を示せ。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 町長の72項目の提言について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食と副食費の無償化について、今後の計画を示せ。 (2) 区長、民生委員支援体制強化の具体的な取組みを示せ。 (3) 書かない窓口の導入について取組状況、実施予定時期を示せ。 (4) 歩行者や車両の交通事故を減らすことを目的とした、道路区画線の整備計画を示せ。 (5) 情報公開と町民参加のまちづくりで、進捗状況を説明する報告会を毎年開催するとなっているが、いつ頃、開催予定か。
		3. J A S M進出による今後のまちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業、農業、住宅地ゾーンのすみ分けが必要であり、地主に対してのアンケート調査は不可欠である。その上で、各分野を重点化したまちづくりが必要であるとする。町の考え方を示せ。 (2) J A S M進出により周辺地域は、関連企業の集積地帯と考える。国の経済特区制度活用の考え方と今後の取組みを示せ。 (3) 農地や農業施設は農業経営の基盤であり、次世代に円滑に継承していくためには人・農地プラン、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化が必要であるとする。今後の町の取組みを示せ。 (4) 定住促進のため、町のアンケート調査を活用した市街化形成の整備と新駅設置予定地周辺の市街化形成が急務と考える。町の考え方を示せ。
5	矢野 厚子 (P96～)	1. 町の路の混雑緩和対策について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町の主要道路の混雑状況をどう考えるか。 (2) 渋滞対策として町長の政策提言に東西よこの「2本のアクセス道路」南北たての「3本のアクセス道路」とあるが、現実的にはどうなっているのか。 (3) J A S Mの稼働開始にさらに交通量の増加が予想されるが現実的な緩和対策案があるのなら示せ。 (4) 先日、職員による交通渋滞実態調査が行われたと思うが、その結果として、どのような結論と方策が考えられたか。 (5) 一番の解決策は、車の町への進入を減らすことだと思うがどう考えるか。 (6) 町の外れの数か所に1ヘクタール程度の駐車場の建設を提案するが、町はどうとらえるか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 海外からの転入者の現状について	<p>(1) 3月議会で転入者の人数について尋ねたが、新年度になりその状況は変化があったか。</p> <p>(2) 海外からの転入者について窓口の整備は行われたのか。</p> <p>(3) 5月26日の嘱託員会議で、区長さんたちに海外からの転入者に対する対応や不安解消への説明は行われたのか。</p>
6	藤本 昭文 (P108～)	1. 防災体制の現状について	<p>(1) 現在、本町には防災センターをはじめ、消防団、防災士協会、区長会、自主防災組織など防災に関わる施設・組織が多数存在するが、災害時の相互協力や連携の必要性についてどう考えているか。</p> <p>(2) 本町において、防災に関わる施設・組織の相互協力や連携の強化について、現在取り組んでいることはあるか。</p>
		2. 公共施設のユニバーサルデザインの推進について	<p>(1) 多くの自治体で、ユニバーサルデザインへの取り組みが進められているが、本町ではユニバーサルデザイン導入の必要性について、どう考えているか。</p> <p>(2) 本町役場庁舎の玄関を見ると、東西にそれぞれスロープが設置されているが、西側のスロープにしか手すりが設置されておらず、手すりを必要とする利用者にとって大きなストレスと考えられる。今後改善する予定はあるか。</p>
		3. 防犯対策の向上について	<p>(1) 本町においては、今後更なる人口の増加や外国人の流入などが見込まれ、住民の防犯に対する関心は益々大きくなると考えられるが、防犯対策の向上についてどう考えているか。</p> <p>(2) 犯罪の究明や抑止力において、防犯カメラの有用性は疑う余地のないところであるが、防犯対策として町費による設置は考えていないか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
7	布田 悟 (P118～)	1. セミコンテクノパーク方面の渋滞問題について	<p>(1) 都市計画道路菊陽空港線、下原堀川線の延伸および国道443号線の整備状況と進捗状況は。</p> <p>(2) J A S M稼働後、渋滞状況の悪化が増していると思われるが、渋滞緩和又は解消をどう予測するか。</p> <p>(3) 原水駅からのセミコン連絡バスや、県営運動公園からのパークアンドライド方式によるバス利用での車の渋滞緩和は期待できるのか。</p> <p>(4) 道路の整備は、あくまで対症的なものであり、渋滞状況がなくなるとは思えない。町としては、国と県を巻き込んだ抜本的な公共交通機関の整備構想を考える必要があると思うが如何か。</p>
		2. 住民生活の安全を取り戻すための道路整備について	<p>県道新山原水線（特に鉄砲小路地区）の朝夕の車の渋滞は異常な状態である。ここで生活する住民や徒歩通学の子供たちは、毎日交通事故と隣り合わせの状態である。今まで数件の事故が起きているが、企業進出の影響を強く受けているこの地域の、安全で安心できる日常を取り戻すための抜本的な道路整備など何か考えているのか。</p>
		3. 歩道の安全対策について	<p>三里木区内の町道（菊陽バイパスからメナードビル方面の旧国道57号線へ抜ける町道）の両歩道に角石が設置してあるが、この石の存在が分からず車両を乗り上げる事故が多発している。この石は、設置時の本来の目的を果たしておらず撤去すべきであると思うが如何か。</p>
		4. 小学校の通学コースについて	<p>鉄砲小路区の西部地域から菊陽西小学校に通学できるようになったが、県道新山原水線の朝夕の車の渋滞の関係で大回りをして通学しなければならない。</p> <p>通学距離短縮のため沖野地区経由で通学できるように横断歩道設置など必要と思うが如何か。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	馬場 功世 (P129～)	1. 第6期菊陽町総合計画菊陽南小校区について(白水台地の活性化について)	(1)施策「道路整備及び道路環境の改善」④「東西に走る新たな道路(県道瀬田熊本線のバイパス)の整備について検討します。」の進捗状況はどうか。 (2)施策「土地利用の検討」概要③「町道曲手小山線(国体道路東西線)の沿線について、産業に資する土地利用を検討します。」としているが、TSMC等進出により、蒲島熊本県知事も百年に一度の好機と捉えており、企業誘致等の具体策は策定できないのか。 (3)施策「定住人口の増加」概要「制度を活用した土地利用の誘導を図り、定住を促進します。」とあるが、定住人口の増加を図る具体策はあるのか。
		2. 交通混雑の解消について	JASMの操業開始に伴い交通混雑が予想されるが、県運動公園東側に駐車場として5千台確保できる用地の取得を県に積極的に働きかけ、パークアンドライドを導入してはどうか。 道路が整備され、交通混雑が解消されて駐車場の必要性がなくなっても、県営野球場や武道館、先端企業の誘致等に利用できるのではないか。
		3. 健康管理センターの建設について	総合体育館の建設に伴い、菊陽中学校横の体育館や公民館の老朽化している施設について建て直しをしてはどうか。 その中で健康管理センター(仮称)の建設を行い、公民館や社協の施設を取り込んではどうか。
		4. 乗り合いタクシーの利便性について	町においては乗り合いタクシーが運行されているが、利用者の要望として、利用しづらいとの声がある。今2時間おきに運行されているが、これを短縮できないか、また地域によって、自宅から乗れる地域と、そうではない地域があるが、その違いは何か。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
9	佐々木理美子 (P146～)	1. 福祉サービスについて	<p>(1) キャロットサービス・ファミリーサポート事業について</p> <p>① 事業の目的と活用状況はどうか。</p> <p>② 事業の広報方法はどうか。</p> <p>③ 今後の事業の方向性を示せ。</p> <p>(2) いきいき大学の目的、これからの方向性について</p> <p>① 事業の目的は。</p> <p>② 事業に関わる職員、ボランティアはどうか。</p> <p>③ 参加料が4月から上がったと聞いたが。参加料の根拠と参加料が上がった根拠は。</p> <p>④ 町長は町の介護予防についてどう考えているか。</p>
		2. 通学路について	<p>(1) 通学路を朝夕通り抜ける車が増えているが、車の離合が困難なところはあるのか。</p> <p>(2) 通学路脇の用水路との段差が1メートル以上あるところがある。対策はどうか。</p>
		3. 小中学校の教員不足について	<p>(1) 菊陽町の小中学校の状況はどうか。</p> <p>(2) 状況解消のために町は対策しているのか。</p>
10	小林久美子 (P157～)	1. 交通渋滞対策について	<p>(1) 交通渋滞が、日常生活に深刻な影響を与えている。行政としても町民への聞き取りなどを行い、実態をしっかりと把握すべきではないか。</p> <p>(2) 交通渋滞解消のためには、道路の整備とともに、あらゆる対策をとるべきではないか。町が考えている対策はどのようなものがあるか。</p> <p>(3) 国は、TSMC誘致に5千億円を投じている。この進出に関連して渋滞問題が深刻化しているのであり、県と関連市町村で対策を具体化し、国が予算措置を講じるよう働きかけができないか。</p>

		<p>2. 地下水保全について</p>	<p>(1) 地下水かん養推進に関する協定書が結ばれたが、この協定で採取量と同じ量のかん養が担保されるのか。</p> <p>(2) 半導体工場の集積については、「有機フッ素化合物」の環境への負荷が懸念される。工場周辺の地下水、大気の調査はされているのか。その結果はどうか。</p> <p>(3) 地下水保全条例の締結と徹底した情報公開が必要ではないか。</p>
		<p>3. 家族介護用品購入費助成について</p>	<p>介護用品の助成については、規則で定められているが、町の場合、「助成対象者が、要介護3、要介護4及び要介護5と認定され、かつ介護用品が必要と認められた在宅高齢者を介護している家族」と定められている。大津町などは、「在宅の高齢者を介護している家族については、同居・別居の別なく介護しているもの」と規定されている。町でも「別居でも町長が認める場合は、有資格となる」など規則を見直すことができないか。</p>
<p>11</p>	<p>鬼塚 洋 (P172～)</p>	<p>1. 選挙について</p>	<p>(1) 菊陽町議員選挙の投票率は、同時期の選挙（5市町村長選と12市町村議選挙）中、最低の44.48%であった。この投票率の低さについて、どのように原因分析しているのか。</p> <p>(2) 投票率を向上させるため、これまで町で実施していない取り組みとして、①選挙運動期間前、②選挙運動期間中、③投票日当日の各期間において、どのような取り組みを考えているか。</p> <p>(3) これから有権者となる世代に対し、模擬選挙や選挙出前授業、政治（特に町政）に関するディベート等を積極的に活用し、主権者教育の推進を図るべきと考えるが、町はどのように考えているか。</p> <p>(4) 過去の菊陽町議会議員選挙を遡っても、若い世代の立候補者が少ないことについて、町としてどのように考えているか。若い世代が立候補しやすい取り組みを町として実施すべきではないか。</p>

		<p>2. 情報公開と住民参加について</p>	<p>(1)町長の政策提言において、政策の進捗状況を説明する報告会を毎年開催するとあるが、その実施予定時期と方法をどのように考えているか。町のホームページや広報で公開する予定はあるか。</p> <p>(2)議会の一般質問に対する町の対応状況について、定期的に町のホームページや広報で公開すべきと考えるが、町はどのように考えているか。</p> <p>(3)町長の政策提言において、「菊陽町若者会議」を開催するとあるが、その具体的内容と実施予定時期をどのように考えているか。他の市町村で実施されている「若者議会」に倣い、会議で出た提案・提言を実現するための独自の事業予算を確保する予定はあるか。</p>
		<p>3. 国際交流について</p>	<p>(1)外国の方々が海外より転入した際、転入先の自治会に関する情報をどの程度提供しているのか。その上で、自治会への加入状況はどうなっているか。</p> <p>(2)自治会の区長や役員が、転入してきた外国の方々の情報を知り得る手段はあるのか。</p> <p>(3)外国の方々との交流の場として、自治会の公民館や町民センターを活用すること、また、その際の使用料の拠出についてどのように考えているか。</p> <p>(4)町民の多国籍化に伴う、自治会活動の円滑な推進のため、自治会に自動翻訳機器（ポケットーク等）の貸し出しはできないか。</p>

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和5年6月6日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和5年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和5年6月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第29号から諮問第2号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 報告第8号 令和4年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

日程第8 報告第9号 令和4年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚	洋	さん	2番	吉村	恭輔	さん
3番	藤本	昭文	さん	4番	馬場	功世	さん
5番	廣瀬	英二	さん	6番	矢野	厚子	さん
7番	大久保	輝	さん	8番	西本	友春	さん
9番	佐々木	理美子	さん	10番	中岡	敏博	さん
11番	布田	悟	さん	12番	佐藤	竜巳	さん
13番	甲斐	榮治	さん	14番	岩下	和高	さん
15番	上田	茂政	さん	16番	小林	久美子	さん
17番	坂本	秀則	さん	18番	福島	知雄	さん

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉本	孝寿	さん	副 町 長	小牧	裕明	さん
教 育 長	二殿	一身	さん	総 務 部 長	板楠	健次	さん
住民生活部長	矢野	和幸	さん	健康福祉部長	東	桂一郎	さん
産業振興部長	山川	和徳	さん	都市整備部長	井 芹	渡	さん
総 務 課 長	梅原	浩司	さん	危機管理防災課長	阪本	幸昭	さん

財政課長 澤田一臣さん
総務課庶務法制係長 高山智裕さん
施設整備課長 荒牧栄治さん

建設課長 矢野博則さん
教育部長 吉永公紀さん
スポーツ振興課長 鍋島二郎さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

- 議長（福島知雄さん） ただいまから令和5年第2回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄さん） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番藤本昭文さん、4番馬場功世さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄さん） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
今定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。
次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月23日、東京国際フォーラムで開催されました。翌日24日は、県関係国会議員への要望書を提出しました。研修内容は、議席に配付のとおりでございます。
次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。
次に、今回受理した陳情書は配付のみとします。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。  
吉本町長。  
○町長（吉本孝寿さん） 皆様、改めましておはようございます。  
議員各位におかれましては、令和5年第2回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたこと



ろ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告いたします。

まず、新型コロナワクチン接種についてであります。

新型コロナワクチン接種は、無料で接種できる期間が令和6年3月末まで延長されました。令和5年度においては、65歳以上の人のほか、64歳以下の人で基礎疾患がある人や医療従事者などを対象とした令和5年春開始接種を、現在、8月末までの期間において実施しております。9月からはさらに、健康な64歳以下の人たちも対象に加え、令和5年秋開始接種を実施することとされています。今後も、ワクチン接種を希望される方がスムーズに接種が受けられるよう、医療機関と連携した接種体制の確保に努めてまいります。

次に、令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（重点支援交付金）についてであります。

本町におきましては、国の決定に基づき、電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり3万円の支給を行います。本給付金の申請受付を令和5年6月12日から開始し、給付金の支給予定額は約3,500世帯、1億500万円となっております。申請書類の確認が済み次第、速やかに支給を行ってまいります。

次に、LPガス使用世帯支援補助事業についてであります。

現在、電気、都市ガス使用世帯への支援につきましては国直轄の緩和対策で値引きをされているところですが、LPガス使用世帯への支援は実施されておらず、本町では約半数の世帯がLPガスを使用されていることから、LPガス使用世帯支援補助事業の実施を予定しています。内容は、電気や都市ガスの支援期間と同じ令和5年1月から9月使用分までの9か月間とし、1世帯当たり6,000円の補助を予定しております。必要な予算については、本議会の補正予算に計上させていただいております。

次に、菊陽町農業経営収入保険加入緊急支援事業についてであります。

この事業は、コロナ禍における原油価格・物価高騰に加え、災害、これは台風、大雨でございますが、価格低下など農業者の経営努力では避けられないリスクに備えるため、収入保険に加入するための掛金の一部を支援する事業であり、7月の共済組合の保険料改定と併せて周知を図ってまいります。

次に、菊陽町地産地消推進事業についてであります。

菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」では、好評をいただいたゴロっと！にんじんとチキンのカレーの第3弾としまして約4,200食を製造し、3月下旬から発売をしております。このカレーは、特産のニンジンのおいしさを丸ごと詰め込んだ商品となっており、広くPRしてニンジンの消費拡大とブランド化につなげてまいります。

次に、第二原水工業団地整備事業についてであります。

町で整備を進めておりました第二原水工業団地では、TSMC、ソニーグループ、デンソー

の3社が出資して設立されたJASMにおいて、日本最先端の半導体を製造する工場棟の本年末の完成などに向け、順調に進められています。現在、既に建物を囲っている足場が外され始めており、徐々にJASMという社名のマークとともに外観が拝見できるようになってきております。

次に、交通渋滞対策についてであります。

令和3年度に開催された住民懇談会などで交通渋滞についての多くの意見をいただいたことを受け、昨年1月末に職員による交通渋滞実態調査を行いました。この調査は、昨今の人口増加及び企業立地に伴い、町内全域で朝夕の通勤時間帯をはじめとして交通渋滞が発生している状況であることから、交通渋滞を調査することにより渋滞状況を把握し、今後の渋滞対策の基礎資料とすることを目的として実施したものです。今年度も、4月、2日間にわたり職員により2回目の調査を行ったところです。調査の結果につきましては、先日議員の皆様にご報告いたしましたが、関係機関にも報告を行い、渋滞状況について情報を共有したところです。

また、交通渋滞につきましては、昨日、本町と合志市との連名で、セミコンテクノパーク近隣における渋滞対策の強化についての要望書を熊本県へ提出いたしました。本町からも福島議長にも同行していただき、中村県議も同席の下、合志市と共に蒲島県知事へ直接要望をさせていただいたところです。要望の内容につきましては、既存の交通アクセス強化事業の加速化、半導体産業の開発動向等を踏まえた交通アクセスのさらなる強化、社会資本整備交付金重点配分に係る国への要望、職住近接の推進のための規制緩和の実施、ソフト対策のさらなる強化としております。知事からは、交通アクセスのさらなる強化について既に関係部に指示をしており、できるだけ早く計画をお示ししたいと述べられました。

次に、地下水涵養推進の協定締結についてであります。

5月16日に、熊本県庁において、JASM堀田社長、蒲島熊本県知事、くまもと地下水財団理事長の大西熊本市長、水循環型営農推進協議会会長の金田大津町長と私の5名で、熊本地域における地下水かん養推進に関する協定を締結いたしました。この協定締結を新たなきっかけといたしまして、各地域の農業を守っている農家の皆様をはじめ、おおきく土地改良区、農協などの地域関係者と企業、行政が連携をして、これまで以上に地下水の保全に向けて取り組んでまいります。

次に、外国人相談窓口についてであります。

令和5年4月末現在の町内外国人の人口は559人で、5年前の平成30年4月末の349人と比較して210人増加をし、1.6倍の伸び率となっております。このため、町内在住の外国人の行政手続、日常生活におけるサポートを多言語で相談できるよう、国の補助事業である外国人受入環境整備交付金を活用し、5月29日に町民課に外国人相談窓口を開設しました。熊本県が行う外国人サポートセンターをはじめとする関係機関とも連携を取りながら、相談者が安心して生活していただけるようしっかりと対応してまいります。

最後に、防災関係についてであります。

今年の熊本県の梅雨入りは5月29日となり、平年に比べて6日早い梅雨入りとなりました。梅雨時期は、大雨による河川の増水や土砂災害の危険性が高まります。5月31日には町の防災会議を開催し、地域防災計画の見直しを承認いただきました。町災害対策本部と消防団、各関係機関、地域がしっかりと連携、協力を図るとともに、町民の方へ必要な情報発信を行うなど、災害対応に万全を期してまいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第29号から諮問第2号までを一括議題

○議長（福島知雄さん） 日程第5、町長提出議案第29号から諮問第2号までの8件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄さん） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和5年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は8件ございます。内訳は、議案5件、報告2件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第29号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、こども家庭庁設置法及びそれに伴う関係省令が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、関係する2つの条例をまとめて改正するものであります。

議案第30号は、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、菊陽町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町都市計画審議会委員の所属する組織の名称変更に伴い、条例の一部を改正す

るものであります。

議案第32号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億666万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億8,507万1,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、国庫支出金を6,070万6,000円、繰入金を8,000万円、それぞれ増額するものであります。歳出の主なものは、総務費を1億1,449万3,000円、教育費を3,982万7,000円、それぞれ増額するものであります。

議案第33号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路を新たに町道として認定するものであります。

報告第8号は、令和4年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第212条第1項の規定により繰り越した令和4年度菊陽町一般会計予算の継続費について、同法施行令第145条第1項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは1事業、総額7億4,818万8,000円になります。

報告第9号は、令和4年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和4年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは25事業で、総額は16億5,594万4,000円になります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の衛藤美直子様につきましては、令和5年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第8号 令和4年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

○議長（福島知雄さん） 日程第7、報告第8号令和4年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

報告第8号令和4年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について御説明いたします。

令和2年度に設定した菊陽杉並木公園拡張整備事業の継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により5月31日までに継続費繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。

1枚めくっていただきますと、継続費繰越計算書がございます。項目の中で残額とあります欄が、令和4年度現年予算及び通次繰越予算で執行していない額になります。翌年度通次繰越

額とあります欄が令和5年度に繰り越した額で、その右側に財源内訳を記載しております。

令和5年度に繰り越しました事業は、菊陽杉並木公園拡張整備事業で、令和5年度に予定していた事業費について、令和4年度の国補正予算により採択されたことなどにより、令和4年度に残額となった予算を翌年度へ繰り越すものです。令和5年度への繰越額は、翌年度逓次繰越額欄の7億4,818万8,000円となり、その財源は、国庫支出金が3億7,409万4,000円で地方債が3億5,400万円、その他は総合スポーツ施設整備基金の繰入金で2,000万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号令和4年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第9号 令和4年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（福島知雄さん） 日程第8、報告第9号令和4年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 報告第9号令和4年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和4年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により5月31日までに繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に令和5年度に繰り越した額になり、その右の欄が翌年度繰越額に対する財源内訳となります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、2行目の款の2総務費、項の1総務管理費の菊陽町役場駐車場整備事業は、菊陽町役場北側に公用車車庫及び駐車場を整備するもので、繰越額は4,645万円になります。こちらは6月1日から供用開始しております。

下から3行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業は、認知症型共同生活介護事業所の整備に対する補助で、繰越額は4,870万2,000円になります。

次のページをお開きください。1行目の款の6農林水産業費、項の1農業費の土地改良事業

は、新町井手及び南方井手の改修費用などで、繰越額は5,076万2,000円になります。

3行目の款の7商工費、項の1商工費の企業誘致対策事業は、原水駅北側のバス転回広場の整備事業で、繰越額は5,000万円になります。こちらは5月15日から供用開始しております。

5行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の下戸橋橋梁補修事業は、菊陽町戸次と大津町下町に架かる橋の補修工事で、繰越額は1億6,606万円になります。

次の行の款の8土木費、項の2道路橋梁費の道路新設改良単独事業は、道路の改良工事や予備設計などで、繰越額は9,327万2,000円になります。

次の行の款の8土木費、項の2道路橋梁費の光の森駅前横断歩道橋整備事業は、光の森駅前横断歩道橋の屋根等の工事費で、繰越額は1億1,067万9,000円になります。

次のページを御覧ください。1行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の菊陽空港線延伸計画道路事業は、菊陽空港線延伸計画道路の用地取得費などで、繰越額は3億1,518万3,000円になります。

次の行の款の8土木費、項の3都市計画費の（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業は、原水駅周辺の土地区画整理事業の事業化に向けた調査費などで、繰越額は8,000万円になります。

次の行の款の8土木費、項の3都市計画費の菊陽杉並木公園拡張整備事業は、菊陽杉並木公園拡張部分の駐車場整備などで、繰越額は2億6,850万8,000円になります。

下から3行目の款の10教育費、項の2小学校費の菊陽北小学校建設費は、菊陽北小学校の給食室の整備工事などで、繰越額は3億1,596万8,000円になります。

次のページをお開きください。一番下の合計欄になりますが、全ての事業25事業を合計しますと、翌年度繰越額は16億5,594万4,000円になります。右側が財源内訳になりますが、未収入特定財源の国県支出金が5億515万7,000円、地方債が7億710万円、その他は基金の繰入金などで1億3,441万6,000円、一般財源は3億927万1,000円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

西本さん。

○8番（西本友春さん） すいません。一番最初の総務費のやつで業務用タブレット機器のやつですけど、これ前に言ってた議会と同じタブレット端末のやつを入れるというやつですよ。これいつ頃、行政のほうは入る予定ですか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

昨年度は半導体不足の影響で入荷が難しいということだったんですけども、今年度、入札を行いまして契約まで済んでおりますので、納期のほうは3月にしておりますけど、なるべく早い時期に導入できればというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 款の8、項の2道路橋梁費で光の森駅前横断歩道橋整備事業がありますが、見たところ、今ストップしておるようですけれども、前、たしか説明で資材不足とか聞いたような気がします。進捗状況はどうか、いつ完成するのかお知らせいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、工事の進捗状況でございますけれども、橋梁本体の製作については、昨年度末、令和4年度末で完成いたしております。現在、橋梁自体は製作会社のほうにある状況でございます。今年度になりますと、その設置に向けた工事ということに入っておりますけれども、予定としましては、7月に入りますと工事のほうが動いてまいります。完了予定といたしましては年内というところで進めてるところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第9号令和4年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時28分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和5年6月7日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和5年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和5年6月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | さん | 2番 | 吉村 | 恭輔 | さん |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | さん | 4番 | 馬場 | 功世 | さん |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | さん | 6番 | 矢野 | 厚子 | さん |
| 7番 | 大久保 | 輝 | さん | 8番 | 西本 | 友春 | さん |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博 | さん |
| 11番 | 布田 | 悟 | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | さん |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | さん | 14番 | 岩下 | 和高 | さん |
| 15番 | 上田 | 茂政 | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | さん | 18番 | 福島 | 知雄 | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-----------|----------|----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長 | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長 | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 梅原 浩司 さん | 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長 | 吉本 雅和 さん | 財 政 課 長 | 澤田 一臣 さん |
| 町民課長兼
光の森町民センター所長 | 中村 康幸 さん | 環境生活課長 | 野村 瑞樹 さん |
| 介護保険課長 | 和田 征 さん | 福 祉 課 長 | 氏家 良子 さん |
| 子育て支援課長 | 石原 俊明 さん | 農 政 課 長 | 阪本 和彦 さん |
| 商工振興課長 | 今村 太郎 さん | 建 設 課 長 | 矢野 博則 さん |
| 都市計画課長 | 阿久津 友宏 さん | 下水道課長 | 丸山 直樹 さん |
| 教 育 部 長 | 吉永 公紀 さん | 学 務 課 長 | 平 征一郎 さん |
| 生涯学習課長 | 岡本 勇人 さん | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 皆様、おはようございます。議席番号17番の坂本秀則です。

本日はお忙しい中、傍聴に出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日の質問は、選挙活動及び議員活動において、町民の皆様から私に寄せられた声、要望の中から、質問事項1、町振興と発展について、2、安心・安全なまちづくりについて、3、農業の振興と発展について、4、快適なまちづくりについて、5、中学校部活について、6、安心・安全な通学について、質問席から質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） まずは、質問事項1、町振興と発展について、(1)の菊陽町都市計画マスタープランの大幅見直しを含め、新たに町全体の土地有効利用を計画するべきではないかについて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様、改めましておはようございます。

最初に、都市計画マスタープランについて御説明させていただきます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、住民の最も近い立場にある市町村が創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、具体性のある将来の都市づくりビジョンを分かりやすく描き、それにのっとった地区別のあるべき町の姿を定め、実現に向けた施策を明らかにするものでございます。

現在の菊陽町都市計画マスタープランは、令和3年3月に策定をし、計画達成の目標年次を令和22年度、2040年度としております。

質問の菊陽町都市計画マスタープランの見直しについてお答えをいたします。

本年3月議会の答弁で説明をさせていただきましたとおり、現実性が見えない状況での安易な見直しは控え、現在の計画の下、地区計画制度の運用など実現可能な対応を最大限行いつつ、町の発展のため、必要な時期を見て計画の再考を検討していきたいとしておりました。

JASの工場建設を契機に、工業用地や住宅用地などの土地需要が活性化をし、最近ではさらなる土地需要の高まりが生じているような状況にあるところでございます。

また、合志市にソニーの新工場建設が発表されるなど、急激な社会情勢の変化が生じており、今後も、町を取り巻く状況が大きく変化することが見込まれております。

このような状況にあることから、都市計画法の目的にある都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、農林漁業との健全な調和を図りながら、町を発展させていくため、町の将来的な土地利用を再考する時期にあるというふうと考えております。

そのため、菊陽町都市計画マスタープランを前倒しして見直します。本年度中には、見直し作業に着手をし、町の土地利用に関するグランドデザインを描いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 見直すということで、前向きな答弁、大歓迎です。

TSMCが、昨日、第2工場も熊本県で検討すると発表されました。今後の都市計画マスタープラン大幅見直しがスピーディーに計画され、施行され、町が今後バランスよく発展することを切に願い、次の質問に移ります。

(2)の今後予想される企業立地や住宅開発等に対して下水道事業は対応できるのか、何らかの対策は考えているのかについてですが、私が得た情報は、県幹部の方の考えで、合志、西合志あたりに処理水、蒸発式の浄化施設の建設を考えているとか、また自民党県議幹部の方の話では、県の熊本北部浄化センターが処理能力が限界なら、別に浄化センターを菊陽町町内でも建設を検討すべきではないかという声もお聞きしました。

それを踏まえて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） おはようございます。

お答えします。

まず、昨年12月議会でも御説明いたしましたが、菊陽町の下水道につきましては、農業集落排水事業により実施しております曲手、馬場楠、戸次地区以外の区域は、熊本北部流域関連公共下水道事業として、熊本県が主体となり、熊本市、合志市、菊陽町の構成市町で、熊本市北区鶴羽田の菊南温泉北側にあります熊本北部浄化センターで処理しております。

これまで人口増や企業立地等に伴う排水量の増加に対しては、計画が具体化され、排水量や整備時期等が決まりましたら、その内容に応じ、関係機関とも連携し対応してまいりました。

しかしながら、現在進めております事業計画区域である第2原水工業団地からの計画排水量の受入れ後は、下水道施設の余裕がないため、下水道処理区域外の受入れは困難な状況であります。

そのため、下水道事業の大幅な見直しが必要となりますが、先ほど説明したとおり、流域関連公共下水道事業は、県や熊本市、合志市も関係するため、町だけで計画することはできません。

現在、県が主体となり、今後の下水道事業の方向性を検討しておりますが、町も活発化する企業立地や住宅地開発等の対応として早急に取り組むべきものと認識しておりますので、県への働きかけをしっかりと行ってまいります。

また、方針が決定されましたら速やかに対応できるように、引き続き調査、情報収集等により、現状の把握と将来計画の検討など、関係機関とも協議し、準備できることは、今後も進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 北部浄化センターも県が建設されて、今、運用されていますが、今、答弁では早急に取り組むことが必要だと課長は答弁されました。

もっとも、これはもう絶対待てない時期になっているんじゃないですか。行動を起こさなければ。具体的にどういう取組をするのか、またいつからどのように始めるのか、答弁お願いします。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） 先ほど申しましたとおり、県もいろいろ検討しておりますが、具体的な方針は伺っておりませんので、町としては、それに向けて備えておくようなことで進めてまいりたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町長、もう一刻も待てない状況だと私は認識していますが、県の幹部の方や自民党県連の方などの話を聞くと、建設には前向きな答えを聞きましたが、町長の認識はどうですか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 町も、今、坂本議員がおっしゃったような認識でございます。

将来の想定されるシミュレーション等を行い、備えてまいりたいというふうには思っております。様々な御意見を、やはり今、下水道課長が言いましたように、県と国と町と一緒に様々なシミュレーションを行いながら、どうすればいいのか、それはやはり早急にやっていたかなければいけないというところは、坂本議員と同じ思いでございますので、その思いを、そしてまた町民の皆様方が不安にならないようしっかりとした対応を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今後、企業立地、昨日発表されたTSMCの第2工場も含めて、立地が相次ぐと思うんですね。もうあしたからでもプロジェクトチームないし、設立して対応していただきたいんですが、町長、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） はい、そのような思いは当然でございます。やはり、議員からの言葉は非

常に重いというふうに認識をしておりますので、それに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） それじゃ、スピーディーな対応をするということで、はい、ありがとうございます。

それでは、質問事項2の安心・安全なまちづくりについてに移ります。

(1)の馬場地区町道十一軒五軒屋線の五軒屋通り及び県道新山原水線鉄砲小路入り口は、ともに狭隘道路で、車の離合も困難でとても危険だ、早急に拡幅できないかについてですが、まずは十一軒五軒屋線についてです。

この地については、平成27年頃、当時の区長様名で馬場地区から要望として、ボックスカルバートによる井手改修並びに町道拡幅及び地域住民、特に子ども、高齢者の安全確保を目的に要望されたとお聞きしました。

地域の方々は、ボックスカルバートによる整備を願っておられますが、要望の協議の経過等を含め、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

町道十一軒五軒屋線の五軒屋通りの拡幅についてお答えいたします。

この道路については、3月定例会で、新町井手のボックスカルバート化による道路拡幅の御質問にお答えしましたとおり、御質問、御発言のとおり、平成27年、29年度に、馬場からこの通りのボックスカルバート化についての陳情書が提出されております。

町道十一軒五軒屋線のうち、五軒屋通りの道路が狭隘であり、歩行者、一般車両、緊急車両の通行に支障を来しているため、ボックスカルバートを設置して歩道と併せた整備が陳情書の内容となっております。

この陳情書を受けた当時、町では、ボックスカルバート化と道路南側への道路拡幅について、経済比較を行っております。その結果、道路南側への拡幅が経済的であると判断しまして、区へもその旨報告しまして、町としては道路南側への拡幅を提案させていただいております。

区では、この町の提案を受け、検討していただきましたが、道路南側への拡幅については見送られた経緯がございます。

その上で、現在、五軒屋通りと新町井手が区域外となる（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業では、現況測量が進められているところでございます。

この現況測量後の設計業務の段階で、区域界を決める際には、五軒屋通りと新町井手を区域とするかどうか、今までに至る経緯を踏まえ、再度、区から道路の拡幅についての意見も伺い

ながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今の答弁では、南側に、経済的な理由で広げて拡幅、土地を買収するなり、区画整理事業に合わせて用地を確保するなりして、そっちのほうが適当であろうという結果を出したということですね。

最後に、地区の人と相談しながら、今後、対応したいとおっしゃったんですが、地区の方々はボックスカルバートでの井手改修と道拡幅を強く願っておられます。

この地域では、井手転落等で過去には悲惨な事故も起きています。地域の方々と十分話し合っ
て、地域の方々が納得できるような事業を行ってほしいのですが、町長、その点いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 実は、月曜日、私と副町長、そしてまた井芹部長と担当課長と、実は、今日、今回、皆様方が道路関係、一般質問されますが、これを全て落としていただいております。

この道路を見まして、一応チェックをさせていただきました。その際、当然、今、坂本議員がおっしゃる五軒屋のところも行きまして、現場も見させていただきました。

そこで数名の方とも話をさせていただきましたけども、やはり今議員がおっしゃったようなことも当然言われましたけども、ただ一つだけ、仮に問題というか、あるとすれば、道路が広くなるとあそこが通り抜けに、今も、今現在でもやっぱり通り抜けで、非常に猛スピードで行かれる車が何台かいらっしゃるということでしたので、それを広めたことによって物すごい通り抜けの道になるのかなというふうに私自身思ったところでもございますので、そういったところもいろんな角度から考えながら、今後、住民の方等の意見を聞きながらしっかりと対応してまいりたいというふうには思っておりますが、いずれにしましても、坂本議員がおっしゃるような思いは私どももあるということで、住民の方々の話をしっかりと聞いて、今後も進めてまいりたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） それでは、南側拡幅も含め、井手改修のボックスカルバート設置も含め、今後、住民等に説明しながら方向性を決めていくでよろしいんですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） そのこのところもしっかりとこちらのほうで、どういった思いでやっていくのかというのは再度検討する必要があるというふうに思いますが、やはり住民の方々の、今あそこに、地域にお住まいの方々の御意見なくしてこの計画は進まないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 仮に、原水北側、原水周辺の区画整理事業に合わせて南側の拡幅となれば、これは多分、10年後ぐらいじゃないんですかね。どのくらい時間要しますか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） すいません、私のほうからお答えさせていただきます。

今進めております（仮称）原水駅周辺の土地区画整理事業、これはうまくいけば、まだ確定しておりませんが、令和7年度には決定いたします。

それからの換地計画だったり工事計画だったり、そういう運びになりますけれども、それができるだけスピーディーに進めるために、今現在、予算化いたしまして、できる範囲の調査だとか計画は立てているところでございます。明確にいつだということは、なかなかこの場ではお答えすることはできません。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） この地の住民の方は、ボックスカルバートによる改修を強く望んでおられますので、今後、住民の方と十分話し合っって方向性を決めてほしいと思います。

次に移ります。

次に、同じく馬場地区ですが、県道新山原水線鉄砲小路入り口も狭隘道路です。ここも大変危険な場所ですね。鉄砲小路までは広くて、あれから急に狭くなっていますので、通学路でもあります。

ここについては、早急に拡幅できるか。ここについて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

県道新山原水線鉄砲小路入り口の拡幅についてでございますけれども、この道路は、議員御質問のとおり、道幅が狭く車の離合も困難で危険であると、町も捉えてございます。

また、この道路は、3月定例会において、現在、県と進めています菊陽空港線延伸道路事業のうち、県が県道新山原水線道路改良工事として進める工事区間において、県道の旧道となる路線であり、町道上堀川新町線として町道認定の議決をいただいた路線になります。

町では、県に、菊陽空港線延伸道路事業計画の段階から関連工事として拡幅を要望しております。

また、平成19年頃から、単県要望で道路拡幅の要望も継続して行っておりますが、県では、道路拡幅の代わりにバイパスをつくるため、引継ぎに伴う道路拡幅はできないとの認識でございまして、実現には至っておりません。

町としましては、この道路は、道路拡幅により道路利用者の安全確保が必要と捉えており、今後とも、この道路を引継ぎする菊陽空港線延伸道路事業の完了までは、県に対し拡幅の要望

を続けてまいりたいと考えております。

また、菊陽空港線延伸道路事業が完了し、この道路が町管理となりましたら、町が事業主体となり、道路拡幅に向けて地域の御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 空港線延伸で、あっちが県道になって、この路線は町道、今の答弁ではですよ、町道になってから町が対応すると。現時点では、県はできないと回答をもらったということですね。ということになれば、またこれも、三、四年後になるんですかね。それでは、今の危険箇所の、もういいです、今日でも事故が起きそうな箇所なんですよね。もちろん、県道だけ、町が主体的にできないのか、県道でも町が主体的にできそうなのか、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

実際、県のほうで今管理されている道路ということでございますので、町としては、ぜひ県のほうで整備をしていただきたいということで強く要望のほうを今続けているところでございます。

現在は、県からはそのような、今お答えしました発言をいただいております、なかなか難しい状況ではございますけれども、引き続き拡幅についてはしっかり県のほうには要望してまいりたいというふうに思っております。

加えまして、やはり大変危険な道路であるというところは、町のほうも捉えておまして、区画線であったりとか、そういった安全対策でできることは県のほうにもお願いいたしまして、昨年度も、交差点のカラー化であったりとか、そのあたりはやっていただいているところでありまして、できる限りのことはやりながら、拡幅に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 私がこの地の北側の地権者の方にお伺いしたら、そう拡幅できれば、それは本当に好ましいということで協力するよという声をいただきました。

県は、空港線延伸が完了しなければ、結局、町にやってくれということでしょう。県はもうできないということね、要望活動しても県はできないということならば、町が主体に、県道でもその辺はできないんですか。

副町長、その辺、どうです。

○議長（福島知雄さん） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今お尋ねですけれども、原則、やはり県道という場合においては県が

整備するという形になろうかと思いますが、この場合は、今いただいたような特殊な要因もあるかと思いますが、引き続き要望しながら、可能なものがないかというところについては協議が必要になってくると思いますので、私のほうもしっかりと要望していきたいというふうに思っております。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） すいません、今の御質問の中で、北側の地権者の方から同意が得られたというようなお話があったと思いますので、北側の地権者、あそこが3名ほどおられるかと思えます。そういった方の御意向あたりもちょっと確認しながら、県への要望も、地権者の同意があるかというところで変わってくると思いますので、その辺で進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） もう事故が今日でも起こりそうな状況ですので、なるべく早く拡幅の整備、改修を行っていただきたいと思えます。それと、地権者と十分話し合ってお願いたします。

次に移ります。

県道瀬田熊本線の井口・辛川・曲手地区のバイパス道路構想は進んでいるかについてですが、これは第6期の菊陽町総合計画にも記載されていますよね。ここには東西に走る新たな道路（県道瀬田熊本線のバイパス）の整備について検討しますだけですが、この地域についての計画は進んでいるのか。実際、いつ着工になるのか、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

県道瀬田熊本線の井口・辛川・曲手地区は、道路幅員が狭く離合困難な区間があります。また、交通量も増加し、歩道もないため、児童・生徒の通学を含め、歩行者の安全確保ができておらず、危険な状況にあります。

地域からも、改善について強く要望もあっており、バイパス整備などの抜本的な対策が必要と考えています。

さらに、菊陽南小学校区の振興のためにも、やらなければならないと考えております。

このため、町では、現在の菊陽町総合計画、菊陽町都市計画マスタープランに、瀬田熊本線バイパスの整備の検討について掲げるとともに、整備実現に向けて県への単県要望を平成29年度から行っているところでございます。

72の政策提言においても、菊陽南小学校区における東西に走る新たな県道瀬田熊本線のバイパスの整備について検討することが掲げられています。

しかし、現在、町では、渋滞対策として、菊陽空港線延伸道路事業をはじめ数多くの道路事業に注力しているところでございます。

町といたしましては、現在進めている渋滞対策の進捗を見ながら、事業の時期や手法など、県と検討を進め、県道瀬田熊本線のバイパス整備の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） これも県への要望ということですが、これは基本、総合計画に載っているんですよね。ということは、これは町主体でやるということじゃないんですか。町長の認識はどうなんですか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 私の政策提言の中にも、このバイパスの道路構想というのは入っております。そういったことを考えますと、やはり私の任期中にゼロから1に進むということは、当然必要になってくるというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ゼロから1にというと、上は100なんですか、10なんですか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 上は100、10か、でしょうけども、今までほとんど進んでいなかったこの事業に対しまして、やはり全くなかったところから一歩踏み出すというところの言い回しでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 理解できないんですが、県への要望だけ、県がやると言わなければならないのか。検討しますというとは、どういうふうな検討する。県への要望だけが検討ですか、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 先ほど建設課長が申し上げたとおり、この道路につきましては、現在の瀬田熊本線、これのバイパス的な機能というのも一つありますし、もう一つは南小学校区の振興、発展のためという2つの狙いがあります。その中で、できるならば、熊本県のほうで整備をしていただきたいという思いで要望を続けてきたところではございますけれども、現在のところ、ゼロ回答ということでございますので、その事業の手法、やり方、県なのか町なのか、そういったものを含めて、再度検討したいというところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 再度検討しますが、これは青写真とかはできているんですか。どの辺を通してどうするとか、そういうのをつくって県に要望しているんじゃないんですか。いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 今現在、要望をさせていただいている内容につきましては、議員のほうも持ってらっしゃいますけれども、総合計画であつたり都市計画マスタープランのほうに線のほうが入っておりますけれども、その程度の位置関係で、今、お話をさせていただいております。

延長については、約3,400メートル程度ということで要望させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町長がゼロから1へ、100のうちゼロから1へということは、傍聴にも来られていますので、今年度はどういう作業するかだけは。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今年度は、やはり、今後、このような坂本議員から、議員の皆様方からこのような意見が、御質問があつたときには、もう少し踏み込んで、私どももお答えできるような体制を取っていきたいというふうに思っているところでもございます。

やはり、先ほど答弁にもありましたけども、この道路をしっかりと整備することが、やはりこの南小地区、白水地区の発展につながるということを非常に私も強く思っておりますので、やはりこれはやらなければならない事業でございますので、そういったところで今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） この路線への一般質問は、引き続きやりたいと思いますので、そのゼロから1へと言わなくても、ゼロから10へ、15へと、スピーディーな対応をお願いいたします。地元の方々も強く待ち望んでおられますので、その点、よろしく願いいたしまして次へ移ります。

質問事項3、農業振興と発展について、(1)白水台地の鹿被害について、山林側全域に電気柵を設置すべきではないかについてですが、白水地区においては、害獣の被害はかなり深刻で、特に鹿の被害は食害だけではなく、踏みつけたりしての被害もあります。とても厄介です。

特に、戸次地区においては、近くに冬場の水飲み場もあり、かなり被害が出ているとのこと。

そこで質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 御質問にお答えいたします。

近年起きる有害鳥獣の動向は、山林の開発による生息地や天敵の減少、農作物残渣の放置な

どの無意識に行われている餌づけにより、鳥獣の栄養状態がよくなり、生存率や繁殖率が上がったことで個体数が増加し、新たな餌場を求め、本来の里山から農地へと活動範囲を広げ、農作物を食害するなど農業経営に大きな被害を与えています。

町では、有害鳥獣対策として、菊陽町有害鳥獣駆除隊に捕獲業務を委託し、白水地区の山林を中心に、箱わなやくくりわなを設置するなど、有害鳥獣の捕獲を行っております。

また、平成29年11月から、有害鳥獣侵入防止柵の設置に対し、1経営体当たり30万円を上限とし、10アール当たり3万円の補助を行い、これまでに10経営体、総面積9.74ヘクタールの農地に侵入防止柵が設置されております。

御提案のあった被害が拡大している農地周辺の山林側全域に電気柵の設置についてでございますが、有害鳥獣の被害防止対策の有効な手段の一つであると考えます。

しかしながら、被害が拡大している県道熊本益城大津線、通称第3空港線をまたぐ戸次上村から国道443号線までの白水台地にかけての防止柵設置延長は約5.3キロに及ぶ大規模なものとなる上、対象地域の一帯は傾斜地が多く、柵を飛び越えられないよう広場を確保するための用地が必要となります。

また、道路からの侵入も予想されますので、町では、先進地事例を参考にこれまでの対策を強化してまいりたいと考えております。

具体的には、侵入防止柵の設置において、これまでの単体農地での取組から複数の農地による広範囲での設置を促すよう、補助の見直しも含め、関係農業者の御理解と御協力をいただき、被害防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） この経営体、一筆ごとの電気柵、またネットを張つての対策では、その一筆は守れるけど、ほかの圃場は守れんとですよ。西原村の宮山地区では山林が鹿ネットを張つてあるということですが、せめて鹿被害の大きい戸次の上村あたりに、上村がかなり夜中になったら鹿の鳴き声も頻繁に聞こえるということで、その地区だけでも試験的に設置してみたらどうですか。いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 一応、山林側は全体的に、全体といいますか、上村地区一帯に防止柵ですけれども、やはり幹線道路をまたぎますので完全に封じ込めることはできず、道路からの侵入があるということで、なかなか菊陽の地形としましては、県のほうにもいろいろ意見をお伺いしながらいったところ、やはりなかなか効果は薄いんじゃないかなろうかというふうにお伺いしております。

ですので、本町としましては、先進地事例を倣ったところで、広範囲によるわなの設置及びくくりわな等の設置数を増やすなどの対応で対策を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 課長がおっしゃった一形態だけじゃなくて、多数の形態を連携させて張るように要望するというのは、まさしく山林側にネットを張るのと一緒にじゃない。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません、私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思います。

考え方としては一緒でございます。山際を囲むのか、農地を囲むのかということでございます。山際であれば、やはり先ほど課長から答弁もありましたように、平地をつくったりだとか、飛び越えられますのでいろいろな構造を変えたりとかとする必要がございます。

それと、道路をまたぎますので、どうしても侵入を100%防げないというところもございまして、できれば農地を広範囲にわたって囲うという作業をさせていただければ。もちろん、これに伴いまして、補助金、そういったところも見直します。

まず、複数の農地を対象としまして、大区画で対応させていただくということと、これに伴いまして補助制度を速やかに見直してまいります。まずは、山際ではなくて、農地の大区画化を、保護するといいますか、防御柵を回すというところで対処していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 山林側をずらっとはできないけど、一筆ごとじゃなくて、10筆、全部囲い込むと、そういったやり方をやっていくということによろしいんですね。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） もちろん、受益者負担も伴いますので、まずは受益者に御理解をいただくというのがまず第一だろうと思いますので、まずそういった地権者に対しての制度説明、そして御理解をいただくための意見交換をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 鹿の習性で、一回、電気柵に触れたらその場所には電気が通ってなくても来ないらしいんですね。広範囲にやるということ、だから周知して、なるべく経営体に負担がかからないようにできるように、今からやっていけますか、ずっと。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） その方向で進めていきたいと思っております。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） (2)の菊陽町単独の駆除チームを構成するべきではないかについてですが、これについては設置したということですので、5月に構成されたんですかね。それで、その菊陽町害獣駆除隊の概略だけでもいいんで説明をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 御質問にお答えいたします。

鳥獣被害が拡大してきました平成27年12月から、本町在住者も在籍する熊本県猟友会大津支部へ本町の有害鳥獣駆除業務を委託してまいりました。

平成30年度末に、本町在住者の有志により、菊池南猟友会駆除隊が設立されたことを受け、これまでの駆除業務を担ってこられた熊本県猟友会大津支部とにおいて、菊陽町有害鳥獣駆除隊を平成31年4月1日に設立されたところでございます。

設立から4年が経過した令和5年度には、菊陽町単独の駆除チームとして再編成され、現在、本町全域において駆除活動を行っていただいております。

しかしながら、菊陽町有害鳥獣駆除隊の構成員6名におかれましては、本業である農作業の傍ら、駆除活動に従事されている状況であり、急な駆除活動に参加できないことも想定されるなど、駆除従事者不足が大きな課題となっております。

現隊員及び被害が拡大している地域と連携し、駆除従事者の確保及び育成を行い、駆除チームの拡大、育成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 続いて、(3)に移ります。

J A菊池では、ニンジン選果場新築を計画している。本町特産、国の産地指定のニンジン作付拡大及び労働力不足解消並びにニンジン農家の後継者育成のためにも、建設に対し、町は手厚い支援をするべきではないかについてですが、昨日、原水地区総代会前の座談会の中で、建設費が約10億円、概略かかりそうだということで、これは大津町の部会員さんも多数出荷されております。

大津町と歩調を合わせて、ぜひ手厚い支援を要望いたしますが、その点いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） では、御質問にお答えいたします。

J A菊池農業協同組合では、平成24年度強い農業づくり交付金事業により整備したニンジン選果施設において、選果機械の老朽化により修繕が頻発し、選果作業に支障を来しているため、施設等の更新を決定されたとお聞きしております。

先般、J Aから、令和6年度強い農業づくり交付金事業の活用を要望したい旨の相談を受けたところでございます。

本町農業の基幹作物であるニンジンの拠点施設となるJ Aニンジン選果場は、本町にとっても重要な施設であると認識しております。

令和6年度事業の要望に当たっては、施設の位置、規模及び事業費を確定させる必要があります。現在、詳細については検討中とのことでありますが、現在の計画概要を基に県と協議を行い、要望時までには精査しておくべき事項をJ Aと町とで情報を共有し、早期建設に向け連携

して進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 建設に当たっては、国の補助金の50%を活用して建設に当たるということですが、50%では、とても、今度、利用者に対しての利用料がどんと上がるんですね。大津町の部会員さんも多数出荷されておりますが、具体的に町、大津町、菊陽町としても、1割以上の補助、前回もそうだったと思うんですよ、前回改修したときも。

補助できないか、その点、町長、どうですか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 補助額につきましては、今、この場でお答えすることはできませんが、やはり菊陽町はニンジンの町でございます。実は、昨日、お客様来られて、ニンジン10キロ、農協から持ってきてもらいまして、副町長にも見ていただきました。物すごくやっぱりきれいなニンジンでございます。それを見ると、やはり改めてこの菊陽町はニンジンの町だというふうに思ったところでもございます。

この基幹産業ともなる農業を守ることが、菊陽町、そして私の使命だというふうにも思っておりますので、補助額はこれからしっかりと協議をしてみたいと思いますが、やはりこのニンジン選果場というのは、町としても積極的に支援をしていくところだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） じゃあ、手厚い支援をしていくということでよろしいですね。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） どこまで手厚いかというのは、数字にはできませんけども、思いとしては手厚く支援をしていきたい。ニンジンに限らず、やはり今、TSMC、様々なところでの菊陽町はスポットライトを浴びておりますが、やはり農業の町だということは私も認識をしておりますし、若くて、そしてまた先輩の農業者の方もいらっしゃいますし、やはり若くして後継者になれる方もいらっしゃいます。

聞くところによりますと、菊陽町以外のところから、おじいちゃまのおうちに入って農業をされる、そういった若い方々もいらっしゃるということもお聞きをしておりますので、やはりそういったところも考えますと、手厚いということになろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 次の質問に移ります。

質問事項4、快適なまちづくりについて、ひばりヶ丘公園にトイレを設置するべきではないかについてですが、この質問は多数の町民から要望がありました。

トイレ設置については、防犯上の懸念があるとのことで、原水駅北側のバス転回場ではそういう説明でしたが、設置場所を一番明るい場所に設置し、公園入り口付近とかに24時間対応の防犯カメラ等を備えれば、逆に防犯対策に寄与すると思われま

すが、それを踏まえて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

ひばりヶ丘公園は、菊陽第一土地区画整理事業の区域内に町が整備し、平成17年3月に供用を開始した都市公園です。公園の種別としては、町内に7か所ある近隣公園に分類され、町の公園の9割以上を占める街区公園と比べると比較的規模が大きく、面積は約1.2ヘクタールあります。

質問のトイレの設置につきましては、公園を整備する際に地区へ説明を行い、御意見を伺うなど、一旦は設置しない方向で整理がなされたものですが、改めて設置するとすればどの位置に設置可能か、どの程度の予算が必要か等について、具体的な検討を行います。

検討に当たっては、ひばりヶ丘公園の機能として、調整池があふれた際に、公園の一部に水をため、災害を防ぐ構造となっていることから、そうしたエリアは避ける等の配慮も必要となります。

トイレの設置に対しては、様々な意見があり得ることから、先ほどありました防犯面についても両方の考えがあるということも含めて、違法駐車、公園管理への影響等を含め、メリット、デメリットを整理し、公園の管理を委託させていただいているひばりヶ丘区、宮の上区、両区の御意見をしっかり伺ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 地元の行政区と十分相談しながら検討するということですが、具体的にその検討はどういった手法、当地区の区長さんないしと相談して、検討結果は今年度中に出るのか出ないのか、その辺いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

時期については、この場ではっきりは申し上げられませんが、まずやはり予算を伴うというところで他の事業との兼ね合いも正直あります。ただ、供用開始当初とは事情が変わっているという部分もあると思われま

すが、できるだけ早く検討を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） これも引き続き一般質問しますが、じゃ今年度中にある程度の検討結果は出るでいいですかね。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 予算も絡みますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今年度中に検討結果は出します。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 次に移ります。

質問5の中学校部活動について、文化部活動に対し、町は今後どのような支援をしていくのか問うについてですが、これについては、国の公立中学校部活動改革により地域移行が今後行われると予想されますが、文化系部活動は、特にブラスバンドですね、ブラスバンドにおいては楽器代や移動に関する輸送代等の、ほかの部活より多額の費用がかかると思います。

その点を含めて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

中学校における学校部活動の地域移行に関しまして、令和4年12月27日に、国から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが出されました。

その中では、移行に向けた環境整備としまして、まずは休日における移行に向けた地域の環境整備を推進することとして、特に令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことなどが示されております。

また、地域クラブ活動の内容としましては、競技志向の活動だけではなく、複数の運動種目、文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保、また人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業、また貧困家庭への支援などが示されております。

今後、県として、文化活動などの推進計画が示される予定となっております。それを受けまして、町でも、今年度中に検討委員会を立ち上げて、運動部活動と同様に吹奏楽部や合唱部、美術部などの文化系の活動においても、地域移行に向けて取組をどのように進めていくか、検討していくことにしております。

現在、部活動に関しましては、文化部活動ですね、に対して、コンクールなどの輸送費や指導者への報償費、使用料や賃借料に係る経費を補助対象とした補助金を交付しておりますが、町としまして、部活動から地域移行が進められても、菊陽町で活動する文化芸術団体への支援、世代を超えた交流を生み出すための支援は必要であると考えておりまして、今後の取組状況を踏まえながら、どのような支援が必要か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 学校部活は、スポーツ系を含めて誰でも公平に参加が、今、できますよね。今後、地域移行になれば、限られた子どもしか参加できないおそれが出てきます。

今までどおり、誰でも公平に参加できるようにスムーズな地域移行と財政支援が必要と思いますが、町長、その点いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今、教育部長がお答えをしたとおりでございまして、やはり文化系もしっかりとサポートしていくというところがございます。確かにスポーツ、私は、どちらかというと、何かスポーツが表に出ているイメージがあるみたいでございまして、やはり文化系のところもしっかりとサポートしてまいりたいというふうに思います。

そういったところから、熊本から日本へ、そしてまた世界へ活躍できるような人材をやはり輩出することが我々の使命だというふうに思っておりますので、今議員がおっしゃったようなサポート体制をしっかりと整えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 次に移ります。

最後に、質問事項6、安心・安全な通学について、通学路危険箇所には各行政区と協力して防犯カメラを設置するべきではないかの質問ですが、この質問は、町長の政策提言集の中に、街頭防犯カメラの設置をうたっておりますよね。その中で、子どもの見守り及び街頭犯罪の抑止を目的として街頭防犯カメラを設置し、管理と運用、さらには犯罪の際には警察への捜査支援を行いますとうたっております。

その辺を含めて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

通学路の危険箇所につきましては、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づき、学務課が主体となり、学校関係者や道路管理者、交通管理者などの関係機関と連携しながら、児童・生徒が安全に通学できるように、毎年、通学路の合同点検を実施しています。

防犯カメラの設置につきましては、令和元年度から、地域住民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりを実現するために、防犯カメラの設置促進を協力して行うことを目的とした防犯カメラ設置補助事業を大津地区防犯協会連合会が実施しております。

この補助事業の対象は、自治会や事業所などで申請1件に対し50万円を上限に補助を行っております。

菊陽町内に設置された防犯カメラに対しましては、大津地区防犯協会連合会が補助した額を本町が負担しております。

御質問の通学路危険箇所への防犯カメラ設置につきましては、今後も、防犯カメラ設置事業

補助事業を活用し、自治会と協力して、自治会、事業所等が主体となる設置を進めてまいります。

また、この補助事業につきましては、補助するに当たって、今、議員様より質問がありました犯罪等が起きた場合の警察への情報提供についても行うよということが申請条件となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今の答弁では、各行政区から要望があり、申請しなければならないような答弁でしたが、私が言っているのは、町が主体的に行政区と協力しながら、ここに設置したほうがいい、ここがいいと、行政からの要望じゃなくて町主体でできないかについてですが、その辺いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

今、議員様より御指摘がありました町単独での設置につきましては、今現在は、大津地区の防犯協会連合会の補助制度を主として行いたい、行っておるところでございます。

また、自治会等と協力するという部分には、通学路の危険箇所等について、町のほうも実際現地等に赴き、区からの要望等をお聞きしながら、また御近所に事業所等もありましたら、事業所のほうにも補助制度のほうを説明し、この補助事業を主として、今後も、防犯カメラの設置に取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 教育長、町が主体となって危険箇所に、町が設置するような、これは犯罪にも抑止力になりますし、そういうのを積極的に、ここはいかん、ここも危ないと、そういうところに設置できるように、するようにできないですか、教育長、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） お答えいたします。

先ほど課長のほうから答えましたように、議員お尋ねの通学路の危険箇所、特に危険箇所についてということがありました。

菊陽町では、通学路安全プログラムに基づいて、学務課が主体となってこれを行っております。今年度も、8月に小学校6区で行う予定です。

そこで児童・生徒が安全に通学できるということが一番必要ですので、今の点は、その参加者約20名で検討してまいりたいと思います。

以上です。

（17番坂本秀則さん「以上で一般質問を終わります」の声あり）

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 皆様、おはようございます。議席番号8番、公明党の西本友春です。

本日は、お忙しい中、傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

ロシアによるウクライナ侵略から1年3か月が経過しました。今なお、終結の兆しが見えない状況が続いており、ロシア軍はウクライナの首都キーウを含む全土に巡航ミサイルなどを発射し、民間インフラを破壊している。今年に入ると、ロシア軍が発射したミサイルがウクライナの集合住宅に着弾する事態も相次ぎ、子どもを含む多くのウクライナの住民が亡くなりました。

国連人権高等弁務官事務所によると、5月7日の時点で、ロシア軍の攻撃により死亡したウクライナの民間人は8,791人に上ります。重要インフラに対する攻撃や住宅、学校、病院を含む民間施設への意図的な攻撃の即時停止を何よりも実現させるべきです。一刻も早いウクライナの平和回復と、世界に安全と平和が取り戻せることを強く念じています。

今回の一般質問は、子育て支援について、公共の建物について、物価高騰対策について、投票率向上施策について、スクールゾーンの安全対策についての5つを質問させていただきます。質問は質問席にて行います。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今年3月時点で確認いたしましたが、待機児童は10名、保留児童は50名程度と聞いておりました。また、菊陽町のホームページには、菊陽町認可保育所空き状況一覧と、7月の入所見込みというのがホームページにアップされておりますが、ゼロ歳児には少し余裕があるみたいですが、1歳児までは何とか少し余裕があるような受入れ数が、一、二名程度のところが四、五か所ぐらいありますが、現在の待機児童と保留児童の数はどのようになっているのかをお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えいたします。

本年6月1日現在の待機児童はおりません。

また、特定の保育所等を希望している理由などで入所を見合わせている保留児童の数は、本年6月1日現在、85名で、年齢別ではゼロ歳児が6名、1歳児が3名、2歳児が8名、3歳児が21名、4歳児が8名、5歳児が12名となっております。

以上でございます。

すいません、1歳児が30名です。失礼しました。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 待機児童ゼロというのは評価をいたします。保留児童の場合、親御さんの希望と、そういうのがあって、本来であれば違うところ、子どもさんを違うところに預けるということで、そこは嫌だというような形で保留児童にはなっているとは思いますが、85名というのはちょっとあまりにも、今まで、私はこういう待機児童問題を質問したときに、保留児童が85名というのはびっくりする数ですね。今まで、いても20とか、それぐらいだったというふうに記憶しておりますが、現在、菊陽町では多くの戸建て住宅が建築されています。また、マンションも建設されています。今後も、多くの開発計画が想定されるのと、原水駅の北側から新駅までの大規模開発も計画されております。

待機児童と保留児童を解消するには、大きな課題があると考えられますが、待機児童及び保留児童対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

待機児童及び保留児童の解消を図るためには、保育ニーズに応じた保育所等の利用定員及び保育士の確保が必要と考えております。

利用定員の確保の方策につきましては、これまで平成31年4月1日現在、4月1日から町立保育所の5園を民営化しました当時の利用定員数が1,527名、本年4月1日現在の利用定員数が1,607名で、計80名の定員増を図ってまいりました。

今後も引き続き、菊陽町子ども・子育て会議での意見等を踏まえ、町内の保育所等の事業者に対し定員増を要請していくとともに、定員の弾力運用による受入れ枠の拡大を図っていきたいと考えております。

保育士の確保の方策につきましては、現在、保育士の業務負担を軽減し、その離職防止を図り、保育人材の確保を行い、保育士が働きやすい職場環境を整備することなどを目的とした保育体制強化事業や保育補助者雇上強化事業などの補助事業を実施し、保育所等の事業者に対し支援を行ってまいります。

今後、本町では、町独自の施策として、配置基準を超える保育士を新規雇用する場合に人件費の一部を補助する（仮称）予備保育士雇用事業の実施に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今、予備保育士を計画しているということなのですが、前、少し私が聞いたときには、3月に確認したときに、保育士を増やしていただくために、町として10名分の保育士の予算等を検討していますと。

それが予算の中にも入っているということで、伺っておりますが、そこをちょっと具体的に

教えてもらっていいですか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 今の御質問についてお答えします。

令和5年度の当初予算のほうにも計上しておりますけども、補助の基準額として、まだこれは今原案の段階でございますが、23万2,000円掛ける6か月分掛ける10名、合計しますと696万円の予算計上を今しております。

これに向けて、今、本町のほうでは実施要項等を策定中ございまして、早急な実施に向けて今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 6か月分の補助ということで、各保育園、私はずっとお伺いさせていただいて、園長先生たちともお話をさせていただきますが、やはり保育士確保が非常に厳しいという現状をおっしゃっていました。定員数、枠もそうですけども、やはり保育士確保もということで、もちろん定員数確保をオーバーするという部分では保育施設が足りないというところも、意見も頂戴をしております。

それから、もう正直言って3月予算は通っているわけですよね。今、検討じゃなくて、もう検討して周知すべき時期が本来ではないかというふうに考えている。私はその補助額の話聞いたときに、各園の先生には、こういうふうに町も取り組んでいますということはお伝えはしております。

ただ、そういう部分で、もっと早めにスピードアップして、この事業はせつかくだからもっと園に対してPRをしていただく、するべきだと思いますが、そのことについてはどう思いますか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 今の御質問についてお答えします。

先ほど申し上げたとおり、詳細な実施要項を今策定中ございまして、本町としても、町独自の施策として、重要な事業として捉えております。保育士の確保は非常に重要ということになっておりますので、できるだけ早めに事業着手に向けて実施してまいりたいと考えておりますので、どうか御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） じゃ、早めに取り組んでもらいたいというふうに思います。

時間がないから進めていきます。

菊陽町には、ここにもありますが、事業所内保育所というのが5か所ほどあるんですが、私は待機児童解消のために、その企業内事業保育所の検討をというふうに思って調べて、進めてまいりましたが、これは、国の政策として全国的に企業内設置ということで、令和3年度で、待機児童がいなくなったということで、国のほうからは、もう新規事業は求めないというふう

な結論が出ておりました、なかなか、それを提案しようと思いましたが、それが今、できないのが現状です。

それを踏まえて、菊陽町、合志市、大津町では、T S M C、また第2工場も周辺ということで、それからソニーの大規模投資やその他の企業進出も予想される中で、保育における待機児童や保留児童の解消が大きな課題です。

そこで菊陽町、合志市、大津町での広域で連携した保育事業の取組をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

広域での連携した保育の利用につきましては、これまでも通称広域入所と申しまして、例えば保護者の勤務先が町外にあり、勤務形態または通勤時間等の都合により、町内の保育所での保育が困難な場合などの理由により、町外の保育所を入所希望し、その保育所に空きがある場合は、お互いの市町村で協議を行い、広域利用を行っているところでございます。

現在、近隣の市町は、T S M Cの進出などから子育て世代の増加が見込まれる中、保育ニーズへの柔軟な対応が期待されているため、今後も引き続き近隣の市町と連携を強化しまして、より効果的な取組を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 連携してということで、できるだけそういう機会を、町長も含めて、近隣の、特にやっぱり菊陽の場合は合志、大津を、また熊本市も関連すると思いますが、そういう会議等をぜひ設けていただいて、課題解消に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

こども基本法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年度のこども家庭庁当初予算は4.8兆円、令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば5.2兆円規模となっており、結婚、妊娠、出産、子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服、生育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する、全ての子どもに健やかで安全・安心に成長できる環境を提供すると、結婚前から18歳までを対象とした総合的な省庁の誕生に伴い、様々な分野での仕事量が増えてくることが予想されます。

A Iの進歩及び自治体D Xの推進で、業務効率化は図られますが、町全体でマンパワーが不足と考えているが、今後の子育て支援への取組を行う上でマンパワーが足りないのではないのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） 人事に関係しますので総務課のほうからお答えします。

今年4月のこども家庭庁の設置やこども基本法の施行などによる今後の子育て支援への取組

に対応するためには、子どもに関係する課である福祉課と子育て支援課、健康・保険課が連携し、一体となって取り組む必要があるため、本町においても、4月に組織改編を行い、これらの課を同じ健康福祉部として組織することで体制の整備をしたところであります。

マンパワーが足りないのではないかという御質問ですが、職員の人事、人員配置については、毎年、各所属長のヒアリングや町全体の業務量のバランスなどを考慮し、適正な配置を行っているところではあります。子育て支援に限らず、本町では全庁的に人口増加やTSMCの進出、様々な国の施策への対応などにより、年々業務量が増加しており、対応する職員が不足していることは認識しております。

この職員不足に早急に対応するため、昨年度に引き続き本年度も、年度途中の早期採用を行うこととしております。

あわせて、業務のアウトソーシングやDXによる業務の効率化なども進めながら、必要な職員の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） とにかく、マンパワー不足は全体的な話でもございますので、やっぱりしっかり取り組んでいただいて進めていただきたい。

続きまして、公共の建物について質問をさせていただきます。

中央公民館は、耐震補強が完了しているために、熊本地震でも大きな被害を出すことがなく済みましたが、築51年と聞いています。総務省の建物の耐用年数表によると、鉄骨鉄筋コンクリートの耐用年数は50年とされています。熊本地震で、建物にクラックが発生しましたが、塗装により、現在では確認できないようになりました。

私は、年に数回、会議室を借りて会合を開催していますが、会議室等の老朽化が見受けられると感じています。また、会議等で、中央公民館を利用させていただいていますが、3階で会議を行うときに、エレベーターがないために階段を上ることになりますが、利用者の多くの方から、階段はきついので何とか対策をしてほしいとの声を頂戴しています。

車椅子を利用されている方は、エレベーターがないので施設の利用ができない状況です。1番と2番、中央公民館の、今後、建物の利用可能期間とエレベーターの設置をどのように考えているのか、併せて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） 御質問にお答えします。

中央公民館につきましては、急速に都市化していく社会情勢に対応するため、人づくり、まちづくりとなる社会教育施設の拠点として、昭和47年3月に完成し、熊本地震や新型コロナウイルスの影響を除くと、年間約3万人の方に講座や会議などで利用していただいております。

また、町公共施設の中で最も古い建物で、建設後51年が経過しており、これまでに耐震工事や熊本地震後の復旧工事などの部分的な工事は実施しておりますが、大規模工事は実施してい

ないため、議員が申されたように老朽化が進んでいることは否めない状況です。

建物の利用可能な期間につきましては、明確に定めておりませんが、今後、長期の利用は見込めないと考えております。

また、2番目の御質問であるエレベーターの設置については、これまでも検討はしてまいりましたが、今後の利用期間を考慮すると現実的ではないと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） それでは、菊陽町庁舎本館は、昭和53年建築で築45年と聞いています。以前の庁舎の考え方では、別館のプレハブ庁舎は建て替えを行い、現在の防災センターと連結をし、役場本館は少しの改修を行う計画となっていました。同僚議員の一般質問に対し、現在は、建て替えを含めて検討するとの回答でした。

現在、エレベーターは2階までしか稼働しないため、車椅子の方は、会議棟まで来て、本会議や一般質問を直接見ることは困難です。

町長公約の健康保健センターの整備、保育園の建て替えを含めた総合子育て支援センターの整備の積立ても、現在進行中です。菊陽町総合体育館は、本年10月に供用開始します。中央公民館、町民体育館、役場本庁を含め、周辺全体で総合的な検討が必要と提案いたします。

菊陽町は、全国からも最も注目されている町です。JAS Mの稼働とともに、多くの自治体からの視察研修も想定されます。今後、急激な人口増が現実化している中、外国からの住民も増え、多くの外国人の来庁も考えられます。

市制移行を踏まえて、役場庁舎の建て替えをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、市制移行につきましては、地方自治法及び熊本県条例に要件が定めてあり、人口については5万人以上となっております。

この人口については、平成27年度に策定した菊陽町人口ビジョンにおいて、令和22年、4万8,968人の将来展望となっております。

現在は、将来展望とほぼ同じ状況で人口の増加が続いておりますが、菊陽町を取り巻く環境の変化を考慮いたしますと、人口の増加はさらに加速することが見込まれているところでございます。

また、菊陽町役場庁舎の整備につきましては、現在、建て替えも含め検討するとしておりますが、ただいま議員の質問にもありましたように、菊陽町役場庁舎周辺には、中央公民館や町民体育館、菊陽中学校に老人福祉センターなどの施設があり、これらの施設につきましては、今後、人口の増加や老朽化により建て替えや改築または増築などが必要になると考えているところでございます。

さらには、公約でもあります健康保険センターの整備や計画しております総合子育て支援セ

センターの整備、また市制移行した場合に必要な福祉事務所の設置も視野に入れながら進めていきたいと考えてはおりますが、菊陽町役場周辺の土地が不足することも想定をされるところでございます。

そのため、菊陽町役場周辺施設の所管課が分かれておりますが、一体的に配置等を検討する必要がありますので、建設系施設の整備に係る方向性の検討会議を設置し、各所管課横断的に取り組んでいくよう、副町長に指示をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今、指示をされたということで、今後、含めて年数的には少しかかるかもしれませんが、やはり早めに、やはり私のあれでいきますと、本来であればもうすぐ取り組んで、J A S Mが完成したら、先ほど言いましたようにいろんな方が来られるということで、やはり町の見学されても問題ないというか、自信を持って見学していただくためにも、早期に取り組んでいただいて、検討結果で進めていただきたいというふうに考えております。

続きまして、物価高騰対策についてです。

2022年2月24日に、ロシアがウクライナを侵略し、世界のエネルギー情勢は混迷を深め、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰に円安が加わり、食品をはじめ値上げラッシュが続いており、昨年11月の全国消費者物価指数は、前年の同じ月と比べ3.7%上昇し、41年ぶりの高い伸び率となりました。

2020年度予算から、コロナ対策として、無料のPCR検査、時短要請に応じた飲食店への協力金、雇用調整助成金等生活支援として、自治体独自施策としてプレミアム付商品券の発行等に活用できる地方創生臨時交付金が設けられました。

今まで、物価高騰対策で、現在、町が行っている事業はどのようなメニューとなっているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

国の物価対策である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する事業メニューにつきましては、2つの大きな枠として、低所得世帯支援枠、推奨事業メニューが設定されておりますが、現時点で、本町で実施が決定している事業は、さきの5月臨時議会で御承認いただきました低所得世帯に対する支援の住民税非課税世帯と家計急変世帯に1世帯当たり3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金事業のみになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 3月22日に、物価高騰の対策として、低所得世帯に、先ほど言われましたが、1世帯当たり3万円を目安に支給する低所得世帯支援枠として5,000億円、LPガスの負担軽減、電気使用量の多い事業者への支援等に、地域の実情に応じた対策に自由に使える枠

として7,000億円を追加決定いたしました。

そのことを踏まえて、3月28日に、吉本町長へ、物価高騰に関する緊急要望書を提出させていただきました。

3月22日に政府が決定した物価高騰に対する追加策を町はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

3月22日に決定された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加策であります。先日の全員協議会や町長の行政報告でも御報告させていただいたとおり、今回、新たな追加策としてLPガス使用世帯への支援を予定しております。

必要な予算については、本議会の補正予算に計上させていただいているところです。

実施する理由としましては、現在、電気、都市ガス使用世帯への支援については、国直轄の緩和対策で値引きを実施されているところですが、LPガス使用世帯への支援は実施されていない状況です。

そのため、本町としましては、まだ支援がされていないLPガス使用世帯へ支援することにより、全ての世帯へのエネルギー価格高騰に係る支援が行き渡ると考えております。

LPガス使用世帯への支援の実施を予定しております。支援の内容につきましては、支援期間を国が実施した電気や都市ガスへの支援期間と同じ、令和5年1月から9月使用分までの9か月分とし、1世帯当たり6,000円の補助を予定しております。

補助金の給付方法としましては、熊本県が委託を予定している熊本県LPガス協会を通して、各世帯へ現金を給付する予定です。

なお、この事業につきましては、熊本県LPガス協会や経済産業省からも支援に関する依頼があつているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 提出した要望書には、LPガスの負担軽減を訴えさせていただいており、都市ガス世帯への支援は国直轄で緩和され、対策がなされているので、LPガス価格高騰対策補助事業の取組に関しては早急にしていただいて、高く評価させていただきます。

地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の約9,900万円から判断すると、まだ様々な物価高騰対策事業が考えられます。町長の公約の子ども食堂への支援、また医療機関や社会福祉施設、保育所等への光熱費支援事業への取組をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

今回以外の追加支援策につきましても、関係部署と協議検討を行っており、本町としましては、今後も、エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、追

加支援を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 追加施策もしっかり検討して、困っている事業者等への給付ができるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続きまして、投票率向上施策についてお伺いします。

私は、このたびの菊陽町議会議員選挙で3回目となりましたが、平成27年、49.36%、平成元年、46.01%、今回が44.48%と、回を追うごとに低くなっています。また、本来は、国政選挙より候補者が多くいるので投票率が上のはずですが、残念ながら、前回の参議院選挙より5%以上、また衆議院選挙より10%以上低くなっております。

各種議会議員選挙の投票率の推移はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

それでは、選挙種別ごとに、前々回、前回、直近の投票率の推移について申し上げます。

まず、国政選挙です。衆議院議員総選挙は、平成26年の前々回が46.78%、平成29年の前回が53.98%、令和3年の直近が55.08%と推移しています。参議院議員通常選挙は、平成28年が49.41%、令和元年が46.30%、令和4年が51.05%と推移しています。

次に、県の選挙です。県知事選挙は、平成24年が34.43%、平成28年が45.86%、令和2年が43.79%と推移しています。県議会議員一般選挙は、平成27年が45.31%、平成31年が41.99%、令和4年4月執行が37.45%と推移しています。

次に、町の選挙です。町長選挙は、平成26年が46.00%、平成30年が47.31%、昨年10月執行が51.45%と推移しています。最後に、町議会議員一般選挙は、平成27年が49.36%、平成31年が46.01%、今年4月執行は44.48%と推移しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 県議会、県知事選挙が低いというのは予想されましたけど、前回の町長選挙は投票率が上がって、おめでとうございます。

総務省の抽出調査によると、2021年の衆議院総選挙の年代別投票率は、次のような数値となっております。

10代、43.21、20代、36.50、30代、47.12、40代、55.56、50代、62.96、60代、71.43、70代以上、61.96%。全年代を通じた投票率は55.93%で、30代以下の世代では投票率が50%を下回っており、全体と比べて若者の投票率が低くなっております。

年代別投票率の推移はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

まず、令和2年3月の熊本県知事選挙から今年4月の町議会議員一般選挙までに行われました6回の選挙における年代別の平均投票率について申し上げます。

10代が32.01%、20代が25.48%、30代が34.26%、40代が43.87%、50代が53.31%、60代が65.07%、70代が69.03%、80代以上が48.16%となっています。

6回の選挙の平均投票率が47.24%でありますので、10代から40代にかけての若い世代は平均より低く、50代以上は平均より高い投票率となっています。

御質問のありました年代別投票率の推移につきましては、選挙の種類により増減がありますが、全体的に減少傾向となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 続きまして、投票率の低下をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

投票率につきましては、一般的には天候や選挙の争点など様々な要素が総合的に影響するものと言われています。

また、全国的な傾向ですが、政治への関心が薄らいでいることや、本町におきましては、他の年代と比較して投票率が低い10代から40代にかけての若い方の割合が多いことなども影響しているものと考えております。

選挙管理委員会としましても、投票率の低下は課題として捉えておりますので、引き続き啓発活動に努めるとともに、新たな取組についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 平成28年3月の一般質問では、商業施設への当日の投票所設置を提案し、現時点での投票所設置は考えていないが、有権者の投票活動への利便性向上について認識しており、委員会の中でもこのことについて検討するとの回答でした。

私の支援者の人からの意見ですが、期日前投票所に行く場合、菊陽町役場と光の森町民センターの2か所なので、期日前の当日投票所を1日でもいいから期日前ができるようにしていただきたいというような声も頂戴しております。

商業施設、また及び当日投票所への期日前投票所の設置をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

まず、商業施設への期日前投票所の設置につきましては、昨年も西本議員から質問があり、お答えしておりますが、商業施設におけるスペースの確保、投票所におけるプライバシーの確保、投票事務オンラインシステムの構築、システム障害時における選挙人名簿照合や二重投票

防止対策、投票箱、投票用紙の管理や立会人、事務従事者などの人的体制の確立などといった課題がありますので、現時点では考えておりません。

また、期日前投票について、少し説明をさせていただきます。

公職選挙法では、選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならないとされており、選挙当日の投票が原則であり、期日前投票は、投票日当日に投票に行けない事由がある場合に期日前投票所で投票ができる制度となっております。

また、期日前投票所については、公職選挙法において、選挙の期日の公示または告示のあった翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場、または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっております。

ただし、2か所以上の期日前投票所を設置する場合は、一つの期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会が指定した期日に限り設置することができることとなっております。

現在、本町では、役場のほかに、西部地区の利便性を向上させるため光の森町民センターでも期日前投票所を実施しているところです。

さらに、ほかの期日前投票所での期日前投票の実施につきましては、今後、また選挙管理委員会のほうで実施に向けて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ぜひ、例えば東部町民センター、南部町民センター、三里木町民センター、ふれ森のところ、当日投票所がございしますが、一日でもいいからそこを、だから人は同じ人が、次の、4日間あるんで、そういうところを1日だけ開ければ、その体制では同じメンバーがそこをぐるっと回ればできると思いますんで、しっかりそこは選管のほうにも言っていたいで検討していただいて、どうしたら投票率が上がるかということで、今は期日前が多くなっているのが現状ですんで、期日前をどうしていただくかというのをしっかり検討していただきたいというふうに思っています。

年齢別投票率を分析すると、70代は70%前後と高いが、80以上は50%前後と、20%の差があります。高齢者及び投票所までの移動が困難な方に対して、自宅または地域の公民館などに集まっただき、期日前投票所まで連れていき、投票後に送り届けるために乗合タクシーを活用して、期日前投票所への移動支援をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

高齢の方などで交通手段がない方に対しての期日前投票所までの移動支援につきましては、現在、福岡県の飯塚市や鹿児島県の日置市などが取り組まれています。

本町においても、そのような取組につきまして、まずは先進地研修を行うなどして研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ぜひ、先進地研修していただいて、菊陽町でも導入できるように、やはり投票率の低下というのが非常に問題だと。私たち町会議員、44%、50%以下の信任率しかないということは、やっぱり非常に私自身としては50%は超えたいと、いただきたいというふうに思っていますので、そういう取組ができるようにしっかり取り組んでもらいたいというふうに思います。

投票所で、白杖をついていっているのに、候補者等について、こちらに書いてありますと案内されたケースが何度かあったとの声を頂戴いたしました。また、高齢者の場合、記入するまでにいろいろなトラブルが発生するケースが想定されますが、このような方への対応を含めてどのような打合せを行っているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

選挙管理委員会では、選挙前に、投票事務及び開票事務に従事する職員に対し、午前と午後の2回説明会を開催し、選挙の概要や事務従事に当たっての役割分担、心構え、サービス上の注意点などの説明を行い、適正かつミスのない選挙に努めているところです。

また、投票事務従事者説明会では、選挙に来られた方への配慮として、挨拶や声かけを行うことや車椅子の方やつえを持たれた方、点字投票など、介添えを必要とする方には特に親切にするように説明しています。

今後も、投票に来られた方に配慮し、スムーズな投票ができるよう徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ぜひ、そういういろんな障がいとかの方が来ても、きちんと気持ちよく投票のできる体制づくりをしっかりとっていただきたい。

選挙公報紙が前日に届いた。これでは期日前に行こうにも行けないとの声を頂戴しました。

選挙の有無は、告示日の午後5時以降に決定し、印刷依頼を行い、配送業者の業務の関係で時間差はあると思うが、できるだけ早く手元に着くよう、業者と配送体制を含めて検討することを提案いたします。

続きまして、スクールゾーンの安全対策についてお伺いをいたします。

スクールゾーンの安全点検は、毎年行っていると聞いているが、どのようなメンバー構成で、どのように、いつ行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） それでは、御質問にお答えいたします。

スクールゾーンとは、交通事故から子どもたちを守るために、小学校などを中心に半径約500メートル程度の通学路に設定された交通安全対策の重点地域のことであり、地域の道路事情によって、一方通行や速度規制、登下校時間帯の通行禁止など、様々な組合せによる交通規

制が行われている地域のことです。

また、通学路は、各学校が児童・生徒の登下校時における交通の安全等を確保するために、保護者や地域の方々と連携しながら、登下校時に通行する道路として学校長が指定しているものがあります。

本町では、平成27年度に策定をいたしました菊陽町通学路交通安全プログラムに基づいて、児童・生徒が安全に通学できるように、スクールゾーンだけではなく、各学校の通学路の全部を対象とした危険箇所につきまして、道路管理者や交通管理者など関係機関の協力を得ながら、毎年、合同点検を実施しているところがあります。

令和4年度におきましては、全ての小学校区を対象に、7月28日から8月4日にかけて、各校区半日ずつ、5日間にわたり、実施をしております。本年度におきましても、夏休みの期間中に実施することとしております。

参加者につきましては、国土交通省、県北広域本部、大津警察署、交通指導員、青少年健全育成町民会議、区長、PTA役員、各学校の教職員、そして本庁からは教育委員会をはじめ危機管理防災課、建設課が参加し、1校区当たり20名ほどで全校区を点検しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 行っている内容は、よく分かりました。

先ほど、坂本議員の通学路の防犯カメラのところもありましたが、行政区から上がってくるということで、通学路の安全点検に関しましては、先ほど学務課長が言われたように、通学時の道路の安全の確保という、通学のためということで、今度から、先ほど質問がありましたように、防犯カメラ設置となりますと、そういうのも含めて、今年からはぜひ検討していただきたい。付け加えていただきたいというのは要望として、先ほどの坂本議員のございましたので、要望として付け加えさせていただきます。

安全点検の結果、どのような打合せの中で危険と判断しているのか、また危険箇所の解消方法はどの部署が、どのように行っているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） それでは、御質問にお答えいたします。

具体的には、まず各学校が、年度当初に、保護者からの聞き取りや地域の方々からの要望などを踏まえ、危険箇所に優先順位をつけたリストを作成し、事前に報告をいただいております。

合同点検を実施する際は、あらかじめ各学校から報告いただいた箇所を学務課で現地調査を行い、危険度や緊急性、地元からの要望箇所などを確認した後、点検箇所の選定を行っております。

その後、各小学校区、10か所程度を点検し、参加者がその場で協議して、今後の対策を決定しております。

そして、協議した後は、今後の対策をそれぞれが持ち帰り、国、県、町、警察の各関係部署で進めていただくこととしております。

令和4年度におきましては、全部で55か所の通学路点検を行いましたけれども、そのうち横断歩道のカラー舗装や車道外側線の引き直しなど、道路の改良が必要な箇所は全部で41か所ございました。

道路の改良が必要な41か所のうち、年度内に完了している箇所は33か所ございまして、町の施工分につきましては、全て完了しているところでございます。

また、年度内に完了していない箇所につきましては、信号機や横断歩道の設置などですが、引き続き関係機関へ要望を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 通学路の要対策箇所一覧として、先ほど課長から説明ありましたが、ホームページにはアップされていますが、キーワードで検索しないと出てきません。大事な情報ですので、ホームページの小学校のカテゴリの中に情報としてしっかりと提供することをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えいたします。

現在、通学路の点検結果につきましては、関係機関や学校、地元区長などと情報共有のほうを行っております、町のホームページ上においても公表をしているところです。

今後は、誰にでも分かりやすい情報ができるように、例えば現在、小・中学校にホームページがございますけれども、リンクを張って通学路の情報に飛ぶなど、そういったホームページの掲載方法の仕方も含めて、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 対象となった箇所の先ほど解消しましたという41のうちの33、解消したとなっていますが、その対象となった箇所の進捗管理と情報の共有はどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） それでは、御質問にお答えいたします。

前年度に点検した箇所につきましては、翌年度早々、取りまとめの担当課でございます学務課が現地確認を行って、施工完了の把握に努めているところです。

現在、点検結果の情報共有については、各関係機関などを行っていますが、今後は、点検結果だけではなく、進捗状況も含めた情報の共有に努めてまいりたいというふうに考えております。また、令和4年度に点検した分の進捗状況につきましては、点検結果に追加する形で、現在、ホームページ上に掲載をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 保護者や地域の区長さんの話では、対処実施のときや解消した後も連絡がないので、いつ、どこでどうなったのか分からないとの声も聞きました。

解消したときの学校、PTA、地域への報告等はどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えいたします。

点検結果につきましては、通学路点検後、約2か月以内に、学校や関係機関などと情報共有を行っているところですが、対策が必要な箇所につきましては、それぞれの関係機関で進めているため、完了時期も異なってまいります。

それをおのおのが報告してもかえって煩雑となりますので、そのため、今後は、一旦学務課で取りまとめを行って定期的に進捗状況を報告するなど、効果的な情報提供の在り方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） なかなか、行政の場合、進捗状況及びその共有化、それをどのように伝えるかというのが、いろんな場合に区長さんから、地域から上がったときにも、なかなか回答が来ないというお声を頂戴しております。今、学務課長が、今後は、きちんと、それは取り組んで情報共有されるということです、それはしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

今回、私がこの質問するに当たっては、実はJA中央支所の前のところを、変則五差路のところを朝、子どもさんを、そこを旗を渡してあの五差路を渡していたという現状をお伺いして、本当に危険な場所、帰りは旗を渡して通してくれないから、変則五差路のところ、もし事故が起きたら、子どもはすぐ飛び出しますんで、それが非常に問題だということで、私も、しっかり状況把握させてもらって取り組ませていただいて、もちろん学務課、建設課、危機防災のところと一緒に打合せさせていただいて、6月、この前、昨日見たら、あそこに安全対策として、何だったかな、横断歩道じゃない、指導線が描かれておりましたんで、やはりその横の連携がしっかり取れて、情報共有できればこういうふうに見えるんだというのがありますんで、今後は、その進捗管理も含めてしっかりされるということです、一番大事なところでございますので、その危険箇所は今後も解消できるように、しっかり私自身も確認しながら一緒に取り組んでいければいきたいというふうに考えておりますので、今後とも、安全対策についてはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩いたします。

午後は1時10分から開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時8分

再開 午後1時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 皆さん、こんにちは。議席番号13番甲斐榮治でございます。

一般質問をさせていただきます。時間が惜しいので、この席から始めさせていただきます。

今日は、お忙しい中に、傍聴にたくさんおいでいただきまして大変ありがとうございます。菊陽町が抱えている問題に対する関心の大きさが、一つ示されているかというふうに思います。

昨日から、昨夜から今朝にかけて、TSMCの第2工場のニュースがありまして、どうも現在、第1工場ができていて、その周辺にできるらしいというふうなことで、大変緊張しております。質問をいたしますけども、大変緊張しております。

これで経済に対する菊陽町の拠点性、これが非常に決定的なものになったということ、それに対する我々というのは本当に真剣にこれに向き合って、失敗しないように、全ての面で失敗しないように努力をしなければいけないと、そういう気持ちを持ちました。

今日は、先ほども申し上げましたように、時間ももったいないので、要点を押さえた簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

なお、問題が問題ですから、本日、分からないところについては、今後また継続をして質問していきたいと思っておりますので、どうぞそのように御理解いただきたいと思います。

では、質問に移ります。

まず、第1番目ですが、家族介護用品購入費助成について、菊陽町では、在宅高齢者を通じて介護している家族に対しては、家族介護用品購入費助成の対象とされておられません。

通いの家族介護者も対象とすべきではないかという質問ですが、傍聴者もいらっしゃいますんで、若干質問者のほうで補足をいたしたいと思っておりますが、根拠となるこの法規は介護保険法でございます。その中の任意事業として、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、これが一つですね。それから、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、これが2つ目ですね。被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とすると、これが目的。この法の目的ですが、対象者、助成の対象者が被保険者、要介護被保険者を現に介護する者、その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とするということがございます。

近隣の市町のことをちょっと調べてみましたが、ほぼやられていることは、内容は一

緒です。ただ、1点違うのが、通いで介護に当たる者ですね。これに対する態度が、ちょっと現状では違っております。あるいは、もう変わったかもしれませんが、合志市の場合は、別居して介護をしておいても市長が認めればその助成の対象になると。要するに、紙おむつとか尿取りパッドとか使い捨て手袋とか、そういう介護用品を購入した場合の助成ですね。それは別居であっても市長が認めれば対象となる。それから、大津町は、同居、別居の別なく、1か月に20日以上介護している者であれば、その助成の対象者になる。

だけど、私が聞いた時点では、菊陽町は、この通いの介護者は対象としないということですが、私としては、現在の核家族の状況等を考えれば、当然、通いであってもやっぱり長期間にわたって介護をする人に対しては助成をするべきではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えします。

家族介護用品購入助成は、日常生活において、要介護3以上の高齢者を在宅で常時介護している家族に対して、介護用品の購入費用の一部を助成することにより、家族介護者の経済的な負担などを軽減する事業です。

本事業は、国の交付金などを財源とする国事業と、介護保険料を財源とする町事業に分かれます。

町事業においては、国事業では助成対象者とならない本人課税や世帯員課税などの場合などであっても助成対象者にする取扱いを行っているところです。こうした取扱いは、近隣市町では行われていない、本町独自の助成対象者の拡大策です。

助成対象者となる家族は、日常生活において、介護用品を必要とする要介護3以上の高齢者を常時介護している家族です。常時介護を同居家族による常時の介護と定義し運用しているため、通いの家族介護者は助成対象外としています。

御質問の件については、町においても、住民の方から、通いの家族介護者も対象者とすべきとの要望を受けてまいりました。通いの家族介護者を助成対象者に追加することについては、72の政策提言に本事業の拡大を掲げていることから、昨年度から検討を行っております。

そうした中、通いの家族介護者を助成対象者に追加するに当たっては、助成対象者の追加に必要な費用を見積もり、介護保険料算定の根拠となる町の介護保険事業計画に記載する必要があります。また、助成対象者の要件を追加するにしても、通いの家族介護者の追加だけでよいのか、本事業拡大のため助成対象者の要件をさらに見直すべきではないかという考えもありました。

さらに、通いの家族介護者を助成対象者に追加するとした場合、通いをどう定義するのか、通いを毎日の通いと定義するのか、20日以上通いと定義するのかといった研究課題もありました。

こうした考えから、現時点では、助成対象者の要件を見直さず、令和5年度において改定作

業を行う町の第9期介護保険事業計画において、家族介護者などを助成対象者に追加する要件の見直しを行った上で、必要な費用を今事業計画に記載し、令和6年度から助成を開始する方向で進めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 方向性としては、この通いの介護者に対しても助成を適用していく方向を確認していいですかね。

ただ、町ですから、いろんな、やっぱりやるについては基準とか考え方とかは明確に持っていないと、後でまた問題が生じることもあるかとは思いますが、できるだけ早く実現をしていただきたい。基準を明確にさせていただいて、しかもこの場合、隣の大津町、合志市においてはもう既に認められておりますので、町長の裁量等も考慮していいんじゃないかというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 先ほど担当課長からも説明がありましたように、この菊陽町におきましては、第9期介護保険事業計画におきまして、通いの家庭介護者などを助成対象に追加をいたします。

そういった上で、必要な費用を本事業計画に記載をして助成を開始するということに、という方向性でしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それでは、この件については、方向性を明確に今おっしゃいましたので、きちんとした形でそれができるように、実現させていただきたいと、そういうふうに思います。

次に移ります。

次ですが、交通混雑の緩和策について、それと水の問題ですね。これが先ほどから申しておりますように、JAS Mが第2工場も今の工場の近辺に造るということで、いよいよこの問題が大変大事になってくるなというふうに思います。

そういう中で、聞きたいと思いますが、菊陽空港線下原堀川線の延伸、大津植木線の一部拡幅など、交通混雑の緩和計画または事業の進捗状況はどうなっているか。毎回聞いておりますので、私が今までお聞きした分については、こちらでちょっとまとめたいと思います。

今までお聞きした分では、この菊陽空港線の延伸道路事業については、用地測量、境界立会い及び補償等の調査は完了したと。それから、令和4年11月から用地取得に努力をしていると。順調に進んでいると。それから、令和5年度から一部区間で工事に着手する。令和8年度末に事業を完了すると。こういうことをこれまでの質問で確認しておりますが、それに付け加えることがあれば、お答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

甲斐議員が御質問されておりましたとおり、進捗については内容的にはちょっと同じような形になるかと思いますが、答弁させていただきます。

菊陽空港線延伸道路事業につきましては、昨年11月から、道路用地の取得に向けて関係地権者の皆様へ個別に説明を行い、用地交渉に最大限の力を注いでいるところです。用地取得の進捗は、現時点では、おおむね予定どおり進んでおります。

引き続き、関係地権者の皆様には、当該事業への御理解と御協力をいただけるよう、丁寧に説明を重ね、早期の用地取得完了に向けて取り組んでまいります。

また、今年度は、一部区間において工事に着手する計画としており、令和8年度末の事業完了に向けて、熊本県と連携しながら事業を進めてまいります。

次に、町道下原堀川線の延伸及び県道大津植木線の一部拡幅計画については、熊本県において、JASMの進出を契機とした新たな交通需要に対応するため、町道下原堀川線の延伸については、合志インターチェンジへのアクセス道路として県道大津植木線の一部拡幅計画につきましては、県道大津植木線の多車線化として、基幹となる道路ネットワークの強化に取り組まれております。

この2つの道路の現在の整備の進捗状況は、ともに予備設計を進められており、今後は、ルート決定を行い、速やかに詳細設計に着手していきたいと聞いているところであり、スピード感を持って進められております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ほぼ、3月議会で答弁していただいた線に沿って進んでおるというふうに理解をしました。それでよろしいですか。

ただ、私がちょっと分からないのは、跨線橋部分ですね。つまり、県の担当部分、菊陽空港線の跨線橋で豊肥線を越えていく部分、その辺の進捗状況はいかがでしょう。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

県におきましても、必要な用地取得については取組を進められておりました、今のところおおむね進んでいるというふうに聞いておりますが、跨線橋の件につきましては、昨年度、橋梁の詳細設計のほうで完了したというふうに聞いておりました、今後、事業のほうでまた進められていくものというところで、思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それともう一点ですが、長塚地区を道路が通ります。その数軒の家が移転するという事なんですが、その移転について、3月議会で尋ねましたときには、個別の

事案についてはお答えできませんという答えでした。

ただ、土地の問題、あれは移転の問題ですから、全てすんなりといくというふうにはこちらでも考えませんけれども、支障が出るような困難に直面しているかいらないか、その辺は確認をしておきたいと思います。いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

御質問の支障になるようなことになるかというお尋ねでございますけれども、現在は、そうならないようにしっかり丁寧に対応させていただいております。

やはり、地権者の皆様方からお話をいただくのは、やはり移転先の地価が上がっているというところでなかなか条件に合わないとか、そういうお悩みだったりとか、そういったところを聞いているところでございます。

町のほうでも、地権者様には、全員に町としての移転先であったりとか、そのあたりの御提案をさせていただいたりとか、できる限りの御支援をいたしますというところでお話はさせていただいておりますので、引き続き丁寧に、個別の対応とはなりますけれども、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） これにつきましては、御存じのように、TSMC関連で土地代が上がってたりとか、そういうことがありますので、単純にはいかないと思いますけれども、地域住民の方にしっかり説明しながら、ぜひ丁寧な対応をしていただきたい。よろしく願いしておきます。

それから、確認ですが、合志インターチェンジへのアクセス道路である町道下原堀川線については、概略設計は済んだということですか。

同じく、県道大津植木線の多車線化の件も、概略設計は済んだということですか。まだ、今、進行中ということですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 町道下原堀川線につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、県によりまして、合志インターチェンジアクセス道路とともに、今、概略設計のほうが進められているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 時間の関係で今日は触れませんが、以上の路線のほかにも、非常に交通混雑が激しくなっている路線が、皆さんが調査されたとおり、たくさんありますので、その辺についてもぜひ丁寧に機敏な対応をお願いしたいと思います。

それで、先ほど言いましたように、第2工場も進出してくるということで、ますますこの交

通状態は厳しくなると思いますが、この道路の新設または改善の財源の確保、これが大きな問題になってきますけれども、国や県に積極的に働きかけるべきだと思いますが、その辺については、町長、フェイスブック等にも多少は出ていましたけれども、どういう状況でしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 現在、取り組んでおります道路事業におきましては、今後も莫大な予算を要します。必要な財源の確保は、しっかり国、県に働きかけねばならないと考えているところでございます。

菊陽空港線延伸道路事業の財源につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めておりますが、必要な財源確保のため、昨年11月18日には、私が国土交通省を訪問し、さらには11月28日には、私と当時の上田議長が九州地方整備局を訪問いたしまして、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算を重点的に配分していただくよう要望活動を行ってきたところでございます。

国土交通省からは、町の計画に沿うよう予算づけしたいと考えていると、本事業の推進に関して力強いお言葉をいただき、令和4年度補正予算におきましては、町の要求に対しまして100%の配分率で交付をいただいたところでございます。

また、令和5年度当初予算におきましても、町の要求に対しまして95%という高い配分率で交付をいただき、重点的に配分をいただくことができたところでもございます。

また、今年度は、4月4日には、私と副町長が熊本河川国道事務所を訪問し、そして5月8日には、私が地方整備局を訪問、さらには5月17日には、私が国土交通省を訪問いたしまして、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算の重点的配分について、お礼と引き続きの支援をお願いしたところでもございます。

私は、国土交通省幹部が参加される数多くの会議などにも積極的に出席をしており、幹部への挨拶の際には、道路事業予算等の財源を図るため、町の現状や取組など説明をし、ロビー活動もしっかりと力を入れてまいりたいと思っているところでもございます。

さらには、6月5日におきましては、菊陽町と合志市が合同で、それぞれの首長、議長が県庁を訪問し、地元県会議員の先生方にも参加をいただき、蒲島県知事、田嶋副知事、木村副知事、関係部長へ、セミコンテクノパーク近隣における渋滞対策の強化について要望を行ったところでもございます。

要望事項の一つには、財源確保のため、社会資本整備交付金特別枠の創設による重点配分の国への要望につきまして、格別の御配慮をお願いしてきたところでもございます。

今後とも、菊陽町で取り組むJ A S M進出に関連する各道路事業の財源確保につきましては、引き続き積極的に国、県へ働きかけを行い、円滑な事業推進に努めてまいりたいと考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ただいま町長が申されたことは、全員協議会でもお聞きしましたし、あるいは町長自ら発信してらっしゃるフェイスブックですかね、その辺でもお見かけしているところで、大変頑張ってらっしゃるなという見方をしております。

これは、当然、町の力には余ることですので、県とか国とか、そことやっぱりしっかり連携をしていかないといけないことであるかと思えます。副町長も県からいらっしゃっておりますので、どうか町長を支えられて、成果が上がるように努力をいただきたいと思えます。

町民の段階からしますと、こんな言い方をすると怒られるかもしれませんが、町民の声ですからちょっとお聞きください。

大きな企業が来て、そして経済的にも発展するとありがたい気はするが、地元としては、交通は混雑するし、それから水の問題も何か不安が吹っ切れないし、何か迷惑ばかり受けるような感じもせんでもないと、こういう意見がございます。

ですから、この企業が来たことで経済が活性化することによって、それがやっぱり実際のよかったという町民の感覚ですかね、そこに反映するようにやっていただきたい。その意味では、この道路あたりについては、あまりこちらから恩着せがましく言うわけにはいきませんが、丁寧でなくちゃいけません、ぜひ国や県から補助がいただけるように活動していただきたいと思えます。

3番目に移ります。

熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会の検討項目の中で、特に熊本市中心部から10分・20分で高速道路や空港に至る熊本空港連絡道路の検討は進んでいるか。町はどう関わっているかについて質問をいたします。

御存じのように、空港アクセス鉄道が大津のほうに、現在のところは行ってしまっています。これが菊陽町の経済の起爆剤のもう一つの原因かと思っていましたけれども、残念ながら大津のほうに今行っている。

それで、落胆もしましたけれども、片や熊本市とか県では、今申し上げたような事業が出てきております。

傍聴者もいらっしゃいますので、熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会についてちょっと説明をいたします。

熊本都市圏北連絡道路、南連絡道路、熊本空港連絡道路、この3つに対する協議会ですね。これが今できております。会長が蒲島県知事、副会長が大西熊本市長、この設立総会には、後藤前町長、それから上田前議長が出席して、たしか本町もメンバーになっているかと思えます。

県と熊本市が、今概略ルートや構造を検討中ということですが、大西市長は、植木インターチェンジ、それから北熊本スマートインターチェンジ、城南スマートインターチェンジの半径1キロメートル以内に工場用地を、工業団地を造成するということを発表されています。

その中の一つに、県道熊本空港線、国道443号線の沿線の近辺というのが1つ入っていま

す。これは何かというと国体道路ですね。国体道路の沿線、ですからこれは、後から質問します南部地区の開発についても、一つの起爆剤になるのではないかという気もしておりますが、町がこれに積極的に関与する意図があるかどうか、どのような形で関わるのか、南部地区開発の起爆剤として活用する可能性はあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

熊本県と熊本市が、令和3年6月に策定された熊本県新広域道路交通計画において、熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ、10分・20分構想を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏北連絡道路と、熊本都市圏南連絡道路、そして御質問の熊本空港連絡道路を新たに高規格道路として位置づけられました。

熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会は、10分・20分構想の実現に向けて着実に取組を進めるためには、県民の理解を深めるとともに、国の強力な支援が不可欠であるため、経済界と行政が一体となって、熊本都市圏3連絡道路の建設促進活動等に取り組み、早期実現を図ることを目的として、昨年8月に設立されたところでございます。

この協議会には、本町も町長が会員、議長が顧問、都市整備部長が幹事として加わっております。

熊本空港連絡道路を含む熊本都市圏の3連絡道路は、現在、熊本県と熊本市が連携して、国の協力を得ながら、ルートや構造、有料道路制度の活用を含めた事業手法など、様々な観点から検討されているところでございます。

県によりますと、今年度は、計画の具体化に向けた取組をさらに加速させるため、住民参加型の道路計画検討に着手されるとのことです。

この住民参加型の道路計画は、計画の具体化の段階でアンケート調査や説明会などを行い、住民の皆様のご意見を把握しながら、地域の課題を明確にするとともに、複数のルート案の比較や評価を行うものでございます。

また、有識者など客観的な立場の方々から、助言等をいただくことも必要であると考えておられます。

県議会の2月定例会においては、土木部長から、これらの取組をしっかりと進め、早期事業化に向けて最も効果的で効率的なルート案や事業手法を選定し、環境影響評価や都市計画の手續につなげてまいるとの発言がっております。

本町といたしましても、熊本都市圏3連絡道路、特に熊本空港連絡道路につきましては、早期実現に向けて、熊本県、熊本市への連携協力をしっかりと図って、情報収集を行い、これらを町民へ発信し、機運醸成につなげてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 先般の空港アクセス鉄道のときには、何度も申し上げましたが、町か

らの発信があまりにも少なく、私としては、結果として、地元の熱意のなさも、これが大津に行った原因の一つにあるような気がしております。これは私の感覚ですが。

今後とも、特に南部地区あたりの開発については、これが一つの大きな関係を持ってくると思っていますので、ぜひ積極的に関わっていただき、チャンスは必ず捉えていただきたい。捉えて、そして働きかけをいろいろしていただきたいと思っております。

町長、この点について何かあれば一言聞かせてください。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） ただいま甲斐議員がおっしゃったとおりだと思います。やはりチャンスはつかむためにあるというふうには思っておりますので、これが菊陽町にとってどういうチャンスなのかというのはしっかりと私どもで考えた上で、取るべきものはしっかりとつかんでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 次に移ります。

町民のもう一つの不安である地下水の保全についてに移ります。

県や本町やJ A S Mなど5社は、地下水の涵養に向けた包括協定を締結しているが、この内容はどのようなものかという質問を上げましたけれども、去る5月30日に、執行部のほうから全員協議会に説明がっておりますので、簡単に紹介をいたしますが、この協定の目的は、J A S Mの地下水涵養に対する取組体制を明確に示して、熊本の地下水保全に対する県民の安心感につなげるという目的ですね。

それで、5月16日に、熊本県庁で、協定者としてはJ A S Mの堀田社長、熊本県の蒲島知事、菊陽町の吉本町長、それから水循環型営農推進協議会金田会長というのは大津町長ですね、それからくまもと地下水財団大西理事長と申しますのは熊本市長です。その5者で協定をされております。

非常に簡単な協定ですけれども、趣旨としては、熊本地域における地下水涵養対策について、当事者が協力して取り組む。基本理念としては、当事者は、水田湛水、水田に水を張るということ、水田湛水等の事業の検討及び推進に協力する。事業手法としては、具体的な事業の手法やJ A S Mの費用負担などは別途定めるということで、今後、この5者を中心に協力者を広めていって地下水の保全に努めたいと、こういうことであるようです。

これは、この質問についてはこの紹介に止めたいと思っております。

次ですけれども、地下水の水質及び水量の点検はどうするのか。地下水の水質及び水量を維持できる科学的根拠を示せという質問ですが、今申し上げた協定書に書かれておることは水量ですね、水量の保全。

この水量の保全について、町はどのようなふう考えているか。それをお聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、2番目の質問にお答えさせていただきます。

まず、地下水の水質点検につきましては、熊本県及びくまもと地下水財団が、それぞれ調査点検を行っております。

熊本県では、県内557か所で実施されており、主に、硝酸性窒素等の汚染物質の調査が行われています。くまもと地下水財団では、15か所で実施されており、町内でも3か所の井戸で調査されております。

また、地下水の水量点検についてですが、熊本県により県内16か所で実施され、本町には1か所の観測井戸があり、毎年、地下水の水位高が観測されております。

今、話題になっております有機フッ素化合物の地下水調査は、今年度、熊本県が調査を実施する予定ですので、本町でもその状況を注視してまいります。

次に、地下水の水質及び水量を維持できるかですが、水質については、熊本県により、水質汚濁防止法や熊本県地下水保全条例等に基づき、地下水質の調査や浄化対策、工場事業所への立入検査を行い、有害物質に係る排出基準をおおむね国の基準より10倍厳しく設定し、指導監督が行われております。

報道等でありましたが、熊本大学嶋田名誉教授の試算では、熊本地域の地下水量は滋賀県琵琶湖の貯水量の約1.6倍に上るとされています。嶋田教授によりますと、すぐに逼迫はしないが、使い過ぎれば湧水量の減少や井戸の水位低下が考えられる。科学的な根拠を基に議論し、持続的に使う仕組みづくりが必要とされています。

本町としましては、今後も、関係団体と連携し、継続的な監視を行うことで、町民の皆様の不安を解消し、自然環境、快適な生活環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） このTSMC、JASMの一日の地下水の使用量が1万2,000立方メートル、これがもう一つになると、これは2万4,000立方メートル、これは想像ですけどね、大変な量になるわけです。

単刀直入に答えていただきたいのは、その量が今の説明のように量的には心配がないのかどうかですね、地下水量ですね。それともう一点は、地下水の汚染がないのかどうか。その辺についての心配が町民の中にはあります。端的に、その辺についてお答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えいたします。

量につきましては、ただいま御質問ありました第2工場の分につきましては、今年度、熊本県のほうが、菊池市にあります竜門ダムのほうの未利用水があるということで、調査をされているということでお伺いしております。

それと、汚染につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、熊本県が、今年

度、汚水の汚染の調査を実施いたしますので、そちらのほうを注視してまいりたいと思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 量の問題については、なお、今後また注視して質問も続けたいと思います。

それから、質の問題は、ちょっともう少し聞かせていただきたい。

70%、町によりますと、西村大臣は75%と言っていましたけども、これは循環させると、くみ上げた水を循環させるという、その循環が永久に循環なのか、どっかでこれはやっぱり排水すると思うんですね。その辺のこの循環水の過程、たどる過程、それについてちょっと聞かせてください。どういう過程をたどるのか。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） 御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、循環し、使用できなくなった汚水には、製造過程で発生した混合物が含まれております。そのため、企業側の責任において、下水道施設へ排水する前に、水処理施設を設置し、町条例等の水質基準に適合させるための水処理を行った上で排水します。

処理方法は、混合物により異なりますが、中和処理、ろ過処理、凝集沈殿処理などにより行われます。

J A S Mの親会社のT S M Cは、5月16日の熊本地域における地下水涵養協定の調印式で、J A S M堀田社長の挨拶にもありましたが、企業の成長と環境の共生を両立させることを目指し、水資源管理をはじめ様々な環境対策の高度化に取り組んでいる企業であります。

また、世界中の工場を対象とした持続可能な水利用に関する国際承認A W Sにおいて最高位であるプラチナを2019年から3年連続して取得している世界で唯一の半導体企業であります。

私も、5月15日から18日で、台湾を訪問し、T S M Cの立地するサイエンスパークの浄化センターを視察し、丁寧な説明を受け、水処理施設を実際に見てまいりました。サイエンスパーク内の水質管理は、台湾の排水水質基準を大幅に下回る環境配慮の値で実施されております。T S M Cは、その排出基準に適合させるため、自社の1次処理場を設けるなど、水質管理が徹底されていることを実感してまいりました。

また、J A S Mの工場建設に当たり、T S M Cの水処理施設の技術者と協議しておりますが、その台湾工場と同等の水処理及び水質管理で進められていることを確認しております。

このように、世界的な実績とノウハウを持ち、環境面を重視した企業であるため、町としても問題なく取り組んでいただけるものと確信しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ただいまの説明によりますと、T S M C自体がその基準に適するよう

な水質にする技術を持っておるといことですね。それは、ちょっとまた今後も聞きますけども、確認しておきたいと思います。T S M C 自体がその技術を持っておるといことですね。

それと、この処理水は最終的にどこに放流されるんですか。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） J A S M からの排水につきましては、先ほど下水道施設と申したのが、言ってみれば下水道管、迎えに行っている管に排水する。排水した先としましては熊本北部浄化センターのほうに、管で持っていきまして、熊本北部浄化センターにおいて、今度は浄化センターの水処理を行った上で河川に放流というような流れで行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 時間の関係もありますので、以上の件は確認はしておきたい。続いて、また大事な問題ですので、折に触れて質問をさせていただきたいと思います。

次に移ります。

南部地域の開発の問題で、この前の3月議会でも質問いたしました、時間の関係もありますので、1番のネクストステージの件はちょっと省略をしたいと思います。

次の2番と3番、併せて聞きますけども、3月定例会での答弁で、町は、開発の今後につきましては、現行の集落内開発と住宅系地区計画制度を組み合わせながら地域の活性化に取り組みたいと述べているが、これは具体的にどういう取組なのかが1点。

それからもう一点は、町議会の3月定例会で、既存集落の集落内開発区域を見直すことは難しいし、集落南部一帯を総合的に開発することはできないとの町の答弁でありましたが、熊本県の指針が出ております。その指針に基づいた町による地区計画があればできるのではないかというのは私の考え方ですが、町が民間の専門的知識も活用しながら地区計画を策定して働きかければ、規制緩和できるのではないかという考え方を私は持っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

集落内開発制度は、市街化調整区域内の開発許可に係る制度で、既存集落の維持を目的に都市計画法第34条11号に定められた都道府県の条例で指定する区域において、戸建て住宅、日用品販売店舗、店舗併用住宅の立地を許容するものです。

また、地区計画制度は、都市計画法第12条の5に基づき、建築物の建築形態、公共施設、その他の施設の配置等から見て、一体として、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発、保全するものです。

町南部地域につきましては、集落内開発制度の活用により、令和5年5月末時点で134件の開発があつており、定住促進補助金制度と相まって、地域の活性化につながっているものと考えています。

今後の取組につきましては、集落内開発区域内にまだ空きがあることやインフラ制度の課題、問題により集落内開発制度による対応を行いつつ、地区計画制度による開発についても優良な農地や自然環境との健全な調和など基本的な考え方の下、必要に応じ検討を進めてまいりたいと考えております。

併せてということで、引き続き御説明させていただきます。

地区計画制度につきましては、県の指針によりますと、既存集落活性化型、市街化区域隣接型、産業拠点型という3つの類型が上げられており、御質問にある地区計画は、このうち既存集落活性化型のことと思われます。地区計画につきましては、調整区域に位置する集落のうち小学校などの施設が立地する区域を限定して、住宅の集約や小さな拠点の形成を促し、地域活力の維持向上を図るものですが、町としましては、先ほど申し上げましたが、集落内開発区域に空きがあることとインフラ整備の課題がありますので、まずは集落内開発制度による対応を進めたいという考えになります。

なお、市街化調整区域には、農業的土地利用との調整において、農業振興地域の整備に関する法律によるいわゆる農振農用地の位置づけや農地法による農地転用の規制など法的な縛りがあり、これらに抵触しないということが、都市的土地利用、宅地化をするに当たっての大前提となります。

したがって、南部地域一帯を総合的に開発することは難しいと考えます。

しかしながら、農業的土地利用に抵触しないという条件の下ではありますが、本町では、熊本市計画区域の1市3町、本町及び合志市、益城町、嘉島町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会の活動などを通じ、地域の活性化に資する土地利用制度の運用を目指し、関係機関への要望、協議を続けてきております。今後も、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 総合的な開発ができないという答えなんです、御承知のとおり、この南部地区というのは、前からこの開発の必要が言われながら全然進まないという状況の中で、地区の人たちからは、菊陽町のアフガンだというふうな、そういうちょっと激しい言葉も出てきているような状況ですが、要するに今の、現在のような小規模開発の集積みたいな形では、南部地区の活性化は私はできないと思います。

あとは、あそこを全体として捉えて、どういうふうになれば活性化していくのか。例えば今ちょっと出ましたけども、小学校とかそういった大事な施設があるところあたりに商店を持ってくるとか、いろんな施設を持ってくるとかという形で、活性化していく以外にないと思うんですけども、これはどう考えられますかね。

県が出している見解があります。市街化調整区域内地区計画の協議または同意に関する指針というのが、平成28年7月に発出されて、平成31年3月に一部改正がされておりますが、その

中でこういうことが言われておる。市街化調整区域において、地域活力の低下やスプロール的な小規模開発の問題が顕在化してきたことや平成28年4月に発生した熊本地震への対応を考慮して、地区計画の運用を見直すものであると。

その中で、県の指針が示しているのは、一定の区域の中で、集住ゾーン、これは先ほど申された小学校とか公民館とか、地域の核になる施設が立地している地区で、そういうところに住宅を集約したりいろんな拠点的な施設を持ってくる、そういうゾーン。

それから、縁辺ゾーンで、市街化区域の縁辺部で住宅には適しない部分、それから産業ゾーンで、産業を誘致するゾーン、そういったゾーンに分けて開発できるような、これはそういう形の指針ではないかと思うんですが、違いますか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

まず、町としては、インフラ整備等の兼ね合いもあり、集落内開発のほうを優先したいという方針があります。

その上で、土地利用については、午前中の坂本議員の質問に対する町長の答弁にもありましたとおり、マスタープランの見直しを通して、これから長い目で見たときの本町の土地利用がどうあるべきかということを検討する時期に来ているということがありますので、その中でもしっかり検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 今、都市計画課長が御説明いたしましたけれども、私のほうからも一言御説明させていただきます。

地区計画制度自体は、やはり民間が行うものでありまして、それを都市計画法で制限をかけるということになります。今、南小校区の曲手地区では、65戸の開発、5つの開発で65戸が計画されていまして、現在、34戸の建築確認が上がっております。それと、辛川地区でも、10戸ぐらいの開発がもう上がってきております。その周囲でも、集落内開発を行うというようなお話を伺っておりますので、まずは集落内開発、こちらを行いまして、魅力ある南小校区にしてから、そうすれば民間も動き出すというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 第6期の総合計画、これがありますが、この中に107ページにこの南小校区の目指すべき姿というのが載せてあります。これによると、これはもうゾーニングができていないんじゃないかというふうに思いますが、これに従って、今課長が申されたこの基本構想、それから前期基本計画の見直し、その中で、今私が申し上げたような開発の視点を入れていくということではできませんか。見直しの中で。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

見直しの中で検討を行っていくというふうに申し上げました。まだ、どういう形の見直しを行っていくかというのは、これからはなりません。どうしてもやはり制度の問題で、都市的な土地利用と農業的な土地利用ということで、両輪というふうにも言われます。都市計画の側だけではどうしても決めることができないところもあります。それから、町に権限がない、県のほうの権限に係る分というのがあります。

ただ、総合計画、私たちは都市計画マスタープランになりますが、総合計画の中で、やはり地域の活力を保ちながら、今のよい状態を保ちながら活性化にもつなげていきたいというところは変わりませんので、その改定作業の中で議論をさせていただければと思います。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ちょっと時間が足りませんが、要は確かに県が持っているその権限、それを町が町の考え方で左右はできないというのは分かりますけれども、町のその熱意というのもあると思うんですよね。町が熱意を持って、一定の計画を立てて県に交渉するという基本的な形ですね。これはぜひ持ってもらいたいと。

私たちから言わせると、県が県がと言われたら何も言えないんですよね。そうじゃなくて、町として、例えばこの南部地域をどういうふうに活性化していくのか、その青写真をやっぱりつくっていただいて、それでもって県とも交渉していくということなら理解ができます。

ですから、ぜひともこの総合計画、基本計画、これの見直しの中に、今私が申し上げているような視点を取り入れていただいて、今後、検討していただきたいと。そういうことを希望しておきたいと思います。あまりにも時間が足りませんが、またこの問題については、同僚議員も質問をしたいと思います。私も、またこの後、継続的にこの問題については御相談をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時8分

再開 午後2時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 皆さん、こんにちは。4月の統一地方選挙で2期目の当選をすることができました。議席番号5番の廣瀬でございます。

本日は、傍聴の皆様、ありがとうございます。本当に力になります。

引き続き、町発展のために議員活動ができること、喜びとやりがいを感じておる次第でございます。任期4年、これを全力で全うをしていきたいというふうに考えております。

本日の質問事項は3項目にわたって行います。

1つ目が、道路渋滞対策について、2つ目が、町長の72項目の提言について、3つ目が、JASM進出による今後のまちづくりについて、以上3項目について質問をさせていただきます。

詳細については、質問席にて質問をいたします。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） それでは、道路渋滞対策についてお尋ねをします。

まず、(1)の中・長期的な幹線道路の整備計画について、①から⑦までまとめて回答をお願いします。

これは構想と計画、これは県及び菊陽町の将来ビジョンを語る上で大変重要なものであると考えております。特に、JASM進出による菊陽町を取り巻く周辺の道路事業は大変厳しいものがございます。県の事業が多くあり、現時点での回答ができないものもありますが、回答をよろしくお願いします。

なお、町道については、これは町の管轄でございますので、明確に計画も含めて回答をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） それでは、お答えいたします。

まず、①の県道大津植木線道路整備多車線化については、熊本県において、JASMの進出を契機とした新たな交通需要に対応するため、現在、予備設計を進められており、今後は、ルート決定を行い、速やかに詳細設計に着手していきたいと聞いているところであり、スピード感を持って進められております。

次に、②の県道大津西合志線の道路整備多車線化は、菊陽空港線延伸道路と県道大津植木線の交差点の西側に位置しており、JASM稼働後は、セミコンテクノパークからの発生交通量及びセミコンテクノパークへの集中交通量が増加することが見込まれます。そのため、熊本県は、そのアクセス強化として、まずはJASMの隣接する区間である国道325号交差点から菊陽空港線交差点の間の県道大津植木線の多車線化を優先的に取り組まれており、菊陽空港線交差点の西側の多車線化については、周辺道路の整備状況や交通状況の変化等を注視しながら検討していくと聞いているところです。

次に、③の国道443号、県道辛川鹿本線についてです。

国道443号の整備については、大津町の下町交差点から本町の曲手交差点を結ぶ整備計画であり、延長約2,500メートル、道路幅が19.75メートルの4車線での整備が進められています。

現在の整備の進捗状況は、昨年度までに白川右岸側の用地買収が完了し、また白川に架かる橋梁の詳細設計も完了したと聞いております。今年度は、下町交差点の舗装工事及び白川左岸側の用地買収を予定されています。

県道辛川鹿本線の整備については、町道曲手小山線の辛川交差点から熊本市の国道443号と県道熊本空港線の交差点を結ぶ整備計画であり、計画延長約1,440メートルのうち、熊本県の施工区間となる菊陽町の約700メートル、熊本市施工区間となる熊本市の約740メートル、道路幅が15メートルの2車線での整備が進められています。

現在の整備の進捗状況は、今年度は、用地測量業務を予定されており、令和6年度から、用地買収に着手予定と聞いております。

次に、④の合志インターチェンジアクセス道路と町道下原堀川線の延伸及び接続道路についてです。

合志インターチェンジアクセス道路は、熊本県により、中九州横断道路に計画されている合志インターチェンジからセミコンテクノパーク周辺への縦軸のアクセス道路として、JASMEの進出を契機とした新たな交通需要に対応し、国道57号とのアクセスを円滑にするため、町道下原堀川線と接続することで道路交通の連続性を確保するために取り組まれております。

現在の整備の進捗状況は、必要な予備設計を進められており、今後は、ルートの決定を行い、速やかに詳細設計に着手していきたいと聞いているところであり、スピード感を持って進められております。

次に、⑤の町道南方大人足線に接続する杉並木公園線の延伸道路についてです。

杉並木公園線延伸道路計画は、セミコンテクノパーク周辺道路のさらなる渋滞緩和対策を図るとともに、原水地域と西部地域を結ぶ重要な路線として、町道杉並木公園線の図書館から菊陽空港線を経由して町道南方大人足線までの東西区間、約2,500メートルを整備し、総合的な道路ネットワークの構築を行うものです。

現在の進捗状況は、昨年度に引き続き、予備設計業務を実施しているところです。

当該道路事業は、菊陽空港線やほかの事業の進捗を見ながら進める必要があり、しっかり状況を見極めながら進めてまいります。

次に、⑥の町道南方大人足線と国道57号接続部分の交差点改良についてです。

南方大人足線と国道57号の交差点は、朝の通勤時間帯では、国道57号からセミコンテクノパークへの通勤車両が南方大人足線への左折車両の滞留による通行阻害が原因となり、渋滞が発生しております。

また、夕方の退勤時間帯では、南方大人足線にセミコンテクノパークから熊本方面へ帰宅する車両が集中することで、国道57号への右折車両の滞留が原因となり、渋滞が発生している状況でございます。

このことから、昨年度から、交差点改良事業に着手し、国土交通省及び交通管理者である県警と協議を重ね、国道57号では、朝の渋滞対策として、国土交通省熊本河川国道事務所により左折専用レーン約400メートルの整備を事業化していただきました。

また、南方大人足線では、夕方の渋滞対策として、国道57号への右折レーンを1車線から2車線に増加する計画としています。

当該事業につきましては、今年度、詳細設計に着手することとしており、今後も、国土交通省と連携しながら、関係地権者に対しては丁寧な説明を行い、御理解と御協力をいただきながら、国と連携し、スピード感を持って早期完成を目指してまいります。

最後に、⑦の県と進めています菊陽空港線延伸道路についてです。

菊陽空港線延伸道路の熊本県施工区間につきましては、昨年度、令和4年10月から、用地買収に着手されており、用地取得の進捗は、現時点ではおおむね予定どおり進んでおります。

また、今年度は、新町地区の一部区間において工事を発注されています。

次に、菊陽町施工区間については、昨年度11月から、道路用地の取得に向けて関係地権者の皆様へ個別に説明を行い、用地交渉に最大限の力を注いでいるところです。用地交渉の進捗は、現時点では、おおむね予定どおり進んでおります。

引き続き、関係地権者の皆様には、当該事業への御理解と御協力をいただけるよう丁寧に説明を重ね、早期の用地取得管理に向けて取り組んでまいります。

また、今年度は、一部区間において工事に着手する計画としており、令和8年度末の事業完了に向けて、熊本県と連携しながら事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） ありがとうございます。

この中で、何点かお尋ねをしたいと思います。

これは、杉並木公園線の延伸道路ですね、図書館の前を通過して、要するに、今行き止まりになっておるところを南方大人足線に連結をすると。この完成目標というか、一応目標は何年頃に置いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

公園線の延伸事業につきましては、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業、この事業との兼ね合いがございますので、まだ事業化がなされておられませんので、完成時期等については、今お答えすることはちょっとできない状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） それではもう一点、町道南方大人足線と国道57号の交差点改良、これは大規模な改良と聞いておりますけど、ここも国の持分と菊陽町の持分があるかと思っておりますけど、菊陽町の持分についてちょっと詳しくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） それでは、南方大人足線交差点改良、町の施工分ということで御説明申し上げたいと思います。

こちらの事業につきましては、延長が約200メートルでございますけれども、右折の車線の

増設を行う計画といたしております。

現在、つかんでおります事業費につきましては、約1億1,400万円程度でございます。

スピード感を持って進めてまいるといところで、できるだけ早い整備のほうを国と共に連携しながら進めているところというところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） これは、今御説明いただきましたけども、大体分かりました。

それと、これははっきり、国道の件ですから、お話はなかなかできないかと思いますが、ただ事業開始予定が来年のTSMCの事業開始前には完成をしたいということでございますんで、ここについては、国道、国の関係があるといっても、これはもうある程度は分かるんでしょう。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、国としっかり、整備については協議のほうを進めております。その中で、スケジュールの話につきましても共有しながら、早期実現に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） これらの道路、今、①から⑦まで御説明いただきましたけれども、この道路が完成をすれば抜本的な渋滞対策にはなると思います。

今、お話がありましたように、構想はあるけれども、まだ計画に上がっていない道路整備が多いようでございます。また、計画にある道路整備についても、10年から、それ以上かかるような感じでございます。菊陽町の周辺の渋滞緩和というのは、まだまだ道のりが遠いなというふうに感じております。

計画に上がっておる道路整備については早期の完成と、計画にない道路整備については県への要望活動を強力にお願いをしたいと思っております。

一昨日、甲斐議員のほうからも話ございましたけども、菊陽町と合志市は、企業の進出に伴い交通渋滞が深刻化しているとして、県に対し道路網の整備促進や財政支援などと渋滞対策の強化を求めて要望書を提出されております。菊陽町からは吉本町長、それから福島議長、それから県議の中村県議も同行されて、要望活動をされている。こういうことは、やっぱり非常に我々町民とすれば力になります。こういう活動は、ぜひ続けていって、早く実現するようにお願いをしておきます。

明るい話題としては、悲願であった菊陽空港線の延伸道路、これが令和8年度には一応完成予定と、それから南方大人足線、この交差点の大規模な道路改良についてもめどがついているということで、これは渋滞緩和の第一歩になると思っております。

また、これからの道路整備される道路については、これまでの悪循環の歴史というか、何か道路が後追いになってしまうという現象が今までありましたので、まず大胆に道路整備を考えていただきたいというふうに思っております。

これは、菊陽町の朝夕の交通渋滞というのは地域住民にとって大きなストレスでございます。町民の代表として、J A S M事業開始に向けた対策を考えると、何が有効なのか、試行錯誤をしながら一般質問をしておりますけれども、菊陽町の渋滞対策というのは、今後のモデル地区として、渋滞対策は菊陽町はこのようにやったんだと、そしてこれだけ渋滞が解消されたんだというのをやはりこれは見せる必要があるんじゃないかなということでございます。

そういうことで、いろいろ考えておりますけど、町のほうもいろいろ考えてはいらっしゃると思うけども、よろしく願います。

それとまた、原水駅のバス転回場、この整備も行われて、利便性も格段によくなっております。都市交通としての一定の役割を果たしているとは私は思っております。今後においても、J R豊肥線の駅周辺等の沿線の有効活用と公共交通との結節が重要なテーマであるというふうに思っています。

J A S M事業開始に向けた具体的な対策について、交通協議会の中で進んでいるのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） それでは、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

先ほど建設課長から答弁させていただきましたとおり、町としましても、国や県など関係機関と連携しまして、ハード整備として、各種道路事業の実施を進めてまいる予定としております。

御質問のJ A S M事業開始に向けての渋滞対策のソフト事業としましては、今お話をさせていただきました現在のセミコン通勤バスにつきまして、J A S M従業員が利用できるように、新たなルート設定に向けて運行事業者の熊本電鉄バスをはじめ関係者との協議を始めております。

このセミコン通勤バスの新たなルートを設定することにより、渋滞対策だけでなく、J A S Mの従業員の方の利便性向上として大きな効果があると考えております。

あわせて、セミコン周辺の渋滞対策として、熊本県のU X事業が予定されており、具体的には、光の森方面、熊本市東区からの通勤バスの実証実験を2か月程度行う予定とお聞きしております。

熊本県に対しましては、町として、その実証実験の中で、パーク・アンド・ライドの実施も求めており、ぜひこの機会にパーク・アンド・ライドの可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、そのほか、セミコン内企業の時差出勤の取組促進やその結果の分析なども並行して行

う予定としておりまして、企業、熊本県、周辺市町、関係者が連携しまして、渋滞対策のソフト事業について様々なことに取り組み、セミコン通勤バスのように、費用対効果が高く恒久的に行えるような効果的な事業展開を模索してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 原水から出ておりますセミコン通勤バス、これは非常に私は有効であると思っています。22便に増便されて、1日の利用人員が約900人ということで、これは大きな渋滞対策になっているのかなというふうに思っております。

それとあと、来年12月には、J A S M事業開始の予定になっております。これは皆さん御存じのとおり。現在の工事関係者は、3,000人から4,000人と言われております。現場まで車の通勤や宿泊地からのマイクロバスや大型バスでのピストン輸送、これも、渋滞に拍車をかけているような状態でございます。これが工事が完了して、そうすればかなりその分は少なくなるのかなと、渋滞が少なくなるのかなというふうには思っておりますけれども、ただ新たに1,700人のJ A S Mの従業員がこれに加わるとあります。この方たちは、何らかの通勤方法でJ A S Mまで来ます。

そういう中で、非常に交通渋滞に対して危惧をしておるところでございます。

先ほど申しましたけど、やっぱり例の大人足線と57号線の大規模改良、これは非常に対策がございすけども、いい対策と思いますけども、プラスした具体的な対策がなければ慢性的な渋滞は今後も続きます。

その回答としては、パーク・アンド・ライドを組み合わせでの実施など、その可能性は十分承知していると。しかしながら、限られたバス台数、運転手の確保など、多くの課題があると。町としては、実績が上がっている原水駅からのセミコン通勤バスの輸送力を強化していきたいとの回答でございました。

また、補助金の検討については、企業から貸出し、貸切りバスを活用した通勤バスの自主運行について提案や要望があった場合、将来的に大きな効果が見込まれる場合は、県と情報を共有の上、補助金等による支援の可能性も検討するという内容でした。

また、昨年9月の私の一般質問では、セミコンバス以外の公共交通の確保も民間バスと協議しているが、まだ具体化の見込みが立っていない状況であるとのことでした。

確かに渋滞対策については、非常に悩ましい問題ではあるかと思えます。本当に、町の方も非常に苦労されているとは思いますが。しかし、これは菊陽町の一大項目というか、一番関心のある渋滞でございますので、これは何とか、自分も、議員としても何とか改善できるような方向に持っていきたいということで、この3つの提案をしたいと思えます。

まず1つ目に、企業、行政も含め、可能な限りローテーションでノーマイカーデーを設定することです。これは、例えば100人従業員がおれば、100人ノーマイカーデーにしたら、これは交通手段がありませんので、100人のうちにその3割とか半分とか、そういう方をノーマイカ

ーデーにして、そしてあとは乗り合い、通勤されとる車に便乗して通勤をするという方法も私はあるかと思えます。これは、必然的に複数で乗り合わせという格好になると思えます。そういう格好になれば、これは、ひとつぜひ御検討していただきたいと思えます。

それとあと、セミコンテクノパークに使う区間に、一定区間に、要するに複数以上、車に乗車していないと通行できないというようなシステム導入も私は必要かなと。そういうふうに抜本的な改善策を出していかないと、今のこの渋滞対策というのはなかなか解消できないと思っております。

それと2点目に、単車及び電動自転車の普及推進、及びこれは推奨金制度の導入。これは、要するに交通渋滞を解消するためには、単車とか、それから電動自転車というのは大いにこれは効果があると思えます。

特に、電動自転車の普及推進というのは、これは2050年のカーボンニュートラル宣言ですか、それと脱炭素社会に向けての大事な取組であるというふうに思っております。これは、ホンダ、この前新聞に載っておりましたけども、今、二輪車は2,000万台を達成したと、2030年までに電動二輪車の比率を総販売台数の15%まで持っていくという発表があっております。これも、私は非常に有効な対策かなというふうに思っております。

それと3つ目に、これは、今日の新聞にも載っておりましたけども、町長、議長が行かれて、そしてそういう渋滞対策について、時差出勤、こういうなのも求められてきておるとするのは私も承知をしております。

これは、積極的に企業側にその対策を求めて、もう一度原点に戻って、各企業でオーソライズをして実施をしていくというのは大切なことで、特別委員会でもこの取組は考えてまいりますけども、それと参考に申し上げますと、本田技研では、通勤のルート変更は禁止になっているそうですね。その同じルートを通らんと駄目だと。それは社内規定でそういうふうになっておるようでございます。

たまに、そのホンダの関連事業のホンダ開発さん、ここが監視に見えられて、そういう指導をしていらっしゃるみたいで、私が言いたいことは、社内規定で徹底すれば、この策を3つ申し上げましたけれども、この渋滞対策というのは私はできるんじゃないかなと。これを具体的に進めていかないと、あと一年ちょっとですね、事業開始までは。これは徹底してお願いをしておきたいというふうに思っております。

渋滞問題というのは、菊陽町の最大の課題でございます。菊陽町に住んでよかったと実感できるような町にしたいというふうに思っております。どうかよろしく願いをしておきます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 続きまして、町長の72項目の提言についての質問でございます。

提言については、菊陽町が、今後、取り組む課題としましては、これは重要なものばかりでございますけども、その中から抜粋して5つの質問をいたします。

まず、(1)の学校給食費と副食費の無償化についてです。

これは、昨年12月議会で、私と同僚議員の質問に対し、任期4年で実現できるようにしっかりと道筋をつけていきたいという回答でございました。

1年間で約3億円が必要とされていますが、令和5年度の当初予算で約5,000万円の措置がなされ、完全無償化への第一歩となりました。これは、坂本議員の質問の中で進捗率のお話がありましたけれども、ゼロから1%という話でございましたけれども、これは要するに20%、1から20%までの進捗率でございますね。非常に、また評価をしております。

この完全無償化についての今後の計画をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

現在、町内の小・中学校における給食費は、小学校がお一人当たり月額4,300円、中学校が1人当たり月額5,000円と定めております。

菊陽町の学校給食費を無償化した場合、毎年、約2億3,000万円の財源が必要となります。

また、認定こども園、保育所、幼稚園等の副食費につきましては、菊陽町では、国が定めております単価を参考に、1人当たり月額4,500円と定めています。

副食費を無償化した場合、毎年約6,300万円の財源が必要となり、学校給食分と合わせますと総額で約3億円となる見込みでございます。

学校給食費と副食費の無償化につきましては、令和4年12月議会の西本議員と小林議員の一般質問におきまして、学校給食と副食費を無償化した場合の財源については、ふるさと納税などの増加が財源として考えられますが、現段階で無償化に伴う財源を全額確保するのは困難であるため、給食費の一部を補助していくなど、財政状況を勘案しながら、給食費の無償化に向けて段階的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、学校給食と副食費の完全無償化の時期につきましては、財政状況を勘案しながら、任期中には実現したいと考えていますと答弁したところでもございます。

学校給食費と副食費につきましては、今年度から、1人当たり月額1,000円を補助しており、来年度以降においても、引き続き財政状況を勘案しながら一部補助していくなど、任期中の完全無償化の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） ありがとうございます。

この取組というのは、私は非常に、子育て支援について、政府でいろんな議論が行われています。今年6月から始まる、これは支援者ギフトですか、児童1人当たり5万円、県においても2万円ですか、こういう手当が支給されるようでございます。それに併せて、給食費の無償化というのは、非常に有効な対策であるのかなというふうに思っております。

それでは次に、(2)番の区長、民生委員の支援体制強化の具体的な支援についての質問でござ

ございます。

区長、民生委員が使命感を持って行政区の発展に取り組むためには、町の支援が重要であります。

区長は、課題解決、区活動を行う上でのリーダーであることは御承知のことと思います。また、民生委員は児童委員も兼ねており、地域の第一線であらゆる生活上の相談に乗って、常に住民の立場に立って活動されています。

近年の地域でのコミュニケーション不足、それとコロナの影響、地域社会で区長、民生委員の役割というのは以前にも増して複雑化をしております。

そういう状況の中で、成り手不足は、町にとっても地域社会にとっても深刻な問題であります。役員についても、成り手が少なく、区長が兼務をするということも出てきており、区長の負担は大きくなっています。

区長、民生委員の支援体制強化について、町のお考えをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） それではまず、区長への支援体制についてお答えいたします。

本町は人口増加が続いており、転入転出される方も多く、議員からもありましたように、町民のニーズが多様化、複雑化していることから、地域コミュニティを維持するために区・自治会長の活動は非常に重要であると考えております。

そのような中、区・自治会長が、自治会活動の中で、地域の要望や課題などを吸い上げ、町につないでいただいていることで、地域のコミュニティが保たれていることと認識しております。

地域住民の家庭環境や地域の実情の変化により、区・自治会長の負担が大きくなっていることから、本年度において、区長会役員から地域の困り事や状況をお聞きした上で、その課題解決に向けた協議を行うこととしており、区・自治会長の負担軽減や支援を行えるよう取り組んでいくこととしております。

また、今年、23名の方が新たに区長、自治会長になられています。この方々に対しましては、5月26日に開催しました行政連絡会議の終了後に、説明会を開催し、役場の各課の業務内容や各種助成制度の説明などを行いました。

今後も、しっかりとサポートしてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 福祉課長。

○福祉課長（氏家良子さん） 次に、民生委員・児童委員の支援体制強化の具体的な取組についてお答えします。

まずは、民生委員・児童委員について簡単に説明させていただきます。

民生委員・児童委員は、民生委員法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

活動内容は、地域での相談や児童、高齢者の見守り、行政や菊陽町社会福祉協議会などの関係機関との連携、行政からの依頼に対応した証明書の発行業務など、様々な活動を行っていただいております。

任期は3年で、給与の支給はなく、ボランティアとして活動をいただいております。

次に、支援体制強化の具体的な取組につきましては、民生委員・児童委員の活動を支える役割を持つ民生委員児童委員協議会を毎月開催することで、業務に必要な知識や技術等の習得のための研修等を行い、民生委員・児童委員の活動が円滑に進むようにサポートを行っています。

また、先ほど民生委員・児童委員には給与の支給はないと説明させていただきましたが、県から活動費としての助成、町からも民生委員児童委員協議会に対し研修費や活動費、費用弁償として助成を行っています。

民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員の役割や活動を町民の皆様に知っていただくため、社会福祉協議会の広報誌ひばりで周知を行っています。

町としましては、町の広報きくようなどでも、民生委員・児童委員の活動事例を紹介することで、さらなる理解が深まるような支援を行ってまいります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） ありがとうございます。

それとあわせて、この自治会加入率、これが非常に成り手不足と同じで、年々自治会に入る人が少なくなってきておるということを聞いております。

新聞報道で、この前ありましたけども、これは、隣の市において約3割しか自治会に入る人がいないということで、これを何とかせんといかんということで、これは市と区長連絡協議会、それと県内の住宅メーカー23社でつくる一般社団法人県優良住宅協会の3者で協定を締結して、住宅協会は販売や相談などのイベントの際、自治会に関する資料を配布し、加入を促進する取組を進めているということを新聞で聞きました。

この自治会は、やっぱり地域のコミュニティーづくりは、防災、災害時の助け合い、行政への要望など多くの役割があります。そういう中で、コロナがもたらした人と接するな、から、等いろいろ言われて、もう3年がたちます。その影響は予想以上に大きなものがあると思っております。

地域のコミュニティーを取り戻そうと、区長さん、民生委員の方は頑張っておられます。皆さんも、熊本地震を経験されて、身をもって地域コミュニティーの大切さを実感されたと思います。

町のほうでは、転入してこられる方々への手続の際に、自治会加入のメリットの重要性を説明されていると思いますけれども、パンフレットなどの紹介は大切で、窓口では丁寧な対応が必要です。

あわせて、区長、民生委員に挨拶に行き、顔合わせをするというような案内も大切です。こ

それは、私も、4年前か、区長をしておりましたけども、その頃はまだあったんですよね、挨拶に来ていらっしやいました。その挨拶に来たから云々じゃなくして、顔見せをしてコミュニケーションを取るといふ部分では、非常に大切なことではないかなというふうに思っています。

それとまた、広報きくようで自治会加入を促す記事の特集というか、そういうのも私は必要ではないかなというふうに思っております。それが、区長、民生委員への支援強化にもなります。

それと、これは区長の成り手不足の一つの要因として、報酬の減額もあると思います。これは、これにあまり触れなくなかったんですけども、全戸配布から業者委託に替わって、区長の業務が軽減したことが理由とされています。配布はなくなった反面、住民との触れ合いが少なくなった負の遺産もあります。

また、区長で苦勞するよりも、これは仕事をして報酬を得たほうが良いというようなこともあって、最近では、要するに区長の成り手が少ないというふうなことも聞いております。

だから、これはお金の面はあまり言いたくありませんけども、これはその当人にとっては非常に大切な問題ではなからうかと思っております。それが一つですね。

これは、区長会の中で、これは約1年間かけて決定したと聞いては、要するに月額が1万9,750円が4,250円減とか、それから戸数割りで1戸当たり100円が50円になったとか、それは聞いておりますけども、社会情勢が大きく変化している中で、現在の報酬が妥当なのか。

区長の役割等を議論する必要は私はあるというふうに思っております。これをすぐ上げなさいという、そういうことじゃなくして、そういう議論をやっぱりする必要はあるかなというふうに思っております。

それから、今の区長報酬も含めて、さらなる自治会へのバックアップが必要であると私は思っています。そのことが、ひいては町の負担を減らすということにもなるのではないのでしょうか。

また、民生・児童委員においては、介護、子どもの貧困、虐待、ひきこもり、単身高齢世帯の増加と、これもまた複雑化しています。

そういう中で、このたび民生委員・児童委員活動の功績が認められて、退職されたお二人が、厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。これは広報きくようで見ましたけれども、じかに町長が表彰状をお渡しになったということでございます。

こういうことは、非常に民生委員・児童委員の方々にとっては力になります。こういうことは、ぜひ厚生労働省のほうにも推薦をいただいて、多くの方がそういう表彰をいただくように、ぜひ御尽力をお願いしたいというふうに思っております。

これでこの質問を終わります。

次に、(3)番の書かない窓口の導入について質問です。

これは、総務省からの自治体におけるDX、デジタルトランスフォーメーション推進の意義として、令和2年12月、政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定さ

れ、行かない、書かない役所の実現に向けて、町においても、令和4年9月に、デジタル推進室が設置され、令和4年度内に、DXへの取組の方向性を明確にすると、今までされてきました。

昨年12月定例会の同僚議員の一般質問で、今後は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用や地方公共団体の情報システムの標準化の推進状況を見据えながら、書かない窓口の導入について進めていくと回答がありました。

昨日、補正予算の説明をいただきました。業務委託料として2,011万7,000円とデジタル田園都市国家構想交付金として1,049万2,000円ですか、この予算が計上されておったように、説明書を見ました。

これは、書かない窓口の導入に向けて一歩前進となりますけれども、実施に向けて、どのようなスケジュールで今後進んでいかれるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

申請者が各種証明書の交付を受ける際、例えば住民票と印鑑証明書を取得したい場合、それぞれの申請書に記入する必要があります。72の政策提言にあります書かない窓口の導入については、申請書を書く手間を可能な限り省くことで、町民のサービス向上につながるものと考えております。

この書かない窓口のシステム導入については、先ほど言われたとおり、国の補助金でありますデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を受けており、今回の6月補正予算に計上しているところでございます。

取組状況につきましては、総務課デジタル推進係及び窓口の主体となる町民課において、システムの仕様を含め検討しており、内容が固まり次第、発注し、年度内の事業開始を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 菊陽町には、高齢者が1万人を超えて、外国人は559人と、今なっておりますようでございます。この方々には、非常に便利になるのかなど。私どもも、もちろんそうですけれども、これはいつときも早い実現に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

それから次に、(4)番の安全への投資として、歩行者や車両の交通事故を減らすことを目的とした道路区画線の整備についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

道路の区画線は、道路の構造を保全し、また交通の安全と交通の流れを適切に誘導する目的で設置されるものです。区画線の主なものは、車道中央線、車道外側線などがあります。

現在、町では、路線数915路線、総延長は約245キロメートルの町道を管理しており、消えか

かっている道路の区画線を道路パトロールにより発見した場合や、地域の皆様からの連絡があった場合は、交通の安全を維持するため、できるだけ早く引き直しするよう努めているところでございます。

過去3年間の区画線の引き直しの実績を申し上げますと、令和2年度は、費用1,522万5,000円で約48キロメートル、令和3年度は、費用727万6,000円で約26キロメートル、令和4年度は、費用1,679万5,000円で約39キロメートルの区画線の引き直しを行っております。

さらに、令和4年度には、令和3年度に行いました交通渋滞実態調査において、区長や自治会長から要望や意見がありました区画線の引き直しを費用1,116万1,000円で26キロ、取り組んだところでございます。

また、今年度は、1,500万円の区画線の引き直しの予算をいただいているところです。

区画線の塗り直しについては、72の政策提言では、政策分野の安全への投資の中で、歩行者や車両の交通事故を減らすことを目的とした道路区画線の整備として掲げられております。

今年度は、地域の区長、自治会長などから、地域の渋滞の状況、道路の状況の聞き取りを行うこととしており、引き直しが必要な区画線は、必要な予算を確保し、速やかに対応してまいります。

消えかかった区画線の引き直しなど、区画線の整備は、通学路や交通量の多い路線はもとより、町が管理する道路については、交通安全の確保の観点から、さらに力を入れて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） (5)番の情報公開と町民参加のまちづくりで、進捗状況を説明する報告会を毎年開催するというふうになっております。これについてのお尋ねです。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

選挙の際に私が提言した政策提言でございますので、こちらは町主催の開催ではなく、あくまでも私の政治的信条を伝える政治活動の一環として、これは例えばでございますが、私の後援会などに協力をしていただき、報告会を開催させていただきたいと思っております。

なお、開催時期につきましては、今の時点では具体的にいつとはお答えはできませんが、進捗状況を整理し、年内に開催をする方向で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） これは、情報公開条例に基づいたものじゃなくして、町長の自分の考えでやるということでございますね。分かりました。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 続きまして、3番目のJASMI進出による今後のまちづくりについてお尋ねをします。

JASMIの進出は、戦略物資として、日本経済の安全保障を担う国家戦略事業として重要な位置づけで始められた事業でございます。

JASMI事業のみならず、半導体関連、材料検査、パーツ供給、廃棄物、環境対応、施設管理サービス等の関連企業の工業集積地帯として始まった事業であると私は私なりに理解をしております。

それでは、(1)の質問です。

工業、農業、住宅地ゾーンのすみ分けが必要であり、地主に対してのアンケート調査は不可欠である。その上で、各分野を重点化したまちづくりが必要であるとするが、町の考え方をお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

JASMIの工場建設を契機に、工業用地や住宅用地など、さらなる土地需要の高まりが生じているような状況にあります。

そのため、午前中の坂本議員の質問へのお答えのとおり、本年度から、町都市計画マスタープランの見直しに着手し、土地利用のゾーニング図についても、より踏み込んだ形で検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、質問のアンケートにつきましては、土地の権利者に限定したアンケートは想定しておりませんが、都市計画マスタープランなどのアンケートの中で、しっかりと御意見を伺っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） これはちょっと時間の関係もございます。(2)番の質問です。

先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、JASMI進出による周辺地域は、関連企業の集積地帯と考えますが、国の経済特区制度活用、または、これはこの国というよりも国家戦略特区と言ったほうが適当ですかね。これについて、町の取組、今後の取組をよろしく願います。周辺地域は不動産会社が買いあさっているという情報がいろいろあります。

そういうことで、これは早く結論を出したほうがいいんじゃないかなと思っております。今日の新聞にも載ってございましたけれども、今、JASMIの近辺、近くに一応考えておるといようなニュースもありました。なおさら、ここは早く、要するに国家戦略特区としての位置づけで、私は国に要望されたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

この地域をやっぱりさらなる工業地帯として目指すのか、住宅地として目指すのか、それともTSMCで終わりにするのか、この判断はやはり町としても、県としてもあると思えますけ

ども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

経済活動や土地利用などに対する特区制度には、平成14年に創設された構造改革特区、平成23年に創設された総合特区、平成25年に創設された国家戦略特区という3つの特区制度があります。

創設の趣旨や実施される規制の特例措置や金融上の支援措置、税制上の支援措置、財政上の支援措置の中身についても、制度によって異なっております。

なお、どの特区制度も、認定を受けるためには、現行制度の中で、なぜ緩和や支援を必要とするのか、自治体や事業者が国に具体的に提案する必要があります。

議員も御承知のとおり、J A S M周辺地域は市街化調整区域であり、農業振興地域でもあることから、法律上の開発に関する規制があります。また、あらゆる業種の誘致を含めた開発を目指す上で、下水道などのインフラをはじめ多くの課題があります。

そのため、本町としましては、今後、菊陽町の適正な発展につながる土地利用は何かを常に考え、具体的な支障が出てきた場合には、規制の緩和についても検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） ちょっと時間が足りませんが、今の私が質問した内容は、非常に今後のまちづくりにとって大切な事柄でございます。大きく発展するのか、T S M Cだけで終わるのか、その辺はぜひ大きな判断をしていただきたいというふうに思っております。

それから、時間の都合で、あと全部質問できませんけれども、最後に、定住促進のため、(4)番です。町のアンケート調査を活用した市街化形成の整備と新駅予定地の周辺地域の市街化形成が急務と考えますと。

ちょっといろいろ言いたいことはありますけれども、これは昨日、町長も県のほうに要望に行っておられますけれども、やはり工場に近いところに住宅をつくったほうが効率的であるというような内容もありますので、それについて町長のお考えをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えをいたします。

今、廣瀬議員がおっしゃったように、いかに渋滞を減らすのか、自家用、車での移動を減らすのかという考えにおいては、やはり重要なところだというふうには思います。そういったところも、県に、そして国に、しっかりと働きかけて、この渋滞の緩和につなげていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬議員に告げます。

質問要旨の(3)番は割愛ということですかね。

○5番(廣瀬英二さん) はい、そうでございます。

ちょっと順番が入れ替わりましたけども、いろいろと真摯な回答をありがとうございました。私も、精いっぱい、任期4年間頑張っていきますので、ぜひ提案についても御検討いただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(福島知雄さん) 廣瀬英二さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時17分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和5年6月8日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和5年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和5年6月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | さん | 2番  | 吉村 | 恭輔  | さん |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | さん | 4番  | 馬場 | 功世  | さん |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | さん | 6番  | 矢野 | 厚子  | さん |
| 7番  | 大久保 | 輝   | さん | 8番  | 西本 | 友春  | さん |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博  | さん |
| 11番 | 布田  | 悟   | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | さん |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | さん | 14番 | 岩下 | 和高  | さん |
| 15番 | 上田  | 茂政  | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | さん | 18番 | 福島 | 知雄  | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |           |                             |          |
|----------------------|-----------|-----------------------------|----------|
| 町 長                  | 吉本 孝寿 さん  | 副 町 長                       | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長                | 二殿 一身 さん  | 総 務 部 長                     | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長               | 矢野 和幸 さん  | 健康福祉部長                      | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん  | 都市整備部長                      | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長  | 梅原 浩司 さん  | 危機管理防災課長                    | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長               | 吉本 雅和 さん  | 財 政 課 長                     | 澤田 一臣 さん |
| 町民課長兼<br>光の森町民センター所長 | 中村 康幸 さん  | 健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス対策推進室長 | 岩下 美穂 さん |
| 商工振興課長               | 今村 太郎 さん  | 建 設 課 長                     | 矢野 博則 さん |
| 都市計画課長               | 阿久津 友宏 さん | 下水道課長                       | 丸山 直樹 さん |
| 教 育 部 長              | 吉永 公紀 さん  | 学 務 課 長                     | 平 征一郎 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 皆様おはようございます。議席番号6番、矢野厚子です。

4月の選挙を無事に当選させていただき、今回も議場に立たせていただきました。支援していただいた皆様に深く感謝申し上げます。

また、本日は雨の中、早朝からお忙しい中、傍聴においでいただいた皆様、本当にありがとうございます。皆様のその思いに応えるために、また新たな気持ちで菊陽町のたくさんの課題解決に向けて、しっかりと質問させていただきます。

また、本日は国連が定めた世界海洋デーで、豊かな海を守る日でもあります。工場建設に伴い水質汚染や人口増加に伴うごみの増加による海水汚染が進まないように、しっかりと監視していきたいと思えます。

今日の質問は町の道路の混雑緩和対策についてと、海外からの転入者の現状について行います。

質問は質問席でさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 今、一番の町民の皆様の関心が深く、困られているのが道路の渋滞です。JASの進出決定前から朝夕の渋滞は始まっていて、問題でありました。私の自宅も旧57号線沿いにあり、大津のホンダの進出の頃から徐々に増加が始まり、工場の大型連休になると、いきなり交通量が減り、今日から休みなんだと実感できる状態でした。

そこで、改めてお尋ねします。

町の道路の混雑緩和対策についてお尋ねです。昨日も同僚の何人かの議員が質問し、重なると思いますが、再度お尋ねします。

1の町の主要道路の混雑状況をどう考えていますか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

本町の朝夕の時間帯では、国道57号をはじめセミコンテクノパーク周辺では、県道大津植木線、県道大津西合志線、県道熊本菊陽線、町道菊陽空港線、町道南方大人足線など、町の西部

周辺では、県道熊本大津線、県道住吉熊本線など町の主要な道路で渋滞が発生しております。これは、昨今の本町周辺市町の人口増加及び企業立地が要因と考えているところです。

住民の皆様からは、道路渋滞への意見や要望も数多くいただいております、本町もこれを重く受け止め、今後の渋滞対策の基礎資料とすることを目的に、昨年1月末に第1回目の職員による交通渋滞実態調査を行っており、今年度も4月17日、18日の2日間、職員による2回目の調査を行ったところです。

この交通渋滞実態調査は、今後とも引き続き実施を考えており、渋滞状況の推移を見ることで、現在、国をはじめ県、本町や近隣自治体が進めている様々な道路整備の効果や課題等を評価し、さらには将来の交通渋滞に向けた取組に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） この間、実態調査についても書類を頂きましたので、ある程度は見えております。

それでは、次の町長の政策提言の中で渋滞対策として、東西横の2本のアクセス道路、南北縦の3本のアクセス道路を造るというのがありますが、現実的にはどういうふうになっていきますか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

町長の政策提言集の東西横の2本のアクセス道路及び南北縦3本のアクセス道路は、セミコンテクノパーク周辺の道路であり、これらは九州自動車道、中九州横断道路、国道57号、国道325号といった4車線の広域道路ネットワーク内に位置しており、これらの道路に接続する縦軸、横軸の道路を整備することで、地域内の道路ネットワークを強化し、渋滞緩和を図るものでございます。

まず、東西横の2本のアクセス道路の1本目の合志インターチェンジアクセス道路については、現在熊本県により予備設計業務が進められており、今後はルートの決定を行い、速やかに詳細設計に着手していきたいと聞いているところであり、スピード感を持って進められております。

次に、2本目の県道大津西合志線の整備については、JASMI進出に伴うセミコンテクノパークからの発生交通量が増加することが見込まれるため、熊本県は、そのアクセス強化として、まず県道大津植木線の多車線化を優先的に取り組まれており、県道大津西合志線の整備については、周辺道路の整備状況や交通状況の変化を注視しながら検討していくとのことであり、町としましては、渋滞緩和対策となる道路ネットワーク構築のため、熊本県に当該計画が早期に実現できるよう働きかけてまいります。

次に、南北縦の3本のアクセス道路の1本目の町道下原堀川線の延伸については、現在熊本県により合志インターチェンジアクセス道路に合わせて予備設計を進められていることから、

今後熊本県と協議を重ねながら事業を進めていきたいと考えています。

次に、2本目の菊陽空港線延伸道路ですが、昨年11月から道路用地の取得に向けて、関係地権者の皆様へ個別に説明を行い、用地交渉に最大限の力を注いでいるところです。用地取得の進捗は、現時点ではおおむね予定どおり進んでおります。引き続き、関係地権者の皆様には当該事業への御理解と御協力をいただけるよう丁寧に説明を重ね、熊本県と連携しながら早期の用地取得完了に向けて取り組んでまいります。

また、今年度は一部区間において工事に着手する計画としており、令和8年度末の事業完了に向けて、熊本県と連携しながら事業を進めてまいります。

最後に、3本目の南方大人足線交差点改良ですが、昨年度から事業に着手し、国土交通省及び交通管理者と協議を重ね、国道57号では、朝の渋滞対策として、国土交通省熊本河川国道事務所により、左折専用レーン約400メートルの整備を事業化していただきました。また、南方大人足線では、夕方の渋滞対策として、国道57号への右折レーンを1車線から2車線に増設する計画としています。当該事業につきましては、今年度詳細設計に着手することとしており、今後とも国土交通省と連携しながら、関係地権者に対しては丁寧な説明を行い、御理解と御協力をいただきながら、早期完成を目指してスピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 昨日回答いただいたのとほぼ同じ回答を丁寧にありがとうございます。

大人足線の200メートルに関しては国と調整をするということですが、ここは町道ですよ。ということは町だけで動くことはできないのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、交差点の改良事業ということになりますので、車線を増やすということは交差点のほうも変えていかなければならないというところもありますので、国と町と連携しながら、調整しながら進めていかなければならない事業となりますので、町だけでできる事業ということではございません。しっかり国と一緒にやっていかなければならない事業となります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） さらに丁寧な説明ありがとうございました。

次に行きます。JASの稼働開始に伴い、さらに交通量の増加が想像されますが、現実的な緩和対策があるのか、あるなら示してください。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） おはようございます。

それでは、今の御質問についてお答えさせていただきます。

議員の御質問のとおり、J A S M稼働によりセミコン周辺の通勤者の増加が見込まれ、当然比例して交通量も増えていくと考えております。

先ほど、建設課長から道路事業のハード整備について答弁をさせていただいております。ソフト事業における渋滞緩和対策ですが、昨日の廣瀬議員の御質問でも答弁させていただきましたとおり、セミコン通勤バスだけでなく、熊本県と連携して複数の事業を今計画しております。

また、大事な事業でありますセミコン通勤バスは、J A S M方面への新ルートも具体的に検討を進めており、適切な時期に新ルートでの運行を開始したいと考えております。この新ルートの設定により、J A S M従業員の皆様にも一定数セミコン通勤バスを御利用いただける見込みで、渋滞対策として高い効果を期待しております。

セミコン通勤バスも、当初は利用者も少なく、厳しい状況が続きました。現在では、大きな役割を果たす渋滞対策の事業となっています。町としましては、前例にとらわれず、企業、熊本県、周辺市町、バス事業者などの関係者と連携して、渋滞対策の事業について各種実証実験を重ねまして、効果の高い事業の実施につなげていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） この緩和対策も、ある程度の時期ということですが、明確な時期、いつをめどにとか、そういうのはないんですか。それをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） 新しいルートの通行の時期ということでよろしいですか。今J A S Mの台湾からの赴任者とか従業員様の勤務状況などをやり取りさせていただいております。ですので、従業員様たちが入ってくる時期にはちょっとバスを走らせたいと考えております。ですので、現在夏以降に台湾からの赴任者も多く見られるというふうに聞いておりますので、その時期と合わせて、新ルートも開設したいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当に夏ってもう初夏ですので、あつという間なので、急いで決定とか話を進めてください。

先ほどのとちょっとダブりますが、先日職員による交通量調査が行われたと思いますが、その結果としてどのような結論が出され、どのような方策が考えられたかを改めてお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、交通渋滞実態調査は、昨今の人口増加及び企業立地に伴い、町内全域で朝夕の通勤時間帯をはじめとして、交通渋滞が発生していることを踏まえ、交通渋滞

状況の調査を実施し、渋滞状況を把握し、今後の渋滞対策の基礎資料とすることを目的に行っているものでございます。

昨年1月末に1回目の職員による調査を行っております。今年度も4月17日と18日の2日間、職員による2回目の調査を行ったところです。その結果については、先日、国、県、交通管理者である県警へ渋滞状況の情報を共有しておりますが、5月26日には第1回行政連絡会において区長、自治会長の皆様、5月30日には議会全員協議会において時間をいただき、議員皆様にも説明報告させていただいたところです。

結果については、2日間で朝は7時から8時30分まで、夕は17時30分から19時までを調査時間とし、渋滞調査箇所は40か所、調査員は延べ55人で行っております。1回目の滞留長と比較して、町全体では増加している結果となりました。その中で、計測時間の平均値で通勤時間帯では、町道菊陽空港線は44メートルから257メートル、国道57号は199メートルから700メートル、県道熊本菊陽線は216メートルから749メートル、町道古閑原上堀川線は79メートルから219メートル、町道南方大人足線は197メートルから466メートルと大きく増加しております。

また、退勤時間帯では、県道大津植木線は89メートルから459メートル、県道新山原水線は27メートルから156メートル、町道南方大人足線は241メートルから1,200メートル、町道新山武蔵ヶ丘線は87メートルから178メートルと大きく増加しております。

これらの結果を見ますと、第1回目と比較すると特にセミコンテクノパーク周辺道路の増加が顕著でありました。また、熊本市と菊陽町を結ぶ県道大津植木線、町道新山武蔵ヶ丘線は、朝夕とも増加している状況でありました。増加の要因としては、第1回目の調査時において、新型コロナウイルス感染症によるまん延防止措置期間であったため、セミコン関連企業がテレワークを実施していたことも影響しているのではないかと考えています。

交通渋滞実態調査は昨年から始めた調査であり、この調査を続けることで現在、県や町などで取り組んでいる事業の効果などが見えてくるのではないかと考えております。これらの調査情報を蓄積しながら課題を整理し、将来の渋滞対策に向けた次の施策につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） ありがとうございます。私も更生保護の役員として、各学期の始まり、1週間、近所の横断歩道に通学の見守りに立ちます。ドライバーの人たちは進まぬ車の中で、御飯を食べたり、化粧をしたり、何かを読んだり、様々な様子が見られます。私もかつて車で市内まで通勤していたことがあり、毎日毎日続く約1時間余り、そのストレスは当然仕事にも体にも影響を与えていたと思います。今より10キロ以上痩せていたので、そのせいもあるのかと思います。

朝の渋滞は、だんだん明るくなると交通量も減り、ごみ出しや回覧板などを届けに道路の横



断もしやすくなります。ところが、夕方から6時台のピークを過ぎてから走りやすくなるので、次々とスピードを上げて走ってきます。薄暗くなるとライトもつけない車もやってきます。本当に怖くて渡れない状況です。普通の渋滞よりも余計に始末が悪い状況です。これは、どの地区でも同じだと思います。

また、今回はメインの道路の調査でしたが、住宅地の通り抜けの車も多く、町内のあらゆるところが危険にさらされています。本当に住宅地の方とお話しすると、家の前をびゅんびゅん行くと、調査はメインの道路で渋滞、だからその渋滞を避けようと通り抜け、以前光団地か何かで子どもがはねられるということもありましたよね。その後はちょっと聞いていませんけど、事故になってなくてもそれだけの危険がある状況ということは、皆さん認識していると思います。

そこで、1の案として、益城町方面、熊本市方面、合志市方面に接する町の外れの数か所に、1ヘクタール程度の駐車場の建設を提案しますが、この提案を町としてどう捉えますか。お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） すみません。5番はよろしかったですか。

○6番（矢野厚子さん） 5番お願いします。

○総合政策課長（吉本雅和さん） じゃあ、まず5番のほうをお答えさせていただきます。

御質問にお答えします。

町内に所在する事業所へ通勤される方々の車の流入量を減らす対策については、既存の路線バスやJR、巡回バス、乗合タクシーの利用促進の取組が、町が対策できる取組だと考えております。

今後、関係機関と協議をしながら、交通渋滞対策にもつながるよう既存の路線バスやJRとの連携を強化し、巡回バスや乗合タクシーの見直しを検討してまいりたいと考えております。

それでは、続けて6番のほうにお答えします。

御質問の内容は、先ほどの御質問に関連して、各方面にパーク・アンド・ライドの場所を確保するという御提案だと思います。パーク・アンド・ライドにつきましては、駐車場の整備に多額の費用がかかることや費用対効果、町内のどこに乗降場所をつくるのか、バスに乗られた方をどのようなルートで降ろしていくのか、協力する企業だけで運営ができるのかなど様々な課題があります。

本町としましては、熊本県のUXプロジェクトの中で様々な実証実験を検討されており、町としてその実証実験の中でパーク・アンド・ライドの実施を求めていることから、その状況を注視しながら、パーク・アンド・ライドが本町にとって有効なのか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 県の考えもありますけども、駐車場を造るには、普通車の場合は6メートル掛ける2.5メートルで、1台約4.5坪で計算すると聞きます。1ヘクタールの用地は約3,000坪、通路などを考えると、約600台くらいの車が駐車できます。2か所造れば1,200台、3か所で1,800台、これを多いと感じるか、たったその程度かと感じるかは、それぞれだと思いますが、2024年末に生産開始されるJASMに対応するのに、道路の建設よりも格段早く対応できます。

駐車場用地は、耕作されていない農地などを借り上げて、南校区の知人と話しますと、農業を営んでる知人と話しますと、後継者はいないし、先祖の土地は売りにたくない、できるなら貸したいとの声も聞きます。そういう土地を利用したらどうでしょうか。土地の購入となると、価格の問題が大きな壁となりますが、駐車場としての借地であれば、10年、20年後の町の変化にも対応し、原状回復も可能です。

また、この駐車場は、災害時の車中泊用としてトイレや自動販売機を整備し、災害復旧時に工場の職員の寝泊まりにも活用できるのではないのでしょうか。また、この駐車場からの乗合バスは、例えば南校区の場合は高校生も利用可能にして、低料金の有料ではありますが、原水駅経由のJASMまたは役場経由にして、役場の職員も利用すれば職員の駐車場も減らすことができます。

昨日の報道では、JASMの第2工場を現在の近くに建設したいという考えが発表されました。乗り入れが減れば、企業が敷地内に保有する駐車場を工場の拡張に転用する可能性が出てきます。

田舎ではドア・ツー・ドアが出勤の形態としては普通ですが、都会では電車を乗り換えて1時間は普通です。乗換えの場所の待ち時間を快適に過ごせれば、公共交通機関の利用も増えると思います。ぜひ商工振興課や総合政策課が企業やバス会社としっかり話し合っただけで考えるように提案しますが、どのように思われますか。町長よければ。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

今矢野議員がおっしゃったように、パーク・アンド・ライド、私も町長就任以来いろんなところでお話をしてきました。ただ、いろいろ話をお聞きすると、やはり今おっしゃった土地の確保ですとか、一番問題はやはり運転手不足だというふうに思います。皆様方もよくいろんなところで、仮にこれタクシーの話なんですけども、菊陽でも今1時間とか2時間待ちでございます。なぜかという、やはり運転手不足が非常に大きな原因だというふうに思います。バスもそのようなところで、やはり運転さんがなかなかいらっしやらないというところが今の現状だというふうには認識をしておりますので、そういったところも含めながら、パーク・アンド・ライドを模索していかなければいけないというふうには考えております。

ただ、矢野議員が御提案いただいたように、やはり一番の解決策は車で通勤をなるべく控えてもらうということが一番の方法なのかなというふうに思っておりますので、やはりこれは

企業様にもお願いをして、なるべく公共交通機関を活用していただきながら、車の乗り入れを控えていただくようなお願いをしっかりとしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当に運転手不足とかいろんな課題がありますけども、これから高齢者社会になるにつれて、運転手の育成というのも、みんなで考えて、パートタイムですね、フルタイムじゃなくて、朝のその送迎だけのための運転手さん、もう日中はほかのことができる、夕方またと、そういうのも全体的に考えてやっていただければというふうに思います。

続きまして、2の海外からの転入者の現状についてに行きます。

海外からの転入者の人数について3月議会でお尋ねしましたが、新年度になり、その状況は変化があったかどうかお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） おはようございます。

それでは、御質問にお答えします。

菊陽町の外国籍住民は、令和5年4月末現在で29の国と地域、559人となっており、令和5年2月末現在と比較しまして、1か国の増、24人の増となっております。また、増加した上位の国と地域は、韓国の方が12人、台湾の方が10人それぞれ増加しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 僅かですね。3か月の間に10人の台湾の方が転入されているという現状のようですが、この海外からの転入者についての窓口の整備は行われたかについてですが、先日報道されたので、窓口はできたようですけれども、何人か問合せとか利用者とかはありましたでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 質問にお答えします。

先ほど令和5年4月末現在の外国人の人数について御報告しましたが、今後もJ A S Mの外国人従業員やその家族、外国人技能実習生の増加に伴い、日本語が話せない外国籍の方がこれからも増えることが予想されます。そのため、5月29日から外国人相談窓口を開設し、毎週火曜日、木曜日については中国語及び英語に対応できる相談員を配置し、ほかの毎週月、水、金曜日については英語に対応できる相談員を配置しております。

そのほかの言語については、当面これまで使用しておりました翻訳機により相談に対応しますが、8月上旬までには電話で相談に対応できるオンライン通訳サービスを導入し、より電話での相談が利用しやすい環境を整備する計画です。

また、外国人相談窓口の業務といたしましては、多言語で行政手続をはじめ在留手続、雇

用、医療、福祉、子どもの教育等の生活に係る相談を受け付け、関係課、関係機関などと連携することで適切な情報提供を行ってまいります。

また、5月29日から開設しておりますが、今現在、相談はあっておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） ありがとうございます。先日、デモンストレーションに報道で出られた方と偶然にお会いして、感想を聞かせていただきました。その方は、自分は母国語が英語だし、20年以上日本で生活しているので問題はなかった。ただ、母国語が英語でないアジア系の人は、易しい英語でなければ難しいかもしれません。流暢な英語での対応ではなく、易しい分かりやすい英語のほうがいいかもしれないとのアドバイスがありました。

また、今年の3月25日の熊日新聞に、易しい日本語を外国人にという記事がありました。行政用語は、日本人でもよく意味が分からないまま、何となく理解して行動しています。記事には、アジア系の出身者は、英語よりも日本語を学習している場合が多く、災害時などの緊急な場合は、英語よりも易しい日本語のほうが役に立つとの発言が掲載されていました。

昨日、町民課窓口で、先ほどお話しされた翻訳機を見せてもらいました。まだ職員の方もあまり使い慣れていないようで、機械を立ち上げるのに時間を要するようでした。できるならば使わなくても、毎日交代で10分程度でも練習したほうが、いざ窓口に来られたときになかなか機械が立ち上がらないとか、そういう不便さ、トラブルが起きないようにしたらどうかなというふうにとそのとき思いました。

また、窓口に来られて、その方が何の、どこの国の言葉でしゃべりたいのかについても、あそこの窓口にはそれがないですね。きちんと例えば何かシールを作って、この国とか指さすことができれば、それで翻訳機も選べるでしょうけど、そうでなければ、どう対応していいか、お互いに分からなくて、それがトラブルの原因にならなければいいなと思いました。

先ほど電話での8月からの対応ですか、先日、まといにマルチリンガル119というのが載ってまして、これは24時間365日、電話通訳サービスという記事が掲載されていました、役場もこの仕組みを活用するということですがけれども、これの何曜日、もう毎日なのか、時間はどうかについてお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 先ほどの御質問ですが、オンライン通訳の件でよろしいでしょうか。

オンライン通訳の件については、現在整備をしております、8月上旬をめどに今整備を進めているところでございます。この内容としましては、例えば電話での対応時でも、トランシーバーのように3者でやり取りをできる、電話での通訳者と相談者、町の職員、この3者でやることのできるサービスで、より自宅からでも相談しやすい環境をつくることのできるということです、早期に整備をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 8月からということなので、その運用時間とか、運用の曜日というのがもう決まっているのかと思ってお尋ねをしたんですが、その辺は決まってないんですか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 失礼いたしました。

そのサービスの時間なんですけど、外国人相談窓口の開設時間になります。開設時間は、午前9時から17時まで、月曜から金曜までの日程になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 確認します。平日月曜から金曜の9時から5時ということで理解してよろしいですね。分かりました。

また、町の直接の対応ではないと思いますけども、あまり交通標識は分からないという情報ももらいました。確かに時間による進入禁止や一方通行など、私たちが慣れない道を通るときは見落としがちです。町民の安全のために、町での車での通勤者には、町から各企業に交通ルールの学習を要望していただきたいと思っております。

続きまして、3の5月26日の嘱託員会議での区長さんたちからのというところに行きますが、これ嘱託員会議ではなくて行政連絡会議が正しいですね。訂正します。

そこで、お尋ねします。

区長さんたちに対して海外からの転入者に対する対応や不安解消への説明は行われたか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

5月26日の第1回行政連絡会議では、海外から転入される外国籍の方や、既に在住されている外国籍の方々に対し、町での手続、利用できる公共施設や交通、そのほかごみの出し方など生活に役立つ情報を中国語や英語で記載された「外国の方々のための生活ガイドブック」を作成し、転入手続後にこのガイドブックがスマートフォンなどで閲覧できるQRコードを配布していることを報告いたしました。

また、5月29日からは外国人相談窓口を開設し、外国籍の方が行政手続や日常生活において困り事がある場合、この相談窓口が多言語で情報提供を行うことも併せて報告しました。

今回の行政連絡会議では、先ほど説明しました生活ガイドブックを活用しながら、ワンストップで外国籍の相談を行う外国人相談窓口と各相談内容の関係部署が連携し、外国籍の方々と各自治会の地域住民の方々が本町で安心して生活していただけるよう、全庁的なサポートを丁寧に行っていくことを御報告させていただきました。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 生活ガイドハンドブックについては、多文化クラブというところのラインで、しっかりと外国の方に紹介されて、それをダウンロードされているのを見ましたけれども、先日知り合いの区長さんとお話する中で、外国の方に対する町の対応についてはお話はありました。3月の一般質問でもお話ししたように、普通転入者に対しては区長さんの電話番号を教えて連絡するように案内していると思います。

私の区長時代はそうでしたし、区の窓口である区長さんの存在についてはどのように案内しているのでしょうか。一切説明していないなら、区長さんには、海外からの転入者からの問合せはないと思います。しかし、近隣の人からの海外の方への対応について、相談はあると思いますが、どういうふうに思われますか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

通常、窓口のお知らせということで、自治会長様、区長様のお名前と電話番号を記載したものを、転入される方に対してお渡ししております。それは外国人の方も同様でございます。

ただ、外国人の方につきましては、お渡ししているんですけど、なかなか母国語でお話することは難しいのかなというふうに思っておりますので、今後ちょっとその件については検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 区長さんが、外国の方のトラブルがあったときに、じゃあそれにどう対処するかについての行政への相談窓口はどこになるんですか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 外国人の方が生活の上で困り事がある場合は、外国人相談窓口のほうにお問合せいただけたらなというふうに思います。

外国人相談窓口では、その困り事の相談内容、これに関係する部署と協力しながら、外国人の相談員は、その通訳、言葉の壁がありますので、それを翻訳する形を担っておりますので、そういうことで、外国人の方についての困り事の対応は対処をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） ちょっと私の言い方があれだったんですけど、外国人の方が困るんじゃないくて、区長さんがその起きたことに対して困る、ちょっとこれもこの間お話があったんですけど、ごみ袋が菊陽町のではない、色は合志も大津も一緒ですよ、黄色とか赤とかグリーンは。それに菊陽町とか大津町とか書いてあって、合志市の袋に入れて、色だけで、お店には一応大津町とか菊陽町とか書いてありますけど、そこまであの人たちが分かるかどうかは別です

ね。袋には、これは燃えるごみとか書いてあるかもしれませんが、どこの町のごみ袋なのかというところまで認識がされてなくて、そのごみが町内のごみステーションに捨ててあって、区長さん困られて、中身をチェックして、ごみだったから環境生活課には行って処理をされたようなんですが、それ以外の外国人の方に関わる問題があったときに、区長さんはどこに行けばいいのか、その物事物事で環境に行ったり住民課に行ったり、いろんなところに行くのか、どこかの窓口が一つになって、区長さんのたらい回しをするのではなくて、総合的に聞いて対処するのか、そこをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

外国人相談窓口は、在留外国人の方の相談窓口になります。自治会長様、区長様からのお問合せについては、これまでどおり担当課のほうに御相談をしていただく流れになります。

なお、その中で、担当課のほうをサポートする中で、言語の壁があるということでしたら、これは積極的に外国人相談窓口が関わっていきまして、例えば翻訳、お知らせをする文書を翻訳するとか、そういったお手伝いをサポートしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） じゃあ、区長さんたちのための一元化した窓口はないということですね。分かりました。

3月の一般質問のときに、国際交流協会の設立の質問をしたときに、総合政策課長から外国人の地域生活に関する環境整備や支援を行うために必要な情報を共有するために、多文化共生連絡協議会を立ち上げると回答されました。実際に、3月28日に第1回を開催されています。きくよう広報にその様子が掲載されていますが、そのメンバーに区長さんは入っているのでしょうか。また、今後の開催頻度の予定はどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

今、矢野議員がおっしゃいました、3月28日に菊陽町多文化共生連絡会議のほうを開催しました。そのときのまずメンバーとしましては、大津警察署、それと菊地広域連合の消防本部、あと大津菊陽水道企業団と社会福祉協議会、それと町内の郵便局の局長さん、あと関係部署の部課長と、あとオブザーバーとして熊本県のほうから入っていただきました。これはまだ今後、矢野議員がおっしゃった区長様とか、ほかのメンバーの方も適宜検討しながら、協議会のメンバーのほうにお願いしたいと考えているところです。まずは第1回目として、今のメンバーで始めたというところでございます。

開催頻度としましては、まだ具体的にはいつ、何か月とか、そういう定期的な開催のほうはまだ考えておりませんが、今後また第2回目のほうは必要な、どういうことをまた検討していくのかも含めながら、開催については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 連絡協議会の立ち上げ目的が、外国人の地域生活に関する環境整備や支援を行うために必要な情報を共有するのであれば、一番日々の生活で接点が多いと思われる区長さんの代表が入っていないというのは、どうなのかと思いました。昨日の廣瀬議員の区長さんへの支援の回答のときに、区長さんは地域のコミュニティーの窓口と答えられたと思いますが、これは間違いないですよね。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） それでは、区長さんが何らかの形で連絡協議会に関わる立場になることを検討をお願いします。

そして、今後も継続的に会を開催し、もともとの地域の人々も転入者の方も安心して気持ちよく生活できるように、菊陽町は住みよい町だと言われるように私たち議員も働きますので、町もしっかりと運営をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時49分

再開 午前11時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 皆様おはようございます。

本日は雨天にもかかわらず多数の傍聴をいただき、誠にありがとうございます。

4月の菊陽町議会議員一般選挙で初当選しました1期目の新人、議席番号3番の藤本昭文でございます。今回、初めての一般質問ということで、議会初日から少々緊張しておりましたが、ここまで5名の先輩議員が行われた一般質問を拝聴し、ますますその緊張が大きくなったように感じております。

さて、現在の世の中に目を向けてみますと、日本各地で大きな地震の発生が連日のように報道され、南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震の発生もいよいよ現実味を帯びてきたのではなどともささやかれています。

また、先日は台風2号の接近により、日本列島にかかる梅雨前線が刺激されたことで線状降水帯が発生し、高知県、和歌山県、奈良県、静岡県など記録的な豪雨となり、各地に大きな被害をもたらしました。



本町を振り返ってみましても、近年では平成28年4月の熊本地震、平成24年7月の九州北部豪雨など大きな自然災害を経験している私たちにとっても、決してよそごとで済まされる問題ではありません。

さらに、自然災害のみならず、国際的な犯罪組織となった特殊詐欺集団や闇バイトで実行犯を募る組織化された強盗団など、人々の暮らしを脅かす凶悪な犯罪も増えています。

ここ菊陽町では、世界的企業の進出もあり、急速な人口増や都市化が今後もますます進むことが予想されます。それに付随し、既に様々な問題が浮き彫りになりつつある中、今こそ町民の安心・安全を守り、誰もが住みよいまちづくりに真剣に取り組まなければならない、そう考えております。議会議員として、そのために精いっぱい頑張っていく所存であります。

本日は、そんな町民の安心・安全に関わる防災体制の現状について、そして公共施設のユニバーサルデザインの推進について、防犯対策の向上について、この3点について質問します。

質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） まず1点目、防災体制の現状について、(1)現在本町には防災センターをはじめ消防団、防災士協会、区長会、自主防災組織など、防災に関わる施設、組織が多数存在するが、災害時の相互協力や連携の必要性についてどう考えているかについてお伺いしたいと思います。質問の中の防災士協会としておりますところ、正しくは菊陽町防災士連絡協議会と訂正させていただきます。

この防災・減災の取組ですが、まずは平常時における取組が災害発生時、発生後の活動に大きく関わると考えられます。なぜなら、災害時における迅速な避難、その後の避難所での安心・安全な避難者の生活、また一日も早い災害からの復興、そのためには平時からの自助、共助、公助の円滑な連携が必要不可欠と考えられているからです。

だからこそ、平常時から防災訓練などを通して、それぞれの組織がお互いの顔が見える関係、これを構築し、協力連携の土台をつくっておくことはとても重要なことだと思います。そのためにはやはり全体のまとめ役として行政が率先してリーダーシップを取り、各組織が一丸となり、防災・減災に注力できる環境をつくる必要があると考えますが、このことについて町のお考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

まず、防災センターをはじめとする本町の防災施設については、熊本地震で役場や指定避難所が一時使用不能となった教訓を踏まえ、指定緊急避難場所兼救援物資の備蓄、受入れ配送拠点となる光の森防災広場、災害応急対策の司令塔となる防災センター、避難拠点となる防災公園としての菊陽杉並木公園を有機的に連携させることにより、災害発生時の迅速、確実な対応等の強化を図ってまいります。

また、災害の被害を軽減するためには、先ほど藤本議員様よりもありましたように、自助、共助、公助のほうが必要となります。3つの連携が円滑なほど災害の被害を軽減することができます。

町、自主防災組織、防災士のおのおのその役割や知識に応じた能力を発揮し、相互に連携することが必要です。防災士は、知識を生かし、自助、共助の観点で地域住民や自治会長への防災上のアドバイスを行い、自治会長は、地域やコミュニティーといった周囲の人たちが協力して助け合う共助の中心的立場になります。国や県、町は、組織力を発揮し、共助で補い切れない救助、援助等の公助を行うこととなります。

災害対策の基本は、一人一人が防災意識を高め、自助の能力を高めることです。また、自分一人では対応できなくなったとき、頼りになるのが共助となります。そして、公助の手を円滑に被災者へ届けるためには、共助との連携が必要不可欠となります。

御質問の災害時の相互協力や連携の必要性につきましては、それぞれの組織が連携し、情報共有や役割分担を行うことで、災害時の効率的な対応が可能となりますので、相互協力や連携の強化は非常に重要なことと認識しております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。

町のほうでもこの防災に関わる施設、組織が有機的に効率的に連携し、災害発生時に対応することが重要であるという認識を持たれているで間違いありませんか。ただ、防災に関わる施設や組織の有機的、効率的な連携を考えますとき、先ほど自助、共助、公助の話が出ましたが、災害時において大きく力を発揮するのは、自助、共助、この2つであります。実際、公助が大きく関わることは現実的に難しいと考えます。

ただし、防災・減災の取組というのは、災害時のみに必要なことではありません。災害が発生する前、平常時における取組こそ、最も有効な取組であると考えております。そういった意味でも、この公助が最大限、防災・減災に適用できる平常時の取組、これについてしっかり行っていただきたいと思っております。

それでは、次(2)番、本町において防災に関わる施設、組織の相互協力や連携の強化について、現在取り組んでいることはあるかについてお伺いします。回答をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

本町では、近隣の市町と連携し、防災士養成講座を開講し、防災リーダーの拡充に努めております。また、本町に在住または勤務されている防災士で組織された菊陽町防災士連絡協議会へ町から補助金を交付し、活動の支援を行っているところでございます。

菊陽町防災士連絡協議会では、自治会と連携し、地域の危険箇所の点検や把握を地域住民の方と合同で行う活動などを行っていましたが、ここ数年コロナ感染症の影響等で、あまり活動

ができていない状況となっております。町といたしましてもこのような各種活動の再開に向け支援のほうを行っていきたいと考えております。

自主防災組織につきましては、毎年町から育成事業推進費補助金として4万円を交付し、活動の支援を行っております。自治会の備蓄品の購入や避難訓練時の資材購入などに充てられております。

組織の連携においては、毎年5月に菊陽町防災会議を開催しており、防災会議の委員として、消防団長、菊陽町防災士連絡協議会長、区長会長、学識経験者などを委員として委嘱し、菊陽町地域防災計画・水防計画の重要事項の審議に参加いただいております。昨年10月には、町と区長会と合同で、地域の防災力強化を目的とした防災研修会を開催しており、地区防災計画の作成についての講義や、杉並台自治会長による自主防災組織の活動内容の紹介等をいただいております。

また、避難拠点となる防災公園である菊陽杉並木公園内に避難スペースや備蓄倉庫等を備えた菊陽町総合体育館が10月に供用開始することから、10月29日に菊陽杉並木公園、菊陽町総合体育館を会場とした（仮称）菊陽町防災フェスタの開催を現在計画しております。このイベント内容等につきましては、現在消防団や菊陽町防災士連絡協議会など、各組織、団体と検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。

この質問の中の防災に関わる施設、組織というところなのですが、今防災会議等も開催されておられるということで、その中で区長会や防災士連絡協議会、自主防災組織等、委員に含まれているというお話がありましたが、実際町行政としてこの防災に関わる組織や団体、どこまで考えておられるのかというところで、これは私の個人的な意見であります。例えば通勤や帰宅時の交通渋滞、これはもう既に大きな問題とされていますが、仮にこの時間帯に地震等の広域災害の発生を想定するとすれば、通勤途上における会社員の皆さん、当然その被災した地域のコミュニティーの中で一緒に救済、これはもう倫理的にも道義的にも当然そうなると思います。

そうであるならば、本町内の道路を通勤路として多数の従業員さんが使用されている、大きな企業さん複数ありますが、こういった企業さんについても、町の防災に対して何らかの形で寄与する必要があるのではないかとすることも私個人的には考えております。このことも含めて、町として、行政としてこの防災に関わる組織、団体、このことについてお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今藤本議員がおっしゃったようなことは、当然想定しなければいけないというふうには思っ

ておりますので、今後そういったところも含めてしっかりと考えてまいりたいと、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 今、町長からも回答をお聞きしましたところ、そういったところも含めて防災・減災に取り組まなければならないという町のお考えであると理解しました。

であるならば、町の責任、行政の責任として、やはり減災・防災への取組は、その中でしっかりリーダーシップを取り、各関係の組織や団体との調整や、いろんなルール、取決め、そういうところに御配慮いただき、しっかり努めていただきたいと思います。

続きまして、2番、公共施設のユニバーサルデザインの推進について、(1)多くの自治体でユニバーサルデザインへの取組が進められているが、本町ではユニバーサルデザイン導入の必要性についてどう考えているかについてお伺いします。

現在、特に政令指定都市をはじめとして多くの自治体においていろんな形でユニバーサルデザインへの取組が進められています。ユニバーサルデザインとは、身体能力の違いや年齢、性別、国籍にかかわらず、全ての人が利用しやすいようにつくられたデザインのこと、その利用しやすさやデザインかどうかということについては、つくる側ではなく、使う人が判断することから、利用者の視点を重視したデザインと考えられています。

このユニバーサルデザインには完璧ということはなく、一つのデザインがある人にとっては利用しやすい、またある人にとっては利用しにくい、そういうことから、一人でも多くの方が今までよりも利用しやすい、快適だという答えを常に模索していくものだと考えられています。

本町においては、今後さらに人口が増え、都市化が進み、国際都市としての発展が望まれています。日本国内のみならず、世界的にも注目をされる菊陽町です。その本町において、このユニバーサルデザインへの取組は避けて通ることのできない課題であると私は考えています。

また、実は広報きくよう、この広報紙の裏面には、ユニバーサルデザインを示すUDフォントのロゴが、もう既に使用されています。これを見ても菊陽町としてユニバーサルデザインに取り組んでいる、少なくともその理念を理解している、そう期待する住民も少なくないと思います。そういったことも含め、このユニバーサルデザインの導入の必要性について、町のお考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

菊陽町の公共施設におけるユニバーサルデザインの取組としては、既存施設については計画的に改修しながら、または新たに施設を整備する際にユニバーサルデザイン化の推進を図ってきたところでございます。

また、今後もユニバーサルデザインの考え方に基づいて、施設の改修及び建設をしていきたいと考えており、令和4年3月に改定した菊陽町公共施設等総合管理計画においても、国が策定したユニバーサルデザイン2020行動計画における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図りますとしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 既に本町ではユニバーサルデザインの導入に向けて、いろいろ検討等が進んでいるということですが、これは行政としてこれを進めていくということは理解できるんですが、先ほども申し上げましたとおり、これは利用者が、これがユニバーサルデザインであるかどうかを判断する、いわゆる利用者の視点を重視したデザインとされています。

であるならば、住民に対する何らかの指針、そういったものを提案する、周知するというのも必要ではないかと思いますが、その点について今後計画等があるのかについてお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、御質問にお答えいたします。

ユニバーサルデザインにつきましては、国のほうでも様々な形でユニバーサルデザインの取組について示しをされているところでございます。

当然町としましても、その内容を受けながら、必要な施設の改修等も進めていっておりますし、今後もなかなか完璧にユニバーサルデザイン化を図るということは難しいかと思いますが、随時そういった視点に立ちながら、改修等については図っていきたいと考えているところでございます。町から改めてそういった指針を示すということは現在考えておりませんが、国等が策定したもの、そういったものを基準に、そういった考え方に基づいた改修等をしていきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 指針等の作成については現在考えられていないということよろしいですか。

利用者目線から考えますと、ある都道府県では、例えば県内のバリアフリー施設、ユニバーサルデザイン施設の案内するマップ等をホームページ上で掲載してある、もしくは静岡市ですとユニバーサルデザインについての説明や、市の指針等のこれもホームページ上にしっかり掲載されています。さいたま市等では、推進基本指針ということで、冊子等も作られてこの事業に取り組まれておられます。やはり利用する住民、町民の目線というのもしっかり考えられ、今後もしっかり推進させていただきたいと思います。

では、引き続きまして、(2)番、本町役場庁舎の玄関を見ると、東西にそれぞれスロープが設置されているが、西側のスロープにしか手すりが設置されておらず、手すりを必要とする利

用者にとって大きなストレスと考えられる。今後改修する予定はあるかについてお伺いしますが、あくまでこれはほんの一例です。

昨日の西本議員の質問の中にも、中央公民館のエレベーター設置や、役場庁舎のエレベーター、2階までしか通じていない、そういったお話もありました。言わば中途半端なバリアフリー化で終わっているところが多数見受けられます。行政の責任として、例えば全施設のバリアフリー化の推進等についての調査、そういったものを含めて今後改善していく予定があるかについてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、御質問にお答えします。

まず、庁舎のスロープにつきましては、当初東南の駐車場の最も近い場所に車椅子利用者用駐車施設が設けられておりましたが、雨天時等の利用が不便であるとのことなどから、平成22年度に新たに車椅子利用者用駐車施設を整備し、屋根、スロープ及び手すりを新たに設置したところであります。

その際に、東南の駐車場にありました車椅子利用者用駐車施設を一般用としたことなどから、東側のスロープは従来のみで、新たに手すりを設置するということとはしていないところでございます。

また、現在は庁舎の老朽化等に伴い、建て替えなどを含めた検討を進めているところでございます。その際にはユニバーサルデザイン化の推進を図りたいと考えているところでございます。しかしながら、現状におきまして不便を感じておられる方がいるということでございますので、手すりの設置については検討していきたいと考えております。

また、議員のほうからありましたその他の施設のバリアフリー化等につきましては、現在は計画的に改修、大規模改修等しながら、現在バリアフリー化が進んでいないところの施設につきましても改修をしていきたいというところで、公共施設等総合管理計画にも記載しながら、計画的にしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。確かに、車椅子等が必要となる障がい者駐車場は、役場玄関西側に屋根つきで設置がされていると思います。ただ、手すり、これを必要とする利用者、車椅子や障がいのある方に限らず、これはもう実際町民の方の声なんです、高齢の方、日常生活には支障はないとはいえ、少しの段差や少しの坂道、これも歩くときに気になるという方はたくさんおられます。そういった方が本町の玄関、例えば東側の駐車場を利用されたときに、スロープを使いたいけど手すりが無い、わざわざ西側へ回ってスロープを使って庁舎に入ってこられる、そういうお話も多数お聞きしておりますので、ぜひとも役場の玄関については東側にもスロープの設置をお願いしたいと思います。

それでは、次の防犯対策の向上について、(1)本町においては、今後さらなる人口の増加や

外国人の流入などが見込まれ、住民の防犯に対する関心はますます大きくなることが考えられるが、この防犯対策の向上についてどう考えているかについてお伺いしたいと思います。

これは実際多くの住民の方からお聞きした話なのですが、現在町内のアパートなど、いろんな場所に既に多くの外国人の方が居住しておられます。しかしながら、その文化や価値観、また言葉の壁、そういったことから、少なからずトラブルも起きているとお聞きしています。また、急速な人口増加、この裏には見知らぬ人が増える、そういった側面もあり、これは見知らぬ人に対する警戒心、これが薄れる可能性もあり、犯罪リスクが大きくなるのではという不安をお持ちの住民の方も多数おられます。

こういった不安を抱えている住民が実際におられるということ踏まえて、防犯対策の向上についてどう考えているか、町のお考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

本町では、児童・生徒のさらなる安全を確保するため、スクールパトロール隊の定期的な町内の巡回や、自主防犯パトロール隊による登下校時の見守り活動、防犯グッズの配布活動などを行い、町民向けの防犯に関する出前講座の実施や、警察署との緊密な情報共有による犯罪への迅速な対応など、町内の安心と安全を守る取組等を行っておるところでございます。さらに、防犯灯のLED化や防犯啓発看板の設置等、防犯インフラの整備にも力のほうを入れているところでございます。

また、本町に居住される外国の方が増えることから、異なる文化に対する理解や関心を深める機会を提供する取組といたしまして、外国の方々へ日本の文化や習慣、公共の場でのマナーなど基本的な知識を提供する出前講座や、外国の文化や習慣を紹介する町民向けの出前講座の開催等を検討いたします。

御質問の防犯対策の向上につきましては、以上のような取組を今後も継続していくことと、また新たに外国の方向けの出前講座等を取組を実施することで、本町の防犯対策の向上につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 町のほうでもこの防犯対策についてはいろんな取組が行われているということと理解しました。

続いて、(2)の犯罪の究明や抑止力において、防犯カメラの有用性は疑う余地のないところであるが、防犯対策として町による設置は考えていないかについてお伺いしますが、防犯カメラの持つ犯罪、これ真相の究明や犯罪に対する抑止力、この有用性はまさに疑う余地のないところであると考えています。

昨日も坂本議員の質問の中で、通学路への防犯カメラを町主体で設置してはとの質問に対し執行部から、大津地区防犯協会の助成事業の中で、菊陽町の行政区に対して行われた助成金の

全額を菊陽町が支出していますとの回答がありましたが、実際私が住んでいる鉄砲小路区においても、防犯協会さんの助成事業を利用して、2台カメラを設置しました。ただ、これ聞くとところによると、ほかの行政区さんでは同じ助成事業を利用して、3台防犯カメラを設置したというところもあるそうです。

しかもこの設置費用、これが2台、3台、台数の違いにかかわらず助成額ぎりぎり、つまり満額の助成を受けられているというお話です。これは単純に考えても、2台と3台がなぜ同じ金額なのかという、おかしな計算だなと思うんですが、これは言い方は悪いんですが、町としてこの防犯カメラの事業にお金は全額出しています。ただし、主体はあくまで防犯協会さんでするので、その設置されたカメラの性能や台数、また場所や撮影範囲、そういった詳細については積極的に関与することはありませんとも取れます。

確かにこういった補助事業、手続、また事務処理など非常に大きな労力を必要としますし、大変であるということは十分理解しておりますが、貴重な血税、これを使うに当たって、費用対効果というのはしっかり考えていかなければならない、そう考えます。

やはり町が主体となり、助成、補助を行う場合には、その事業において大きな成果を上げる必要があると考えますので、例えばではありますが、今現在菊陽町に、例えば公的な補助で設置されたカメラ、これは行政区さんに対する補助は菊陽町から実際は支出されている、あと防犯協会さんでは、個人の事業所さん等にも防犯カメラの補助事業が行われていると思います。そういった公的な補助で設置されたカメラの位置や撮影範囲、どこを撮影しているのか、またこの補助等に限らず、個人的にカメラを設置されている事業者さん等も多数あると思います。そういった菊陽町内に設置されているカメラの実情というものを調査することで、新たに設置するカメラのいわゆる適材適所的な設置にもつながると思います。これは実際町が主体となり、防犯カメラの設置をすることは、住民にとって大きな利益につながると考えます。

そういったことも含め、町費による防犯カメラの設置についてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

昨日、坂本議員様よりも御質問いただきました防犯カメラの設置事業で、今藤本議員よりもありました、こちらの制度を利用した設置の台数、こちらにつきましては、多くは2台の設置という箇所が多くございますけれども、今御指摘がありましたように、3台つけられている事業所、また自治会等もあるかと思っております。

こちらの設置の費用につきましては、実際申請するに当たり、事業所の見積書等が提出のほうされております。こちらの見積書等につきましても、内容の精査のほうは防犯協会、また警察のほう、また私たち役場の危機管理防災課のほうにも同じ資料は頂いておるところでございます。内容のほうを見させていただいたところ、実際50万円を見積り時点では超えておると、ただ事業所設置の防犯カメラの会社のほうで値引き等され、結果的に50万円以内に抑え込まれ



ているような現状が確認できるところでございます。

また、防犯カメラの民間での設置の場所につきましては、今現状といたしましては、町のほうで全ての場所、設置場所の確認等は行っていないところでございます。実際事故や犯罪等が起こった場合につきましては、警察署のほうで捜査の過程で近隣の方の聞き込み調査や、また近隣防犯カメラ等が設置されている場所の確認、またその際の映像の確認等は警察のほうで今実施されているところでございますので、今現在として、個人所有の防犯カメラの設置場所についての把握というのは検討してないところでございます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） であるならば、防犯協会さんの助成事業で、カメラの設置の申請に対して、恐らく助成の決定は防犯協会さんのほうで審査されると思います。もしかすると、すぐそばにカメラがあるのに、同じところを映すカメラに対しても、町が全額助成をしている可能性があるということですか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

設置の箇所につきましては、今藤本議員様が言われましたように、申請時点では近隣に、近くに防犯カメラが設置されている場所についても、申込み等は実際あつてるところでございます。ただ、そちらにつきましては、今御指摘がありましたように、同じ場所を映すカメラに対しての補助というのは、町としてもやはりできないと考えておりますし、その設置場所の審査につきましては、まず役場のほうでも実際現地のほう見させていただきます。また、防犯協会、また警察のほうでも審査の上で、設置場所の確認のほう行われておりますので、できる限り設置されてない場所のほうに、今のところは設置がされているところでございます。また、町のほうでも設置が完了した後は、現地の確認、実際の設置場所の確認等を行っております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 先ほどは町内のカメラの設置状況については調査をしていないというお答え、今回は設置前に周囲にカメラがないかの調査はしているという答えですか。そうであるならば、例えば同じ場所を映す映さないにかかわらず、道路で考えれば、交差点から入ってきた車が、次の交差点、曲がり道がなければ当然この入ってきた交差点から次の交差点までの間は通過するということが考えられます。となると、この曲がり角のない道路のどの箇所かにカメラがあれば、その道路を通過した車というのは当然これは車に限らず人でもそうなんですけど、およそカメラに映るであろうと考えられます。

単に設置場所を見渡してカメラがないから、じゃあここつけましょうということだと、やはり無駄が発生するんじゃないかなと思うんですが、そういったところも、こういった例えば基準で設置を許可するしないというのがあるなら、お答えいただきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

先ほど設置場所の確認につきましては、大津地区の防犯協会連合会が設置された場所についての確認になりますので、民間で、個人で設置された場所については確認のほうはできてないところでございます。

また、設置基準につきましては、今現在防犯協会と警察のほうで、実際見られる、生産のほうされているところがございますけれども、現状といたしまして申請者の方からも今現在、町内でこの補助制度を使った設置場所が30か所ございます。このうち実際に設置されている箇所、28か所につきましては、通学路沿いに設置がされております。こういった場所につけるかにつきましては、申請者からの、こういった今生活状況の聞き取り、また現場の確認を含めて、設置する必要があるかどうかの判断のほうを行っているところでございます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。

ただ、やはり今のお話の中でも設置の基準や審査、これは大津地区防犯協会さんが行っているというお話でしたので、やはり貴重な血税を投入して行う事業であるならば、町が主体となり、今現在支出している令和4年で500万円ですかね、昨日のお話では。この500万円を有効に使っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は13時から始めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時46分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 午後からのトップバッターですけど、傍聴の皆さん、そしてモニターでこの議会を傍聴されてる皆さん、足元の悪い中お運びいただきましてありがとうございます。

私、今回の統一地方選挙で5期目を迎えることになりました。1期は補欠選挙で出ましたので、半年ぐらいですけど、通算では5期目になります。布田悟であります。

私が最初に菊陽町議会議員としてこの場に立たせていただきましたのが1999年、ちょうど私が45歳だったと思います。それから四半世紀がたちました。あの頃をちょっと振り返ってみま

すと、富永清次亡き町長時代でありました。富永清次町長も菊陽町にはまず道路を通さなければいけない、東西南北、そして白川をまたいで橋をつけなければいけない、そこから菊陽の都市づくりが始まりました。

富永清次町長は区画整理等をはじめとしまして、最後は光の森の開発ということで、菊陽町はこのように人口増を迎えたわけでありますけれど、ここに至りまして皆様方も御承知のように、台湾の半導体受託メーカーTSMCが日本に進出してきたということで、日本にとって、また熊本県にとっては非常に喜ばしいことでありますけれど、当のお膝元である菊陽町、特に地域住民の方にとっては非常に日常生活が、交通渋滞問題をはじめとして、子どもたちの通学の問題、通学の安全の問題などを考えますと、非常に安心して安全に暮らせるような状況には今になってないと。これはセミコンテックパークにソニー、東京エレクトロンが進出して、あそこが動き出したときからの問題ではありますけれど、なおさら今からこれが拍車がかかるという重大な時期に来ております。

今日はその辺を含めまして質問したいと思っておりますけれど、今まで今議会の一般質問で4人の同僚議員の方が同じような質問をされております。11人の一般質問中8名の方が同じような内容で一般質問もされます。今まで答弁もあっておりましたので、そこは整理しながら、スムーズな答弁もいただきますようお願いして、質問は質問席でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今回は4点の質問事項を上げております。

まず、セミコンテックパーク方面の渋滞問題についてということで、これ先ほど当初申し上げましたように、今までに4名の同僚議員の方も質問されておりますので、この中から、ここは私なりに聞きたいなというところを絞って質問させていただきます。

まず、2番目のところであります。JASM稼働後、渋滞状況の悪化が増していると思われるが、渋滞緩和または解消をどう予測するのか、予測した上でのいろんな町の施策、県の施策、国の施策も必要になってくると思っておりますので、その点をまずお聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） それでは、お答えいたします。

本町の朝夕の時間帯では、国道57号をはじめ、セミコンテックパーク周辺では、県道大津植木線、県道大津西合志線、県道熊本菊陽線、町道菊陽空港線、町道南方大人足線など、町の西部地域では、県道熊本大津線、県道住吉熊本線など町の主要な道路で渋滞が発生しております。これは、昨今の本町周辺市町の人口増加及び企業立地が要因であると考えているところで

す。今後、議員御質問のとおり、JASMの稼働後はさらに交通渋滞の悪化が増してくると思われ

れます。現在、町では主な渋滞対策として、菊陽空港線延伸道路事業、南方大人足線交差点改良事業の町道2路線等の整備に取り組んでおり、さらに杉並木公園線延伸計画道路の整備に向

けて準備を進めているところです。

その中で、南方大人足線交差点改良事業は、菊陽空港線延伸道路事業よりも事業完了が早期になることから、現在国と連携してスピード感を持って取り組んでいるところでございます。県においても、JASM周辺の基幹道路網構想を掲げられ、県道大津植木線の多車線化、町道下原堀川線の延伸と合志インターチェンジアクセス道路の整備に向けて取組を進められております。

さらに、県と熊本市では、熊本都市圏3連絡道路の取組が始まったところであり、3連絡道路のうち熊本空港連絡道路は、本町の渋滞対策に大きな効果をもたらす道路であると捉えているところでございます。

このように、町内周辺では県、熊本市、町において様々な渋滞解消に向けた取組が進められているところです。これらの事業をできるだけ早期の実現ができるよう、国をはじめ県、近隣自治体としっかり連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 町当局、県、国はこの交通渋滞緩和について今から事業展開していくわけでありまして、当事者であるJASM、ここは今後、今工事の人たちが入ってきて、その車両の影響で交通渋滞も起きている。それから、既存の東京エレクトロン、ソニーほかのセミコンテクノパークで現在稼働している企業の当事者、JASMも含めまして、この当事者は現在のこの状況はどのように思っているのでしょうか。町はどのように捉えていますか。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） では、企業誘致のほうを担当している私のほうでお答えさせていただきます。

今御質問にありましたように、ソニーさん、東京エレクトロンさんが今セミコンテクノパーク内にいらっしゃる大きな企業さん2社になります。今後JASMさんのほうが1,700人の従業員ということで、大きな企業さんの一つになれるかなというふうに思っております。各社、時差出勤を含めましてフレックスの取組については強化されていらっしゃることで、今後も行政も中に入っていくながら、どういう時差出勤がいいのか。ただ、企業様自体は企業運営というのをございますので、その中に影響を抑えながらこういった形の時差出勤ができるかというのは、行政、我々も調整しながら、取り組んでいきたいと思っております。

繰り返しになるんですが、3社様とも道路渋滞に対する認識は高く、自分たちでも何かできることはないかということを一生涯懸命考えられているということは、この場でちょっと申し上げておきたいと思えます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） これはセミコンテクノパーク内の企業のこの道路渋滞問題の認識が深

くなければ、全く他人事と思われても非常に困るわけであります。また、そこで働いている従業員の方々も、恐らく熊本市内方面から、セミコンテクノパーク方面への通勤、それからなかなか思いつかない面もあるんですけど、阿蘇、大津方面からセミコンテクノパークへの通勤、この人たちもこんなに時間もかかる通勤はどうにかしてもらいたいというのは、その企業にも声を上げていると思うんですけど、そういったところも企業の経営者側だけではなく、そこに働いている従業員の方々の声も拾い上げて、中にはいい解決案があるかもしれません。自分たちも努力すると、この議会の一般質問の中でも出ておりましたけれど、乗り合いで来るとか、1台の乗用車に1人しか乗らないとか、そういうことはやめて、みんなでそこは乗り合ってやってくるとか、JR等を使った公共交通機関を利用するとか、その辺のところも、従業員の人たちの認識も含まれると思いますし、その辺のところの相乗効果でこの渋滞問題は解消に向けて進んでいくのではないだろうかと考えております。

3番目に移ります。ちょっと触れましたけど、原水駅からのセミコン連絡バスや、県営運動公園からのパーク・アンド・ライド方式によるバス利用での車の渋滞緩和が期待できるのかと。せんだって実証実験といいますか、されたようでありますけど、この点も踏まえまして、町としてはこのパーク・アンド・ライド方式は期待できるのかどうか、これをお答えをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） それでは、今の御質問についてお答えさせていただきます。

現在、セミコン通勤バスにつきましては、本町が事務局となりまして、熊本電鉄バスと連携して運行させていただいております。先日、原水駅北口バス転回広場について供用を開始しまして、セミコン通勤バスの利便性と安全性の向上も図らせていただいております。

また、セミコン通勤バスについては、運行バスの増台、増便を図り、輸送力の増強を効果的に進めており、利用者は5月16日に1日最大の967人を記録するなど、順調に利用者を伸ばしているところです。利用者の増加により通勤車両が減り、渋滞対策だけでなく、二酸化炭素削減の地球温暖化対策、先ほどおっしゃっていただいた従業員の方の快適な出勤によるストレス軽減など、多くのことに効果を上げていると考えております。

また、県民総合運動公園の駐車場を活用したパーク・アンド・ライドにつきましては、本年1月に県のUX事業の中で実証実験として実施されています。誠に残念ながら、当日は天候も悪く、1日のみの実施であったことも影響しまして、結果としては利用者が多くありませんでした。パーク・アンド・ライドに関しては、午前中矢野議員の御質問の際、町長が答弁されたように、運転手不足をはじめ、一旦車を置いてバスに乗り換えるという利用者の不便さと、バス等による輸送のコスト、定時性の確保など課題があります。

しかしながら、パーク・アンド・ライドはそのような課題を解決できれば、有効な渋滞対策になり得ると承知しております。本年度も、県のUX事業において通勤バスの実証実験が行われ、その中でも既存の駐車場を活用したパーク・アンド・ライドの実施を町として求めており

ます。その実証実験においてパーク・アンド・ライドが実施されましたら、その結果も分析しまして、今後の渋滞対策事業の内容について検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） パーク・アンド・ライド方式は、全国的にも採用されている交通渋滞緩和の方式でありますので、これも交通渋滞緩和の一助となると思いますので、ぜひともこれは、まず当局としても進めていただきたいと思います。

なかんずく原水駅周辺の再開発も進んでいくようでありますので、その中においてもまだまだ土地は余裕がありますので、そこにもっともっと広い用地を確保した駐車場を設けていただくような点も考えていただければと思います。

次に参ります。4番です。

道路の整備は、これはあくまで対症療法的なものであります。渋滞状況が完全になくなるということは、これはないと思います。町としては国と県を巻き込んだ抜本的な公共交通機関の整備構想を考える必要があると思います。

私も去年10月の町長選に出馬いたしましたときに、やはり町の行政を預かる、リーダーシップを発揮するためには夢を持った計画を打ち出さないといけないということで、私は原水駅からこれはモノレール構想というのを出したんです。セミコンテクノパークを経由して菊池隈府まで、この一貫した公共交通機関ということで、このモノレールを利用すれば、JRプラスモノレールということで、公共交通機関ですので、これを利用すれば通勤ばかりではなく、観光面でもこれは非常な効果ができるという、そういう夢を描いたところで、私も青写真の中に上げたことがあります。

そういった点、私は思っておったんですけど、これ町当局、また吉本町長も何かお考えとしますので、抜本的な道路対策として公共交通機関の整備、構想というのが何かありましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

渋滞問題につきましては、セミコンテクノパーク方面だけではなく、熊本県全体の課題と認識しております。抜本的な公共交通機関の整備構想につきましては、現在熊本県が見直しを進められております。

大空港構想、ネクストステージにおいて、空港周辺地域の交通ネットワークを強化する視点から、公共交通の利便性向上や交通渋滞の緩和を図るために、空港アクセス鉄道の検討を始め、道路やバス、連絡網の整備などが新たに盛り込まれるとの発表もあっております。また、UXプロジェクトによる様々な実証実験を予定されておりますので、これらの効果や進捗状況を注視しながら、国や県への要望を検討していきたいと考えております。

なお、国や県への要望につきましては、先月6月5日に私と福島議長を代表いたします菊

陽町と、荒木市長を代表とする合志市で蒲島県知事に対し、既存の交通アクセス強化事業の加速化や、半導体産業の開発動向を踏まえた交通アクセスのさらなる強化、社会資本整備交付金重点配分に係る国への要望、ソフト対策のさらなる強化など、セミコンテックパーク近隣における渋滞対策の強化について合同で要望を行ってきたところでございます。

先ほど布田議員からのお話がありましたモノレールの件、今様々な夢をとということでございますが、当然夢を語るのはいいことだと思います。ただ、やはり足元を見詰め、そしてまた財政状況を見詰めて、運営をしていくというのも私どもの務めだろうというふうに思いますので、確かに夢を語りながら、実現性のあるところだけをしっかりと考えてまいりたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 夢なくして実現なしというふうに思います。やはり夢があってからこそ、人が生活する上での生きる希望というのも出てくると思いますので、そこは町長もこれから本当に忙しい時期になると思いますけれど、その辺のところもやっぱりこれは夢ばかりでは終わらせんぞという気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

もう今では本当にこれはちょっとできないかなと思っていたような空飛ぶ自動車といいますか、自動車がもう空を飛んで、交通渋滞なんか陸路では考えられない、これがもう実現されるという、そこまで来ております。これも夢であったわけでありましてけれど、私が先ほど言ったようなことは、これは夢の部類に入るようなものではないし、これは実現しようと思えばできるわけでありましてから、ぜひともそういった大きな目を持って取り組んでいただきたいと思います。

空港アクセス鉄道は、残念ながら三里木経由というのはなくなったようでありましてけれど、蒲島県知事も、JR九州もそうでありましてけれど、大津駅経由ということで、そのメリットもあるかとは思いますが。阿蘇方面への、高森鉄道も当然乗り入れます。阿蘇方面への観光面の整備もまたそれで進むと思っておりますけれど、蒲島知事はこのTSMCが進出するというところで、大津案を前面に打ち出してきたと私は思っておりますけれど、であるならば、このTSMC、それからほかのソニー、エレクトロンあたりも巻き込んだところで、こういった公共交通機関をこういったことを考えているということで、あなたたちも協力しなさいよと、自分たちだけそこで大きな事業を展開して、もうけるだけじゃなく、地域の皆さんに、とりわけ菊陽です。菊陽、大津の地域の住民の皆さんにこういった日常の生活の不安を与えている、こういう現状がある、今からもこれは増大していくと、その辺のところを考えるなら、もう少しこういった公共交通機関の整備についても、資金面でも協力しなさいよということ、これは大津にも国会議員の方がおられますし、参議院議員も2人おりますので、そういったところへのしっかり要望を一緒になってしていくということも私はいいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、4番まで行きましたね。2番目の質問事項に参ります。

住民生活の安全を取り戻すための道路整備についてということで、交通渋滞の問題等におきましては、特に県道新山原水線、鉄砲小路地区でありますけど、朝夕の渋滞は異常な状態ということは、もう今回の一般質問だけでなく取り上げられている問題でありますけれど、非常に異常な状態であると。ここで生活する住民や徒歩通学をしている子どもたち、毎日、極端な言い方ではないと思いますけど、交通事故等の隣り合わせの状態であると思っております。今までもセミコンテクノパーク開業後、数件とは言えないかもしれませんが、かなりの交通事故が起きております。企業進出の影響を強く受けているこの地域がよく言われます安全で安心できる日常を取り戻すための、これも抜本的な道路整備などを考えておられるのかどうか、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

4月に行いました職員による交通渋滞実態調査では、県道新山原水線の鉄砲小路地区においては、県道辛川鹿本線を通り県道大津西合志線へ向かう車両が多く通るため、県道辛川鹿本線と県道大津西合志線の交差点が渋滞することにより、県道新山原水線へ車両が流入することが渋滞する要因となっております。

この渋滞解消のためには、鉄砲小路地区に入らなくても県道辛川鹿本線や県道大津西合志線に渋滞せずに行けるよう、縦の軸として現在県と進めております菊陽空港線延伸道路事業や、県が検討を進めている合志インターチェンジアクセス道路の整備、また横軸となる県道大津植木線、県道大津西合志線の多車線化による道路ネットワークが実現することが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 各所で、この一般質問の各所で道路ネットワークの必要性ということを言われておりますけれども、抜本的といいますのは極論言いますと、あの鉄砲小路の中の県道、町道ですね。あそこはある時間帯は通行禁止と、車ですね、そういったことも考え、それは不可能かもしれませんので、それであるならば南側ですね、鉄砲小路のあの道路の南側には優良農地も広がっております。それから、菊陽町の杉並木公園も展開しておりますけれど、余裕もありますので、その辺の自動車専用道路と、そういった面で鉄砲小路の中のあの生活道路は使わなくてもいいような形に持っていくとか、そういった抜本的な道路整備ですね、この辺も必要だと思いますけど、これは花立ですね、あそこの県道も非常に渋滞するということで、南側の農業振興地域あたりの県道のバイパス化も何か考えられているようなことを聞きましたけど、そういった整備ですね、それが鉄砲小路の南側の農地におけるバイパス道路の整備というのはどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。



○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

町といたしましては、今取り組んでおります道路事業で相当改善が見られるというふうなところで見込んでいるところでございます。

さらに、杉並木公園線の延伸事業であったりとか、横軸となる事業も今後考えておりますので、今構想にある道路を確実に実現していくというところ、そちらについては早期に整備を図るというところで町のほうとしては取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今取り組んでおられる町、県の道路整備事業、これも当然必要でありますけれど、この完成までにはやはりまだまだ5年近くはかかるということで、同時並行的にこういったバイパス化とか自動車専用道路ですね、今中九州横断道路が熊本地震の代替策みたいな感じで、阿蘇の車帰からトンネルが開通しまして、3年で開通して、それが中九州横断道路になるということで、スピード化されているわけではありますが、自動車専用道路という考え方は、生活者がいるいわゆる生活道路は、もうここは極力通勤者は通らなくて済むような自動車専用道路ですね、そういったものも同時並行的に考えていかなければならないと思えますけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど来、抜本的なというような中で、実は先ほどの答弁の中でもありましたように、今週の月曜日、町長と議長と合志の市長さんと議会関係の方で県のほうに渋滞対策の強化ということで要望に参りました。その中で吉本町長のほうから合志インターチェンジのアクセス道路、縦のラインですね、これと今現在進めております菊陽空港線、これと多車線化の話が出ております東西の大津植木線だとか、そこで立体交差やアンダーパスというところを検討してほしいということを要望してまいったところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） あらゆる手段を使って地域の生活者、そして子どもたちが安全に安心して生活ができるような方策を打ち出し、そしてそれをまた国、県が対象であるなら要望していくというこの気持ちは忘れずに取り組んでいただきたいと思います。菊陽町がこの10年間でどう変わるかというのは、私たち議員も一生懸命それについて勉強して、実践に向けて取り組まなくちゃいけないんですけど、この事業を執行していくのは行政主体でありますので、執行部でありますので、どうかその点を強く要望して、2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目です。歩道の安全対策についてということで、これは私が今生活しております三里木地区の問題であります。

町道が絡んでおりますので、問題としてありました。三里木地区内の町道、具体的には書いております。菊陽バイパスからメナードビル方面の旧国道57号線へ抜ける町道の両歩道に何ですかね、御影石みたいな結構いい石ですけど、歩道側に置いてあります。これは違法駐車とか停車をなくすための措置であろうかとは私は思いますけれど、この両歩道に置いてあるこの石が、運転している側は、なかなかそこで停車してバックしようとか、自分の駐車場に入れようとかするとき見えないわけですね。この石が結局歩行者とか、そこに生活している人の安全を考えてつくられた策だったかもしれませんけれど、現在ではそこでこの石に乗り上げて事故が起きる、これはもう以前から言われておりますけれど、この頻度が増しております。また、メナードビルの前にもう一つビルができて、飲食店等営業しておりますので、そこに駐車する車も立て続けに私は一月で2回見ました。レッカー車が来るということで想像するわけでありませうけれど、この石は私は無用の長物と思いますけれど、撤去する必要があると思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

議員御質問の両歩道の角石は、町が管理する町道青葉台13号線の歩道に設置された角石でございます。この角石は、平成10年くらいの時期に三里木区のシンボルロードとして整備した際に、高さ30センチメートル、幅25センチメートル、長さ60センチメートルの規格で道路両側の歩道におおむね約5メートルの間隔で設置されております。

事故が多発しているとのことですが、町では令和4年10月から令和5年2月までの5か月間に同じ場所の角石に4件、そのほかで1件、合計5件の接触事故の報告がっております。原因は、駐車場から出る際に運転席から見えないうえ、接触してしまったというケースが多いようです。このため、特に接触が集中しております角石には、高さ80センチメートルのラバーポールを設置し対応したところがございます。町といたしましては、こちらの道路につきましては今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 私は無用の長物と言いましたけれど、実は私もバックしよって乗り上げたんですよ。もう宙に浮くんですね、体が。もう絶対レッカー車を呼ばないと脱出できません。過去何件もこういった事故がっているとありますが、皆さんこの事故に遭遇した人がとても良心的な人だったから、自前でレッカー車を呼んで脱出したということで、多分町のほうにはそういった苦情は来てないかと思いますが、これ心といいですか、良心的じゃない人だったら、言い方難しいですね、これ損害賠償請求をしますよね、レッカー車代とか車が傷んだとか。私もちょうど2件続けてあったから、そのとき通り合わせたとき青年でした。私が同情的に、この石はやっぱり何かポールを立てたら見えたのにねとかと言ったら、それだけで安心していたんですね。非常にこれは良心的ないい青年だったということでもあります。これが間

違って反社会的な人とか、そういう人だったら、これは損害賠償請求ですね。

ですから、ぜひ今の状態で残すのはやめて、撤去が一番いいと思うんですよ。シンボルロードといいますけど、シンボルにも何もなっていないんです。だから、撤去するか、もしくは事故に遭ったメナードビルの前の新しいビルのテナントに入っているお店の人は、あそこにポール、それからてらしま小児科ですかね、あそこも今医院は閉鎖され、隣に自宅を建てておられます。あそこ、ガレージの入り口のところにこういう黄色のポールを立てておられる、ですからあれがあればちょっとバックするときでも分かりますよね。ですから、そういう費用対効果の問題もありますから、まずは撤去は金がかかるかもしれませんが、私の1つ案ですけど、地域の住民の人たちが身銭を切ってやっている方もおられますので、先ほど言ったソフトラバーですか、そういったのを立てるとか、それには当然これは町がしたことですから、町道ですから、町の予算でやるとか、そういったところは考えられますかね。どうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

てらしま小児科のほうからラバーポールを御自身で設置されているというところは、私のほうも現地を見て確認させていただいているところがございます。こちらの歩道の角石につきましては、今後状況を見ながらとなりますけれども、ぜひ地域の方の御意見もいただきながら、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） ぜひ地域の声は大方どがんかしてくれということだと思います。一応聞いてくださいね。すぐ行動を起こすということをお願いします。お願いします。

最後の質問項目に入ります。小学校の通学コースについてということで、私も2年前ぐらいですか、菊陽北小学校に通う児童が4キロ沖野と接するところで、そこから通学しているというケースがありました。教育委員会のほうの法令といいますか、規約の中では小学生は4キロですかね、4キロが校区の通学区域になるということで、3キロに変更していただきました。その教育委員会のスムーズなそういった現状を見直すということで、菊陽北小学校に通っていた4キロ、往復8キロあたりを帰っていた児童が、片道800メートルぐらいで行ける菊陽西小学校への通学が可能になりました。ところが、これもセミコンテクノ方面に行く朝夕の交通渋滞の問題でありまして、切れ間なく車が行くわけですね。ですから、最短距離で行ける沖野を通して、そしてそこから菊陽西小学校へ畑道に行くという、このコースが取れないということで、西のほうに一旦バックして、あそこの鉄砲小路の四つ角、あそこを經由して山内しょうゆのほうから迂回したような形で通学をしているという現状になっております。せっかく通学距離も短くなったということで、道路整備等の問題があり、子どもたちが通学距離を縮められないという現状が起きております。

保護者の方に聞きますと、横断歩道がないということをおっしゃいましたが、これは後で答弁があると思いますが、私はそのように取っておったんですけど、であるならば、横断歩道

などの整備を確実にする、私は場合によっては下にトンネル、歩道ですね、鉄砲小路の前の道路ですね。トンネルを掘って南側に行って沖野から行くと、そしたら道路、子どもたちが横断歩道だろうが信号機設置ができてそこを渡ろうが、これは安全ということもちょっと考えたんですけど、その辺のところ、この現状をどのようにお考えなのか、お答えをお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） それでは、御質問にお答えいたします。

区域外就学は、学校教育法施行令の規定に基づき、菊陽町立小、中学校就学等に関する規則に定めてある承諾基準を満たした場合に、指定された学校以外の学校に就学が認められるものでございます。

鉄砲小路区の西部地域に居住する児童につきましては、令和3年度に区域外就学基準の一つでございます小学校からの通学距離を、4キロから3キロに見直したことにより、お住まいの近くにある菊陽西小学校に通学することができるようになりました。

現在6名の児童が菊陽西小学校に通っていますが、通学路の設定に当たりましては、議員御指摘の沖野地区を経由するルート、こちらは通学距離が約1キロメートルになりますけれども、そちらのルートと、現在通学路として使っております鉄砲小路の交差点を山内しょうゆ方面に南下するルート、こちらの通学距離は約1.7キロメートルでございます。その両方につきまして検討を行ったところでございます。しかしながら、沖野地区を経由する通学ルートは、県道辛川鹿本線の北側にしか歩道がないため、道路を横断しなければなりません。

また、県道新山原水線との交差点付近には、信号機のない横断歩道が設置してありますが、車の交通量が多く、合志市方面からの道路は下り坂でもあるため、学校は保護者と協議を行い、子どもだけでの横断は非常に危険であると判断し、児童にとって、より安全性が確保されている、現在の山内しょうゆを通る通学ルートを選択したという経緯がございます。

地域住民のニーズ等によりまして、今ある横断歩道に信号機が設置されるなど、児童の安全性が確保された場合には、通学路を変更することは可能であるというふうと考えております。

今後は、毎年実施しております通学路合同点検などを通じて、関係機関と様々な対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今のところ信号機設置が現実的であるということですので、信号機設置ができれば子どもたちの交通の安全もですけど、通学時間も短縮されるということで、ぜひまずは私が言いましたようなトンネルを掘るといようなことも、これは一案かもしれませんが、まずは信号機設置、これを迅速に進めていただきたいと思います。これは地区の区長さんとか自治会長さんの、その辺知事からの要望も上げないと駄目なんですかね、これは。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 通学路の点検箇所につきましては、各学校側がそういった地域からとか保護者からの要望を踏まえて取りまとめておりますので、特に陳情等は必要ないかというふうに考えております。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） では、ぜひ実現に向けて動いていただきたいと期待しております。

今日は私、やはりまずこのセミコンテクノパーク内における企業の進出ということで、その地域の住民、子どもたちがその影響を受けて、安心して安全に暮らせる生活が脅かされていると、この一刻も早い解消、そして道路整備等はもちろん必要でありますけれど、同時並行的に抜本的なこの交通安全対策、交通渋滞問題の解消に向けて、執行部、それから私たちも当然でありますけど、一丸となって取り組んでいかなければならないと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

私の質問をこれで終わります。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時45分

再開 午後1時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 皆さんこんにちは。本日は御多用な中に、また足元の悪い中に傍聴していただきまして、ありがとうございます。バス4台をチャーターしまして、全員の皆さんが応援に来てくださいましたことに感謝を申し上げます。

私は、2年前に東京を目指しましたが、残念ながら3万票足らずに東京に行けませんでした。そこで、地元の支援者の皆さんから東京を目指さんと、もう少し地元を見たらどうかということをおっしゃって、今回統一自治体選挙の菊陽町の町議に挑戦をしたところ、多数の皆さんの御支援をいただき、この壇上に立つことになりました。非常に感謝を申し上げます。

それで、私は南校区の出身でございます、この合併をする前は上益城郡の白水村です。白水台地はどこにあるのかと言われるかもしれませんが、南校区にあるということで、未来を描こう白水台地ということで、選挙のスローガンとさせていただきます。そして、昨日から菊陽町のアフガンとか言われていますが、私としては、地域を回りながら、町長も替わられたことだし、将来は菊陽町の六本木ヒルズになるばいということで、皆さんに訴えてきたところであります。その点を踏まえて、私としては、第6期の菊陽町の総合計画を重点に質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問者の席から質問を行いますので、また新人でありまして、なかなか突っ込みが足りないかというものは配慮いただいて、見ていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） それでは、質問の今日は4つ用意をしております。第6期の菊陽町総合計画、南小学校区についての部分で、白水台地の活性化についてということで質問をしていきたいというふうに思います。

まず、1番の項でございますが、施策の道路整備及び道路環境の改善、④に東西に走る新たな道路ということで、県道瀬田熊本線のバイパスの整備について検討しますということで述べられています。私、区長時代はそうかなぐらいで見えておりましたが、議員になってこれはしっかりこの辺は点検していかなきゃならんというふうな気持ちで見えてまいりました。

前段に、議長にも了解を得ておりますが、資料については、第6期の南校区の図と、それから菊陽町の農用地の図、これを町長並びに副町長、それから都市整備部長、それから計画課長に資料を配付しています。皆さんまで全部は用意していませんけども、御了承いただきたいというふうに思います。議論がかみ合うように資料も用意させていただきましたので、よろしく願いいたします。

それで、この施策の進捗状況はどうですかということでございます。今の県道の瀬田熊本線というのは非常に見通しが悪くて、幅員も狭い。そして、小学校の通学路にあっている、そういう状況で、歩道についても造れるような状況ではないというような環境にあります。今回またTSMCの菊陽町の進出に伴って、今以上に交通量が増えるということであれば、この県道瀬田熊本線のバイパスの整備について進捗状況を、ここに上げられていますので、その後どうなっていますかということで伺いたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

県道瀬田熊本線のバイパスにつきましては、先日の坂本秀則議員の御質問でお答えしましたとおり、県道瀬田熊本線の井口、辛川、曲手地区は道路幅員が狭く離合困難な区間がございます。また、交通量も増加し歩道もないため、児童・生徒の通学を含め、歩行者の安全確保ができておらず、危険な状況にあります。地域からも改善について強く要望もあっており、バイパス整備などの抜本的な対策が必要と考えております。さらに、菊陽南小学校区の振興のためにもやらなければならないと考えております。

このため、町では現在の菊陽町総合計画、菊陽町都市計画マスタープランに瀬田熊本線バイパスの整備の検討について掲げるとともに、整備実現に向けて、県への単県要望を平成29年度から行っているところでございます。

さらに、72の政策提言では、菊陽町南小学校区における東西に走る新たな県道瀬田熊本線の

バイパスの整備について検討することが掲げられております。しかし、現在町では渋滞対策として、菊陽空港線延伸道路事業をはじめ数多くの道路事業に注力しているところでございます。町としましては、現在進めている渋滞対策の進捗を見ながら、事業の時期や手法など県と検討を進め、県道瀬田熊本線のバイパス整備の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 何となく聞いていますと、ほかのところが優先しますというような感じもするわけでございますけれども、今年の8月に井口のほうから馬場楠、戸次、道明を通学路の点検を行ってきました。8月の一番暑い時期でしたが、その後いろんなところで整備はされ、横断歩道の色塗りも変えられていますけれども、この道路については今の現状から改善の改良もできないというふうに思っております。そして、バイパスについては、昨日町長もゼロから1というような感じで、5までぐらいは頑張りますというような答弁だったかというふうに思いますが、やはり今子どもたちが通学路として使っている状況では非常に危険な状況でありますので、早急にできないかということで質問したいと思います。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

町といたしましては、平成29年度から単県の要望として県のほうに要望をしているところでございますけれども、なかなか、繰り返しになりますが、県のほうも渋滞対策等いろいろな事業を進められているところでございます。町といたしましては、確実に実現をさせていくというところも、実現に向けて県としっかり事業の時期、それから事業の手法について、まずそこから県と協議のほうをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 町の姿勢は分かりましたけれども、平成29年からという、もう五、六年たっているわけですね。そういうところでまだ基本的な部分もまだかというふうに解釈をするところですが、やはりこの件については地元が迷惑をしているわけであり、県は全然迷惑してないというふうに思っていますので、その辺は県が迷惑するぐらいやっぱりいろんな形で陳情なり、あるいは要望書を提出して、県の動きを活発にしてもらいたいということをお願いして、次の質問に替えたいと思います。

2番目の(2)の部分ですけれども、TSMCの進出等の影響もあると思っておりますけれども、施策の土地利用の検討、概要③、町道曲手小山線、国体道路の東西線沿線について、産業に資する土地利用を検討しますというふうにこの部分について書いてあります。それで、そういうところで、この土地利用を検討しますということであれば、蒲島知事も100年に一度の好機ということを押えておりますというようなことも発表されておりますので、これに合わせて菊陽町として企業誘致等の具体的な策定、そういうものはできないかということをお聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） それでは、企業誘致等の具体策ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

町の第6期総合計画の菊陽南小学校区の校區別計画におきまして、町道曲手小山線の沿線について、産業振興に資する土地利用を検討しますと位置づけさせていただいております。

企業誘致に関しては、以前より半導体企業の集積が進むセミコンテクノパーク、原水工業団地周辺だけでなく、御質問の曲手小山線のある、いわゆる白水台地についても、町も様々な可能性がある区域と考えておりますが、皆様御存じのとおり、場所によっては優良農地が広がっており、守るべき農地と位置づけられているところも多い状況です。また、曲手小山線には、昨日の廣瀬議員の御質問の際に建設課長からも答弁がありましたように、国道443号線の北側への拡幅延伸による接続など、白水台地では新たな道路事業も計画されており、今後交通利便性が向上すると見込まれることから、土地利用のポテンシャルは高まっていくものと考えております。

御質問の企業誘致等の具体策について、現時点では都市計画法、農地法などの関係もあり、策定することが難しい段階ですが、今後企業誘致だけでなく、様々な事業の可能性を検討していくことが必要と承知しております。

また、各種土地利用の規制もクリアできる事業内容で、あわせて地域や既存のインフラに影響が少ないなど、諸条件を満たすものがあれば、町として前向きに進めていくべきと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 答弁ありがとうございました。

企業誘致とかいろんなこともインフラとか制約はあるというふうにおっしゃっていますけれども、やはり南校区、特に私の住んでる道明あたりは、一人も入ってこないというか、企業は山川部長のおかげでいろんな企業が入ってきましたけれども、人間は増えてない状況であります。こういう状況で、やはり企業の誘致をされる場合の附帯事項じゃないんですけれども、やはり企業と一緒に、社宅も一緒に設置するような条件で誘致していただければ、人口も増えるんじゃないかなというふうに思っております。南校区の活性化協議会も結成をしています。その中でも、私は一部提案をさせていただいた経緯がありますので、どうかその辺も踏まえて、この企業誘致については具体的に進めていただきたいと、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問のほうに移りたいというふうに思います。

(3)の部分について、施策の定住人口の増加、概要ということで、制度を活用した土地利用の誘導を図り、定住を促進しますとありますけれども、定住人口の増加を図る具体策があるかということで質問をするわけですが、少し長くなりますけれども、背景を申し上げたいというふうに思います。



まず、総合計画の概要版、ここの18から19ページ、この件について、南小学校区の目指す姿の定住人口の増加を図る制度を活用した土地利用の誘導を図り、定住を促進しますというふうに書いてあります。この示す目指す姿の集落の形成図、例えば辛川と井口、ほぼもう今つながっている状況であります。そして、集落も現状より膨らんでいる、この県の指針に沿った地域計画、集落内の線引きの変更と、こういうことは地区の計画に基づかないとできないのではないかというふうに思っております。

ここで、地区の計画についてということで、県の指針に触れるわけでありますけれども、県は平成28年に市街化調整区域内の地区計画の協議に関する指針ということで策定をされています。これは、熊本都市計画区域の市街化調整区域において、近年厳しい開発の制限で、既存の集落の人口が減少しているということがあるわけです。そしてまた、市街化調整区域においては、自然環境を保全すべき区域ということで、優良農地の確保といいますか、それ以外の開発を許容する区域、家や店舗が建てられる区域、それからそういうものを区分する土地利用方針を市町ごとに計画的に策定する必要が示されています。

県がつくったから、市町についてもこれをつくるべきだと、つくるべきでなく、つくったらどうですかだろうと思いますが、こういうふうここに県の指針も持ってきていますが、そういうことが書かれております。

そして、市街化調整区域において、自然環境を保全すべき区域、優良農地の開発を共有する区域、それから家や店舗が建てられると、そういうことを示されています。都市のマスタープランの総合計画の上位に即して、市町の都市計画のマスタープランや総合計画を補完するものですということになってます。今まで町は集落内の開発区域の線引きの見直しをしてこなかったのではないかなというふうに思っております。

それで、南小学校の瀬田方面には店もないというような状況になっているわけで、それに加えて、私どもとしては、また別な機会に質問を設けたいと思いますが、買物難民というか、そういうものが存在するという状況であります。県の指針は、平成28年7月に作成されているわけですが、益城町もそれに沿って策定をされているわけですが、菊陽町においては、私はこれがそうですと言われればそれまでですが、作成されていないのではないかと疑問を持っております。

そこで、質問に移ります。

町の総合計画概要版の18から19ページの目指す姿です。地区計画、集落内の開発区域の線引きの変更、これをしないと実現できないのではないかとこの目指す姿の図というものは、町が作成されたのか、または外部委託でされたのか。そして、外部委託でされても、構想は町の構想になっていくわけですので、その辺についての町の考えを聞きたいというふうに思います。以上です。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 総合計画の107ページの南小校区とかの図でもよろしいですか

ね。それを事業者に頼んでこういう構想をつくったのか、それとも町が考えてつくったのかという御質問でよろしかったでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） すみません、私のほうでお答えさせていただきますと、土地利用に関わる分が多くありますので、すみません。

少し先に御説明になりますが、総合計画に連動するような形で都市計画マスタープランを策定しております。県の地区計画の基準についてお尋ねがありましたので、その観点からお答えさせていただきます。

昨日の一般質問に対する回答の中でも、都市的な土地利用と農業的な土地利用というのがありまして、車の両輪に例えられると、両側から考えていく必要があるということをお願いしました。もう一つ、市街化区域、調整区域のいわゆる線引きと、あと調整区域の開発許可、建築の権限というのは県のほうにあるので、町でなかなか自由にできない部分があるというのがちょっと前提になりますので、お話をさせていただきます。

その中で町のスタンスですが、今ある制度を最大限活用して、地域の活性化に資する取組をしていきたいということと、その開発に係る基準等については、今の制度の運用を変えていきたいという部分も長く要望を続けてきたところですが、その上でですが、お尋ねの地区計画に関連しまして、昨日の答弁にありまして、まずは集落内開発を優先したいということがあります。いろいろな権限にも関わりますが、どうしても最終的に開発を行うのは民間の開発によるということと、その動向もしっかり見ていく必要があるというふうに考えております。

ですが、同じように昨日の答弁にありまして、町では今町を取り巻く環境というのは大きく変わってきておりますので、町の都市計画マスタープランの見直しを行ってほしいということも申し上げました。今、おっしゃっていただいていることに絡む土地利用、ゾーニングに関しましては、この見直し作業の中で検討させていただきたいと思っております。

せっかく言うていただきましたので、もう一点ですが、この都市計画マスタープランの見直しに関しましては、現状を変えていくという意味合いもあります。もう一点、守るべきものはしっかり守っていくために見直しを行うということも話をぜひさせていただきたいと思えます。本町の土地利用の強みというのは、やはり住宅の地域と、それから農業の地域と商業、工業もですが、全てがバランスよくあるということと、改めて、長期的に町の土地利用がどうあるべきかということを考えていくに当たっては、やはりそれぞれが全てが発展していくという方向での検討が必要と考えております。

最初に申し上げましたとおり、どうしても制度の縛りというのはありますが、一方では制度にとらわれない検討ということも検討していくというのが、今前倒しで検討させていただく意味であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に突っ込んだ答弁をしていただきましてありがとうございます。やはり今の状況では、もう制度とか法律とかというのでは非常に、もうここまでTSMCが突っ込んでくるとは予測もなか状態での対応が、急にそういう対応もなってきたということで、役場の人たちも大変だろうなというふうに思っております。

それで、2番目のもう一つの質問を続けさせていただきますが、県の半導体拠点の推進調整会議、活用されていない農地を転用して企業集積を図って、優良農地を守るというふうなことだろうというふうに思っております。私ども今まで市街化調整区域にかぶっていますとか、農振地域の中に入るとるもんなどというような形で、ある面では諦めていたという、これはもうこの集落はもう駄目ばいというような感じでおったわけですが、今回こういう形で開発もできそうだというようなことで、光も見えてくるというふうに思っております。

やはり地区の計画の一つを上げれば、必要性を上げれば、実家の地区に家を建てたいというようなことが出されていましてけれども、集落内開発区域の線引きの縛りで、家が建てられずにこの校区外に子育てのために転出された人が数件あります。私の集落でも何件かあるわけがあります。非常に暗い状況だったわけですが、今後この状況を防ぐためにも、集落の空き地、それから山林、既存の集落を中心にした集住ゾーンを設定することによって、この場所に住宅、店舗、医療施設の立地を容易にすることができるんじゃないか、そして生活の利便性を高め、また生活環境を守る、それから地域活力の維持向上を図ろうとするようなこともあるわけですが、それに加えて、優良農地を守ることにもつながっていくというふうに思っておりますが、これについて町の考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さんに申し上げます。ただいまの質問は通告にない事項ですので、通告された質問だけ認めます。次に進んでください。

○4番（馬場功世さん） もう少し詳しく課長あたりとも突き合わせてしとけばよかったというふうに思いますが、大変失礼をいたしました。今後は、もう伝わってるものと思って私は勝手にしゃべったんですが、その辺は御了承いただきたいというふうに思いますが、もう一つは、やっぱり基本計画を、県が市街化調整区域の土地利用の基本的な考え方ということでつくって、益城もつくっておられて、そしてこれに沿って菊陽町はまだされていないというようなこともありまして、その辺を思って出したんですが、その辺は割愛をしたいと思います。

ただ、皆さん、4方に配った部分で、益城町あたりはいろいろ線引きをちゃんとされていますので、そういう面を考慮していただきたいというふうに思います。

では、そういう注意を受けましたので、次の部分に移っていきたいというふうに思います。

交通混雑の解消ということで、JASの操業開始に伴って、昨日から引き続き交通渋滞について質問がされています。私も県の運動公園の東側に5,000台程度の用地を確保したらどうかというようなことを提案をしているところです。そして、パーク・アンド・ライドの導入ということを考えられたらということです。

それから、その駐車場については、道路が整備されて交通混雑が解消されたなら、県営の野球場とか先端企業の誘致等に利用できないかというようなことを述べているわけですが、そもそもというか、大津に空港アクセス鉄道が行っちゃったと。それでどうするのかというようなことですが、まず県が打ち出したのは、この運動公園でイベントが開催されるときに、非常に交通渋滞を起こす、そして熊本空港には定時に行かないというのがあって、県知事は三里木、原水から運動公園に着いて空港に上るといようなことを提案をされたのが、いつの間にかT SMCにからわせてというか、そっちにはったような気がします、私としては絵物語なんですけれども、やはり県の運動公園について、やっぱり鉄道を敷いて、それから空港に上って、それから大津に下りて、T SMCがおるところにもう一つ駅をつくって、ぐるっと環状線みたいな形でつくったほうが早いんじゃないかというような感じでおりますが、それはもう幾ら費用があっても足らばいて皆さん言われますけれども、やはり将来私たちはそういうものに、車以外の交通機関に将来は頼らざるを得ないというふうに思っておりますので、そういうことで、今回台数は5,000台にしておりますけれども、駐車場を設置すると、それを県に積極的に働きかけてほしいということの質問です。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

パーク・アンド・ライドにつきましては、廣瀬議員、矢野議員、布田議員からも御質問を頂戴しまして、その可能性と課題については答弁させていただいております。

本日の御質問でのセミコン周辺の従業員向けのパーク・アンド・ライドのための駐車場整備を県に働きかけるという御提案ですが、仮に車両5,000台の用地を確保して駐車場を整備した場合、面積が11万6,000平米、費用が少なく見積もりましても、アスファルト舗装で18億円以上、砂利整備でも11億円以上の事業規模という試算結果が出ております。最低でも10億円以上の多額の費用が発生する事業となりますので、現段階においては費用対効果の面から、町として熊本県に要望できるものではないと考えております。

また、セミコン周辺へのパーク・アンド・ライドについては、県民総合運動公園の既存の駐車場活用も考えられます。しかしながら、セミコン周辺との距離があり、貸切りバス運行の費用、利便性、定時性の確保など課題も多くありますので、それらを勘案しながら、熊本県とも連携して実施の可能性を探りたいと考えております。

なお、仮に駐車場の必要性がなくなった場合の土地利用の可能性に対する御質問ですが、一般論として、仮に行政が所有する用地や財産が、その役割を果たした場合、その後合理的な理由の下、ほかの目的での利活用の可能性はあるというふうに考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に積極的な答弁をいただきましてありがとうございます。やはり今の交通渋滞の状況を見ますと、いろいろ道路を造るにしても10年以上かかるというような状況

であります。そういう中でやはり企業と交通機関、それで県や町がやっぱり一体となって、この交通渋滞について検討すべきじゃないかということで、バスの運転手が足りないとかいろいろ言われておりますけれども、その課題はあるとしても、やはりここに働く従業員の皆さん、これについてやっぱり乗り入れの調整をするというか、今日あなたはバスに乗ってきなさい、列車に乗ってきなさい、そういう感じでやはり調整をしない限り、もう自分がよければということで一台一台に乗ってくるわけですので、そういうのを企業も指導しなければ、これは解決しないというふうに思っていますので、その辺についてもいろいろ検討はされていると思いますので、働きかけをよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、健康管理センターの建設について質問に移っていきたいというふうに思います。

まず、総合体育館の建設が行われたわけであります。菊陽中学校の横の体育館、それから公民館、非常に老朽化をしています。また、昨日も質問がありましたが、エレベーターがない、もう3階で会議どもするのなら、もう皆からブーイングですね、そういう状況にあり、それにエレベーターを造るとしても耐用年数が51年とか言われております。そういう中でやはりもう建て直したほうが早いのではないかと、耐用年数もあると思いますが、そういうことと、もう一つは、やはり老人センターとか社協のところで、赤ちゃん健診とかお年寄りの認知症予防の取組が積極的に行われているわけですが、健診が終わった後の相談とか、あるいはいろんな相談室を利用、私も利用しますが、隣同士で筒抜けであります。非常にプライバシーもへちまもないような状況だし、赤ちゃんの健診ということであれば、衛生的な面でも畳の上とか、あるいはベッドを移動させてというようなことで、非常に、これではどうだろうかといった気持ちで、今回そういう総合体育館もできたということで、公民館あるいはそういう施設、そして社協あたりの施設もあっちに行ったりこっちに行ったりという感じでなくて、ずばっと大きいのを建てて、そしてそこで全部解決をすると、縦の部分、公民館等は縦の関係もあると思いますが、町の施設ですから、柔軟に対応できるというふうに思っていますので、そういう面で健康管理センターの建設はどう考えられているか、町に聞きたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 御質問の健康管理センターの建設についてお答えいたします。

72の政策提言にあります8つの政策分野の一つである生活、喜びへの投資の重点政策として、地域住民の健康づくりを目的とし、住民に身近な保健サービスを実施するため、健康保健センターの整備が上げられています。

また、地域保健法第18条で、市町村は市町村保健センターを設置することができる、市町村保健センターは、住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とするとあります。

現在の状況といたしましては、6、7か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の乳幼児健

康診査及び育児相談事業は老人福祉センター及び光の森町民センターの2会場において実施しており、また大人の集団健診については町民体育館、三里木町民センター、図書館ホール、光の森町民センターの各会場で実施している状況でもあります。

老人福祉センターにおいては、乳幼児健康診査の際には待合、診察、保健指導などに利用できるスペースが限られており、安全かつスムーズに健診が実施できるスペースの確保に苦慮している現状でもあります。このような現状からも、健康保健センターもしくは健康管理センターの整備は必要であります。一方で国の示す子ども家庭センター設置に向けて準備を進めているところでもあり、福祉課のこども総合相談室、子育て支援課の子育て支援事業と、健康・保険課の子育て世代包括支援センターの一体化、連携強化が示されていることから、その点も加味しながら検討しなくてはならないと考えております。

今回の御質問である町民体育館や公民館の老朽化している施設についての建て直しについては、町民体育館、公民館の所管である教育委員会の意向も踏まえ、社会福祉協議会等との協議も必要となりますので、一つの案として受け止め、まずは現在の施設の課題を全庁的に明らかにし、施設の在り方について協議を進めてまいります。

なお、健診会場の確保のための当面の対応といたしまして、総合体育館多目的室を活用した令和5年10月以降の各種健診の実施について検討しているところでもございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に検討されて、いろんな調整も行われているというふうな答弁だったかというふうに思いますが、やはり今受診をされている方もそうですが、そこで働いている方についても、非常に困難を極めるといえるか、大変な思いをされていますので、そういう気持ちを酌んで、今回健康管理センターの建設というようなこと、それと公民館の3階建て、よそではエレベーターもついている公民館いっぱいあります。同じように建てられた中でも、そういうのを含めると、やはり利便性、そういうものを考えていって、今後この施設については早急に取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいというふうに思います。

4番の乗合タクシーの利便性についてであります。町においては乗合タクシーが運行されて、利活用されているわけですが、私がいろいろなところを回りますと、2時間に1遍で、特に病院では、大きい病院の場合は受付から診察、いろんな相談事まで終わると、もう2時間を経過していることが度々あります。もうそれでやれやれと、外に出たらもう2時間経過して、2時間待たなんというふうなことになるわけで、非常にこれでは困りますというふうな声がありました。

そういうことで、これを短縮できないかということでもありますし、また南校区は、自宅まで迎えに来ていただいて感謝しているところですが、ほかの地域では、乗合タクシーのところまで行かなんですもんねて、あまり不公平じゃなかですかと言われて、私も目ば白黒しております。

したけども、そういう地域と、自宅まで乗れる地域と、そうでない地域の違いがあるというようなことでありますし、また近年、免許返納をされる人たちが多数いらっしゃるわけでありまして。免許の返納したのはいいが、今後の交通利用、バスの乗り方も分からない、乗合タクシーの運行はされてるけれども、どういうふうにご利用したらいいかも分からない状況にあると、明日は私も我が身かと思っておりますが、そういうときに、やはり免許返納された人については乗り方の講習会あたりもして、講習会をすることによって、利用者の皆さんの人数も増えてくるんじゃないか、今この乗合タクシーとか、あるいはバスについて詳しい人だけが利用しているような状況でありますし、私の集落でも二、三名かなというようなところですので、この辺はやっぱり周知徹底をされて、そしてまた、2時間じゃなくて1時間ぐらい短縮できるような形でできないかという、改善策を質問をしたいというところです。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

まず、乗合タクシーの運行間隔の短縮につきましては、前提として平成18年9月15日付、自動車局長通達の地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方については、地域公共交通会議においては、路線不定期運行、区域運行については路線定期運行との整合性が取られていることが必要であり、設定しようとする路線、営業区域が適切なものか、十分協議する必要があるとされておりますので、地域公共交通会議において乗合タクシーの運行時刻や運行回数が路線定期運行を行う路線バスや巡回バスの運行と整合性が取れ、適正な運行であるとの合意が得られれば、認められることになります。

なお、整合性を取る必要がある主な理由としましては、自治体が公金を投資して運賃を安くした巡回バスや乗合タクシーが便利さを増すことで、既存の路線バスやタクシーの利用が減り、民間事業者の経営を圧迫し、最終的には路線や事業の廃止になるかもしれないからです。

したがって、本町の現行の乗合タクシーの運行については、この通達の趣旨を踏まえ、路線定期運行を行う路線バスや巡回バスの運行と整合性を取った上で、地域公共交通会議の合意を得て運行区域や運行方法を決定しておりますので、運行時刻の間隔を短縮するには、改めて路線定期運行との整合性を整理する必要があります。そのため、直ちに実現することは難しいと考えております。

次に、自宅から乗れる地域とそうでない地域の違いですが、先ほどの運行間隔の短縮と同様、路線定期運行を行う路線バスや巡回バスの運行と整合性を取る必要があるため、路線バスや巡回バスが廃止になり、ほかに交通手段がない地域を自宅で乗降できる郊外エリアとし、一般の路線バスや巡回バス、鉄道などが運行されている地域を指定乗降場所から乗降する町なかエリアとしているところです。

なお、先ほど乗合タクシーの周知についても要望がありましたが、こちらについては、現在も各地区のほうにお声がけをして、出前講座を実施しているところです。

今後も現行の巡回バスや乗合タクシー事業の費用対効果や、地域ごとの交通利便性の状況を踏まえた上で、路線バス事業者やタクシー事業者などと十分協議を行い、理解を得ながら、さらなる利便性の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） いろんな制約はあるということはお聞きしましたが、やはり企業の経営圧迫と言われますが、企業が経営圧迫して路線を廃止して、さっさとその地域はなくなったとか、供合線も歴史あるバス路線でしたけれども、もう陣内からのやつはない、道明に至ってはバスもないと、朝と夕方ですか、産交バスが何か行きよりますが、ほとんど空気を運んでいるような状況で、やはり交通状況は非常にあります。私はこの交通の便とか、この乗合タクシーや循環バスというのは、これは福祉の一環だろうというふうに思っております。福祉の一環であれば、役場が言われることは分かります。費用対効果とか、いろんなことを言われますけれども、福祉の一環として、やっぱり町民の足を確保するというか、そういうことを念頭に置いて、施策は乗合タクシーとか、あるいは循環バスは運行されるようになってきたというふうに思いますので、やはり町民の足は福祉の一環だと捉えて、費用対効果を強調されますと、なかなか進まないというふうに思いますけれども、これについては費用対効果は重要というふうに思いますが、今後、町の経営状態というものもあるかと思っておりますけれども、私は何度も言いますが、国民の、あるいは町民の足を確保するというのは福祉の一環ということで捉えてほしいなというふうに思います。

それから、今日は、まず1番目の(3)について、もう少し担当の皆さんとレクチャーをしておけばよかったんですが、そういうのが足りずに、非常に申し訳ないことをしたなというふうに思いますが、今後については、やはりいろんなことを聞きながら、そして地域住民の皆さんの声を聞きながら、質問をしていきたいというふうに思います。

また、それから交通渋滞については、それぞれの同僚議員からもありました。非常にこの交通渋滞については大変だなというふうに思いますが、もう小手先の改良ではどうにもならないというふうに思っております。やはり熊本県自体が交通政策について、非常に福岡とかいろんなところからすると立ち後れている、菊陽町だけの問題じゃないというふうに私は捉えております。やはり立体交差とか、あるいは専用道路とか、いろんな形で県がある面じゃ考えなんこつかなというふうにも思います。

副町長も県の出身が来られております。やはりそういう面も含めて、今後県の交通政策関係にも大いに働きかけて、本当に地域住民が困っていることを訴えたいというふうに思っておりますし、またいろいろ聞きますと、家から危なくて出られんで、10分ばかりかかると、農作業にも行くのに支障を来している、いろんな声を聞いてまいりました。こういう交通渋滞の状況を考えたときに、やっぱりもう大なたを振るわんと、どうにもならんというような感じもしますので、その辺も今後質問の中で反映させていきたいというふうに思います。



新人で、ちょっとフライングもありましたけれども、丁寧な説明をいただきまして感謝を申し上げます。私からの質問を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時46分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和5年6月9日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和5年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和5年6月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | さん | 2番 | 吉村 | 恭輔 | さん |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | さん | 4番 | 馬場 | 功世 | さん |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | さん | 6番 | 矢野 | 厚子 | さん |
| 7番 | 大久保 | 輝 | さん | 8番 | 西本 | 友春 | さん |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博 | さん |
| 11番 | 布田 | 悟 | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | さん |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | さん | 14番 | 岩下 | 和高 | さん |
| 15番 | 上田 | 茂政 | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | さん | 18番 | 福島 | 知雄 | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|----------|---------|-----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長 | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長 | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 梅原 浩司 さん | 総合政策課長 | 吉本 雅和 さん |
| 町民課長兼
光の森町民センター所長 | 中村 康幸 さん | 環境生活課長 | 野村 瑞樹 さん |
| 介護保険課長 | 和田 征 さん | 福祉課長 | 氏家 良子 さん |
| 子育て支援課長 | 石原 俊明 さん | 商工振興課長 | 今村 太郎 さん |
| 建設課長 | 矢野 博則 さん | 都市計画課長 | 阿久津 友宏 さん |
| 下水道課長 | 丸山 直樹 さん | 教育部長 | 吉永 公紀 さん |
| 学務課長 | 平 征一郎 さん | 生涯学習課長 | 岡本 勇人 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆様おはようございます。議員番号9番佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

外国人も暮らしやすい町ということで、外国人相談窓口が町民課に開設されました。私は、近隣市町村の有志議員と勉強会を行っていますが、そこでも、どこよりも早い菊陽町のこの外国人相談窓口の開設が話題になりました。早速町民課に出向き、相談窓口の名称を見ました。日本語だけでしたので、今から外国語の看板ができるのかなと思っております。

8月には、税務課前に外国人相談窓口専用のコーナーができると聞きました。町長の行政報告でも、5年前と比べて外国の方が210人増加しているとのことでした。相談窓口で役所の手続、それからごみ出しのことなど生活全般について説明していただき、理解していただくと、私たちの生活にもスムーズに入ってきていただけたらと思います。

さて、今回の一般質問は、福祉サービスについて、子どもたちが通う通学路について、小・中学校の教員不足について質問させていただきます。

まず初めに、福祉サービスについて質問させていただきます。

キャロットサービスとファミリーサポートサービスについて質問しますが、この2つは、協力会員と依頼会員を募り、町民生活をサポートすることを社会福祉協議会に委託している事業です。キャロットサービス、ファミリーサービス、それぞれについて質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、キャロットサービスについてお聞きいたします。

事業の目的と活用状況はどうなっているのかについて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 福祉課長。

○福祉課長（氏家良子さん） キャロットサービスについて御質問にお答えします。

キャロットサービスは、平成13年4月から、住み慣れた地域の中で誰もが安心して生活できるよう、住民参加型在宅福祉サービスとして菊陽町社会福祉協議会で実施されている事業です。支援を必要とする方、依頼会員と、支援をしたい方、協力会員がそれぞれ会員として登録し、相互の支え合いによって生活の困り事を解決することを目的として活動しています。

活用状況としましては、現在依頼会員315人、協力会員39人の登録があっており、令和4年度の活用実績として793件の利用があっております。支援の内容は、掃除、ごみ出し、買物代行、食事の支度、ペットの世話などが挙げられます。利用料金は、早朝や夜間を除いて1時間800円となっております。このことから、利用会員の登録数に比べますと、協力会員の登録数が少ないことが課題となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 説明にもありましたが、キャロットサービスは家事援助とか生活援助、それから相談相手とか話し相手、それからペットのお世話と、いろんなことをサービスとしてされております。手伝いが必要な方にとっては、とてもありがたいことだと思います。

しかし、なかなかそれを必要とされている町民の方々に知られていないのかなど、依頼会員に対しての協力会員の数がすごく少なかったように思うんですね。

2番に入りますが、事業の広報方法はどのように行っているのかについて質問します。

○議長（福島知雄さん） 福祉課長。

○福祉課長（氏家良子さん） キャロットサービスの広報についてお答えします。

広報の方法については、主に菊陽町社会福祉協議会発行の広報やホームページで掲載をし、周知されている状況であります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 社会福祉協議会の広報であったり、私が見ますには、ひばりとかおいぎりとかでされてるのかなと思っております。それで広報されていると聞きましたが、このサービスの必要性を町民の多くの皆様に知っていただくためのPR活動とともに、協力会員を増やす対策を取るべきだと思っております。それを踏まえて、今後の事業の方向性についてどう考えているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 福祉課長。

○福祉課長（氏家良子さん） キャロットサービスの今後の事業の方向性についてお答えします。

今後の事業の方向性につきましては、先ほどお答えしましたとおり、利用会員と協力会員の登録数のバランスが取れていないことが課題となります。菊陽町社会福祉協議会では、福祉たすけあいの会など地域の集まりを通じて周知活動を行い、住民同士で支え合う仕組みを紹介することで、協力会員の発掘に力を入れたいとの意向がありますので、町としましては、町の広報やホームページなどを活用し、キャロットサービス等の福祉活動に関する情報発信を積極的に行い、地域における助け合い、支え合いの推進を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 説明ありがとうございました。有償であるとは聞いておりますが、

なかなか他人に頼むことの難しさなどを感じている方にとっては、必要なサービスだと思っております。事業の広がりをお願い、次の質問に移りたいと思います。

次は、ファミリーサポート事業について質問させていただきます。

2年前に私もファミリーサポートの説明会を受講しました。この事業は、子どもの預かりや送迎などを手伝うサービスで、協力会員の方の夕方の余裕時間、それから子どもへの理解が必要だと感じました。

ファミリーサポートの協力会員になるには、子どもの年齢に応じた遊び方、事故防止策、快適に過ごすための環境づくり、必要な栄養などの講習があると聞いています。

それでは、1番の事業の目的と活用状況はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） おはようございます。御質問にお答えします。

ファミリーサポート事業は、地域全体で子育て家庭を支援し、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、子どもの預かり等の援助を受けたい人を利用会員、その援助を行いたい人を協力会員として登録し、利用会員と協力会員同士が行う育児の相互援助の事業として、町から町社会福祉協議会にファミリー・サポート・センター事業として業務委託しております。利用料金は、午前8時から午後7時までの時間帯は1時間500円、協力会員への報酬は800円で、差額の300円は町が助成をしております。

活動状況においては、令和5年3月末日現在の登録者数は、利用会員が529人、協力会員が55人、両方会員が15人となっております。援助内容は、保育所、学校、放課後児童クラブ等への児童の送迎やその後の預かりなどであり、昨年4月から今年3月までの1年間の実績としましては、送迎件数1,618件、預かり件数959件で、合計2,577件の支援サービスが実施されております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） それでは、2番の広報方法についてどのように行っているのかとお聞きしたいところですが、先ほどのキャロットサービスと同じで、菊陽広報であったりホームページで広報している、それ以外何にかありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問についてお答えします。

広報については、町では菊陽町子育てガイドブックを本年3月に作成し、本年4月から子育て支援課、健康・保険課、子ども総合相談室の窓口に設置するとともに、町のホームページに掲載をしております。また、当該事業の委託先である町社会福祉協議会では、当協議会ホームページ、そのほかはファミサポ会員募集のチラシを用いて、乳幼児健診や母子手帳の交付の際に町の保健師から周知したり、放課後児童クラブから新入学児童世帯に対しチラシを配布するなどして広報活動を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 先ほど3月までの数字をいただきましたが、前年度、前々年度に比べてどう変わっているのかとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問についてお答えします。

一昨年令和4年3月末日現在の利用会員数を申し上げますと510人、協力会員が52人、両方会員が20人です。その前の令和3年3月現在を申し上げます。利用会員が545人、協力会員が66人、両方会員が20人でございます。その前の令和2年3月末日現在を申し上げますと、利用会員が485人、協力会員が87人、両方会員が38人となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） お聞きしましたが、そう変わらず、増えていないという状態なのかなと思います。ほかの市町に聞きますと、母親同士の協力と依頼会員を、先ほど15人とかおっしゃいましたけども、それを増やして、うまく運用されていると聞いています。社会福祉協議会の担当者に聞きますと、地域に出ていき、地域の団体、女性の会などに出向きPR活動を行っているが、なかなか協力会員が増えない。町民に対しての認知も薄いように思われるとのことでした。

ファミリーサポート事業のこれからの方向性についてお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

当該事業については、子育て支援のはざまを支える仕組みとして役割が大きく、多様な保育形態の一つであり、相互援助活動の場として、地域で子育ての助け合い、支える仕組みとして維持していかなければと考えております。そのためには、サービスを提供する協力会員の質の確保や増員を図るため、今後も引き続きボランティア養成講座の開催や協力会員の募集について、これまでの取組を継続し、町広報紙や町ボランティアセンターの広報紙などに掲載して、人材の発掘と養成を図ってまいります。

さらには、今後外国人の利用希望者も増えてくることも想定され、町社会福祉協議会と連携を密にし、協力会員等の意見を聞く場を設けるなど、サポート体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） そうですね、これからは外国人の方の依頼も増えてくるかと思いますが、そこには言葉の難しさも入ってくるかと思いますが、その辺は本当に社協と協力してやってほしいと思っております。

キャロットサービス、ファミリーサポートともに、協力会員を増やすことが、本当に必要とされる方、それから子育て世代のサポートにつながると思います。これからもどんどんPRをされて広げていっていただきたいと思います。

それでは、(2)のいきいき大学の目的、これからの方向性について質問をいたします。

議長にお願いがあります。3番の参加料がというところがありますが、そこは確認が取れましたので取り下げさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） はい、許可します。

○9番（佐々木理美子さん） まず、いきいき大学の目的について説明をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えします。

通称いきいき大学、要綱上の事業名、地域介護予防活動支援事業は、要介護認定などを持たない高齢者を主な対象に、公共施設を活用して介護予防に資する活動を行い、高齢者の社会的孤立感の解消や生きがいをづくりの支援、自立生活の助長を図ることを目的とした事業です。

本事業は、委託により実施しており、現在の受託者は菊陽町社会福祉協議会です。本事業は、町内の公共施設4か所を週に1回、曜日ごとに巡回し、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上プログラムなどの介護予防活動を実施しています。令和4年度には、306日の開催日数に対し、延べで3,897人の高齢者が本事業を利用しており、本事業は本町での介護予防の取組に大きく貢献しているものと評価するところです。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） ありがとうございます。令和4年度、306回の開催と3,897の方が参加されたということで、これからも進めていくべきものだと思っておりますが、これに関わる職員、ボランティアについて少しお聞きしたいなと思います。特に、ボランティアに対しては有償なのか、そうでないのか、それをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えします。

本事業を担当する社会福祉協議会の職員は8人です。うち5人は非常勤職員のため、交代で勤務を行い、1回の開催ごとに3人から4人の職員が配置されています。また、利用者の健康チェックを行うため、勤務者のうち1人は看護師資格を持つ非常勤職員が配置されます。そのほかに、介護予防パートナーと呼ばれる17人のボランティアの方に、本事業の支援を行っていただいております。支援内容は、体操活動での補助や、その他活動での利用者の見守りが中心であり、ボランティアの方には1回当たり2人から3人、年間で延べ754の方に御協力いただいているところです。

また、ボランティアの方への報酬は、基本無報酬ですが、1回の活動ごとに200ポイントを付与し、200ポイントで1枚200円の商品券と交換できる仕組みを運用し、活動への謝礼

をさせていただいております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） いきいき大学の一日の流れというか、大体同じかと思いますがどんな流れで進めていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 大まかな流れですけれども、当然最初に来られたときに健康チェックをさせていただくと。あとは、先ほど申しあげました運動機能向上のための軽い体操とか、あと口の口腔機能を向上させるためのお口の体操とか、あと栄養指導等も含めたところでさせていただいている、それで大体一日が終わるというふうな流れになっています。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 今回の質問ではいきいき大学について質問しましたが、ほかにも「さんふれあ」で開催されているわくわく塾など、地域介護支援と介護予防の事業はたくさんあります。介護にならないために町が動いてくださり、籠もりがちにならずに通えているとお声もあります。しかし、今国も町も、子どもたち、子育て世代への援助には力を入れているが、高齢者には何もしてくれないという町民の方のお声もあります。介護予防、高齢者対策について、町長の方針についてお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。

町の介護予防の取組につきましては、御高齢になっても、いつまでも人生で得られる喜びを本町の生活の中で感じていただくためには、重要な取組であるというふうに認識しております。

本町の将来推計人口におきましては、人口の伸びに合わせて高齢者人口も大きく伸びることを予想しております。こうした予想の下、高齢者の様々な活動を通じて健康状態を維持し、他者とのコミュニケーションを楽しむことを目的とする本取組は、その役割をますます大きくしていくものと考えております。

本取組の拡充のためには、今後は受皿の拡大やeスポーツを取り入れるなどの内容の工夫が必要になりますが、本取組の拡充を行う際は、参加費が利用者の過剰な負担になることがないように、参加費を適切に設定するなど配慮を行う考えでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） ありがとうございます。eスポーツ等は、前から議員のほうからも講座にしてくれないかという話がありました。それが高齢者の脳の活動にいいと聞いておりますので、ぜひ、でもおしゃべりをしに来る方もいらっしゃいますので、その辺は気をつけな

がら進めていただいて、町長のことを信頼し、よろしく願いいたします。

それでは、2番の通学路についてお聞きしたいと思います。

まず、1番の通学路を朝夕通り抜ける車が増えているが、車の離合が困難なところほどのような対策をしているのかということ、これは見守りをされてる方、それから住民の方からお声がありました。私がいろんなどころを見て歩いたんですけども、ここが一番危ないかなというところが、三里木公園の脇からコンビニ、細い道を入れて抜ける、三里木駅前、三里木広街道です。ここは通学路にもなっていて、通学する子どもたちのすぐ横を、すごいスピードを出して通り抜ける車が入ってきてるということをおっしゃっています。ここに何かしらの対策はできないか、答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

車の離合が困難である狭隘道路等の対策としては、対策する道路の交通量や道路周辺の家の張りつきなどの状況等を調査し、地域の皆様の御意見を伺いながら、より経済的で最も効果が期待できる対策が図られるよう、道路の拡幅や離合箇所の整備などに取り組んでいるところでございます。

御質問の三里木区内の道路につきましては、町道三里木駅前線と町道三里木広街道線となりますが、議員御質問のとおり、道路幅員が狭いところでは4メートルほどになり、車の離合が困難ではないかと思われます。まずは地域の自治会長などにお尋ねするなど、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） この一般質問をする前に、自治会長さんのほうにもお尋ねしていただんですけども、自治会長さんのほうからも町には言っていると、その後の対策が何もないので、聞いてみてくれないかということで、そしてやっぱり住んでいらっしゃる住民の方が、子どもたちを見て、怖いなということをおっしゃっていましたので、ぜひ対策をよろしく願いしたいんですが、もう現場も見に行かれたとは思っておりますが、何か対策はできないか、再度お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 佐々木議員からも御質問でありましたとおり、通り抜けもされているということもお伺いいたしました。そういった実際の状況等もしっかり地域のほうから話をいただいて対応を考えていきたいと、まず地域の方からしっかり聞かせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） ぜひよろしく願いいたします。まずは子どもたちの安全だと思っ

ております。

それから、2番の質問に入りますが、通学路脇の用水路と段差が1メートル以上あるところがある。対策はどのように考えているかで、この1メートル以上というところなんですけど、再度測り直しましたら85センチだったんですね。申し訳ありませんが、この訂正をお願いしたいと思います。

それでは、2番に入ります。

通学路脇の用水路との段差が1メートル以上あるところがある。対策はどのように考えているのか。これは、原水踏切から北小学校に向かう通学路なんですけども、昨日もちょっと雨降りに見に行ったんですけども、傘を持つ子どもたちが広がっていて、通学路の脇は畑との間に用水路があって、とても危険かなと思うし、柵が必要かなと思ったんですけども、対策はできないでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

通学路脇の用水路との段差が、御質問では1メートルということであるので、1メートルでお答えしますけれども、1メートル以上ある場合は、転落を防止するため防護柵等を設置するなどの対策が考えられます。防護柵の設置は、通行中の歩行者等が路外または車道に転落することにより人的被害を受ける危険性がある区間において、必要かどうか検討しているところでございます。

ここでの人的被害を受ける危険性がある区間とは、道路構造が盛土、崖、擁壁、橋梁などの区間や、歩道等に接して大きな水路などがある区間となります。

御質問のJR原水踏切から菊陽北小学校までの道路でございまして、町道北小学校原水駅線でございまして、菊陽北小学校の光団地、駅前、新町、新町西、馬場に住む児童約250名の通学路にもなっております。平成23年度に道路改良事業が完了し、西側の歩道に接する農業用用水路との段差が1メートル以上ある区間につきましては、歩行者が転落することにより人的被害を受ける危険性があると判断し、防護柵を設置しているところでございます。未設置の区間につきましては、多くの児童の通学路にもなっている道路でございまして、地域の皆様や学校の御意見を聞かせていただき、対応を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） ここは本当に対策が必要だと私は思いますので、学校、それから地域の皆様と話し合われて、結果を出していただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、通学路点検について毎年行われていると聞いておりましたが、その通学路の点検方法、解消方法について答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） このことにつきましては、先日の西本議員の一般質問でもお答えしておりますけれども、再度御説明をさせていただきたいと思っております。

通学路の合同点検につきましては、全小学校区の通学路を対象に、毎年夏休みの間、各校区半日ずつ行っているところでございます。参加者につきましては、国、県、警察など関係機関の方々約20名程度の方に参加をしていただいております。

具体的には、各学校から、保護者や地域から寄せられた危険箇所につきまして優先順位をつけたリストを事前に学務課のほうに提出をしていただいております。その後、学務課が事前に現地調査のほうを行いまして、危険度や優先順位など危険箇所の選定を行っているところでございます。

点検当日は、各学校十数か所を点検して回っておりますけれども、その危険箇所につきましては、参加者全員で見て回って、その場で対応を協議して対策を決定しております。対策が決定しましたら、各担当部署はそれを持ち帰って、補正予算などで予算対応していただいて、それぞれが対策を実施することになります。

令和4年度におきましては、全部で55か所の通学路点検を行わせていただきました。そして、その中で対策が必要な箇所が全部で41か所ございまして、年度内に完了しているのが33か所でございます。

また、点検した結果や対策の内容につきましては、ホームページでも公表しておりますけれども、参加者の間でメール等で情報共有を行っているところでございます。また、各箇所の進捗状況につきましても、今後情報共有をしていくこととしております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 丁寧な説明ありがとうございました。西本議員の一般質問でも、ホームページの見方が分からないというところでありましたけど、そこに対しても、誰にでも分かりやすい情報、ホームページの見方をつくるということをおっしゃっていましたので、これが見えるようになれば、住民の方もしくは保護者の方にとっても、安心して子どもたちを送り出せるかなと思っております。

それでは、3番の小・中学校の教員不足について質問をしたいと思います。

まず、文部科学省が実施した教員不足に関する実態調査では、2021年5月時点で、熊本市を除く県内の教員不足は128名、学校に配当されている定数で割った不足率を校種別に見ると、中学校は1.77%で全国ワーストで、小学校はワースト2位でした。熊本は、ほかの都道府県に比べ教員不足が深刻化していると記事にありました。

それでは、まず1番の菊陽町の小・中学校の教員の状況はどうなっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

小・中学校の現状につきましては、令和5年3月20日、これは新年度のスタートの時点でございますが、小学校で10名、中学校で5名の計15名の配置ができなかった現状でございます。令和5年6月1日現在、小学校で6名、中学校で2名の教員を配置しておりまして、今後3名の補充を予定しており、不足が4名まで減る状況でございます。しかし、5月に入り、様々な理由から体調を崩して休んでいられる教員や、育児休業に今後入る教員の補充の見通しが立っていないなど、菊陽町においても教員不足は大変厳しいものがあります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 昨年3月末に一度お聞きしたときにはお一人と聞いたので、安心しておりましたが、やっぱり新年度になると、それだけクラス編制も違いますし、来てくださる教員の先生たちのあれもありますけど、まずは教員に関しては県が行うとは思いますが、うちの町の対策、その状況解消のためにどう動いているかというのを少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 今議員お話がありましたように、本来教職員の任命は熊本県教育委員会行うものでございます。菊陽町教育委員会としましても、積極的に教員不足解消に向けた取組や学校の支援を進めております。

具体的には、各学校に町の教育支援員を全部で52名配置しております。全て教員免許をお持ちの方で、学校長がお願いをして、この町の教育支援員から講師の先生に5名なっていただきました。また、町の教育支援員から県の臨採になっていただき、来年度教育支援員に希望される場合は、給与や年休等を継続したものとみなして引き継ぐようにして、人材の確保に努めております。

また、教育支援員の資質向上に向けた研修会を実施しまして、学校の先生方や子どもたち、児童・生徒の支援に尽力していただいております。さらに、欠員になっている教育支援員、また英語や中国語の通訳ができる教育支援員の採用も進めているところでございます。

今後も県教育委員会や学校から積極的に情報をいただきながら、教員配置に向けて粘り強く声かけを続けてまいりますし、学校運営を支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 1番、2番で今菊陽町の小・中学校の状況、それから、状況解消のための町の対策についてお聞きしました。教育長、これについて少し何かあれば、お考えをお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 小・中学校の教員不足、本当難しいなと思っております。菊陽町の小・中学校の状況、そして状況解消のために町教育委員会がしている対策につきましては、教

育部長が答弁したとおりです。菊陽町においても、教員不足は大変厳しいものになっているという現状がございます。

私は、学力向上で夢を実現するふるさと教育とグローバル人材の育成を今年度の教育目標に掲げ、4月当初の町の校長会議で、私は、教育委員会は学校の応援団であり、教育長である私は応援団長です、応援団長になりますと高らかに宣言しました。しかし残念ながら、最も肝腎の先生が足りないという状況に直面してしまいました。

教員不足の要因は様々考えられておりますが、1つとして、まず特別支援学級在籍の児童・生徒数がここ数年大幅に増えてきたこと、臨採の教員が教員採用試験倍率の低下等によりほとんど合格し、枯渇した状況になっていること、その他などが挙げられますが、私は最大の要因は、先生になりたい、先生を目指したいという若者が減ってきたことだと考えています。昨日の熊日新聞の記事にも、ここにありますが、熊本市教員志願倍率、見出しは熊本市と書いてありました、1.9倍。成り手不足深刻と大きく書かれていました。

熊本県の倍率を見ますと、県では小学校で1.2倍、中学校で2.2倍でした。3年前をちょっと調べてみました。令和2年の状況は、小学校で1.9倍、中学校で3.9倍でしたので、僅かこの3年間の間で教員志願者が大幅に減ってきたことが分かります。10年ほど前には、教員志願倍率は5倍はおろか、10倍を超えていましたし、小学生を対象にした将来あなたがなりたい職業アンケートでは、先生は必ず上位にランクされていましたが、残念ながら現在は10位にも入っていません。

教員志願者を増やすのはなかなか簡単ではないと思います。現在、教職調整額4%を10%に引き上げる、すなわち教員の給与を引き上げることも論議されているようです。また、中学校部活動の地域移行、残業時間縮減を目指すいわゆる働き方改革も進める必要があると考えます。来年度は、熊本県及び熊本市は、教員採用試験を7月から6月に1か月前倒しし、人材確保につなげることも発表されました。

しかし私は、最も遠いようで最も近い道は、魅力あふれる学校づくりだと考えています。小・中学校で誰一人取り残さず、楽しく分かりやすい授業を展開すること、いじめや差別がない学校をつくること、子ども一人一人に寄り添い、夢と一緒に語ること、部活動や生徒会活動で子どもたちの力を十分に引き出し、仲間と共に汗や涙を流し努力することや目標に向かって頑張ることのすばらしさを実感させること、そして菊陽町で働く先生方が、子どもたちに夢を語りながら、いつも楽しくやりがいを持って日々の指導に当たっていただく環境をつくっていくこと。このような教育活動を展開することが、ああ、先生という仕事はやりがいがあるな、私もいつか〇〇先生みたいな先生になりたいという思いを持つ子どもたちになり、8年後、10年後、15年後に先生を目指して教員採用試験を受けてくれるのではないかと考えます。そんな魅力あふれる学校づくりを目指して、菊陽町の学校と教育委員会が一体となって取り組み、私も教育長として頑張っていきたいと思っています。

自分が携わっている仕事が厳しいと、自分の子どもには同じ仕事はさせたくないというよう

な言葉を時々耳にします。その思いも分かります。自分が教員だと、自分の子どもは教員にさせたくないということです。蛇足ではありますが、ブラックと言われて久しい教員という仕事なんです、私の子どもも、隣におります教育部長の子どものさんも、現在先生となり、どのくらい貢献できているかは分かりませんが、現在2人とも菊陽町の小学校で教員として頑張っていることをお伝えして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 私は最後に、ある小学校の校長先生が危機感を持って教育をしているということを少し話そうかなと思ってましたが、今の教育長のお話で、それはなくて、これから将来の、今二殿教育長が教育長になられて、これから教育長と教育委員会を中心に、いい、本当に子どもたちが菊陽町の小学校、中学校に来てよかったと思える子どもたちをつくっていただけるのかなと思い、期待しています。

私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

私は議員として一般質問は29年目になり、今まで一般質問は一度も欠かしたことがありません。今回のように11名の議員が質問して、町政のことをしっかりと議論するというのは、町政の活性化、そして今菊陽町に求められることで、非常に大事なことだと思っています。今回、全体として傍聴者の方も多く、町民の方の関心も大きいというふうに思います。町長の政策提言をはじめとしたこの間の発信力も影響しているのではないのでしょうか。

議長にお願いします。私は今日、交通渋滞対策、地下水保全、家族介護用品購入費助成についてとしていますが、一番最初に家族介護用品購入費助成についてを取り上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 許可します。

○16番（小林久美子さん） ありがとうございます。

それでは第1に、家族介護用品購入費助成について質問をします。

介護用品の助成については、規則で定められています。町の場合、助成対象者が要介護3、要介護4及び要介護5と認定され、かつ、介護用品が必要と認められた在宅高齢者を介護して

いる家族と定められています。大津町などでは、在宅の高齢者を介護している家族については、同居、別居の別なく、介護している者と規定をされています。町でも、別居でも町長が認める場合は有資格となるなど規則を見直すことができないか、これが質問の趣旨です。

この件については、7日の甲斐議員の質問で、町の答弁は次のようなものでした。町の介護保険計画が令和5年は見直しの時期であり、次の9期の計画を行い、令和6年から助成をするということでした。その後、課長に確認しますと、町の場合は、課税世帯も菊陽は対象としており、大津町より幅広く対象にしているということでしたが、そのことは非常に評価できるし、広く対象にされていることだと思います。

そこで、町長の72の政策提言集を見えますと、17ページに高齢者優遇制度の実施の中に、健康で充実した生活を支援するため、無料入浴券を70歳以上の希望者に交付します。また、菊陽町家族介護用品購入費の拡大も実施しますと公約をされています。町の方針はこの前の質問で分かったんですが、町長の公約は今後どのように助成を拡大していく、その内容についてまず初めにお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） まず、御質問の件につきましてお答えをします。

本議会の会議の一般質問におきましても答弁したとおり、令和5年度に行う町の第9期介護保険事業計画の改定作業におきまして、助成対象者の要件を見直しまして、必要な経費を本事業計画に記載をした上で、令和6年度から通いの家族介護者を対象に助成を開始していく方向でございます。

また、今追加というか、御質問があった令和6年度から開始をさせていただく、そのほかに私の政策の中で、温泉の無料ですとか様々なものがあると、そのところはどやうやって進めていくのかという部分でございますが、それは私の任期中にはしっかりとした道筋を立てて進めてまいりたいというふうには思います。

温泉の無料券ということで、まだ目には十分見えてませんが、そういったところは介護、福祉を含めて何らかの形で、まず一歩目というところで進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 私がちょっと納得できないというか、よく分からないのは、介護計画がないと、このような規則を見直しができないという今の町の立場なんですけど、その根拠はどこにあるのかお尋ねをします。町長にお願いします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今御質問がありました様々な計画を根拠としてというところでございますが、そういったところもしっかりとまた協議をした上で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） いえいえ、そうじゃなくて、介護事業計画がありますでしょう。その中に、介護事業計画は例えば介護であれば3年ごとにつくりますよね。それはそれで進めていくんですけども、その介護事業計画と今ある規則ですね、この介護用品購入費の規則なんですけど、それは介護事業計画が次の期にならないと、この規則の見直しはできないのかという質問なんですけど、その根拠というのはどこにあるんですか。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 私のほうで答弁をさせていただきます。

まず、今お話しされているとおり、まず事業計画の中に、今後家族介護用品を拡大していく場合においては、必要な経費を盛り込んだところで、介護保険料の設定なりをしていく必要があるというのが1つ。もう一つ、規則についてもそうなんですけども、今常時介護というふうな文言がありまして、その常時介護という部分については、同居の家族というふうな解釈で菊陽町のほうは今運用させていただいていると。通いの家族介護者も追加するに当たっては、その常時介護というところの見直しが必要になってきますので、それをした上で、6年度から助成対象者に追加をしたいというふうに考えているということの説明になります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 私は、事業計画とこの規則の見直しがどういう関係にあるのかが、今の説明でもちょっとまだ納得してないので、納得してないというか、そこはまた私も研究したいと思います。それほど介護計画に縛られて、規則の見直しが、私としては、災害などの助成対象者などを見ますと、よく町長が認める場合というのが入ってるんですね。それはこの介護の場合もそれを入れれば、そう大きな問題ではないし、今課長が説明された常時というところは、例えば大津では20日以上家族の介護に来ているということがありますので、そういうところで、どこを線にするかはそこでまた議論できるのかなというふうに思っています。

行政のほうも、全体の介護計画と規則の見直しのところはちょっと宿題で、また教えていただいてよろしいでしょうか。

それで、この事業は任意事業なんですけど、そもそもの目的は、地域の高齢者の方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするというのが、この介護保険事業の運営の安定化を図るというのが一番の目的なんです。そして、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者などに対して、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とするというふうにあります。

私は、在宅で介護を続けることが、介護保険事業の運営にとっても経済的にも非常にいいのではないかと思います。やはり施設とかに入りますと、また事業費は介護保険の経済的にも影響がしてくると思います。それと、やっぱり高齢の方はいつ状態が変化するかも分かりませ

ん。早急に対応できるのではないかということ要望します。

この事業なんですけど、町長もちろん公約に掲げられているように、自分としても助成を拡大していきたいんだというのがはっきり出されています。入浴費はまた別の機会にと考えますけれども、この事業を来年度から実施するのであれば、結局事業の必要性は分かってらっしゃる、公約にも掲げていられるとなると、あとは何かといいますと財源だと思いますけど、町の言い分では介護保険の中でということですが、7月から9か月前倒しで実施しようと思うと、恐らく財源としては、月の上限が6,250円ですので、その9か月分5万6,250円になります。恐らく通いで20日以上来られている方というのは町内でも10名あるのかなと私は思いますので、10名で計算しますと56万2,500円です。このお金があれば実施できるんですね。だから、私は、町長も拡大したい、そして来年から実施するというのであれば、一般財源を使っても五、六十万円、100万円までいかないわけですので、今町民の方の数は少なくとも強い希望があるときに実施されたらどうでしょうか。町長の見解をお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） そういったお話でございますけども、10名で56万2,500円というところを一般財源でということでございますけども、そういったところもいろいろとこちらのほうでも議論をし、そしてまたどういった、いつ、どういったところでやっていくのかというのは判断をしてみたいというふうに思います。やはり56万円というのが安いのか高いのかというのは、なかなかかの判断が難しいなというふうに思っているところでございますので、優先順位としてしっかりと考えてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 私がやはり思うのは、これは私が試算しただけなので、10名、もっとおられるのかどうか分からないんですけど、恐らく町民の方も、お隣の町とかではできてるので、菊陽町も介護という現場は非常に大変なので、そういう気持ちを酌み取ってほしい、それが一番の思いじゃないかというふうに思います。

それで、やはり介護って、いつまで続くのか分からない、そして親戚の方の介護のために毎日のように通いで献身的な介護をされている。そのことをぜひ酌み取っていただいて、こういう先ほど私がお話ししました全体の上位計画といいますか、それと規則の見直しの関係とか、あと町長が認める場合とか、例えば常時というのを20日以上とか、もう少し精査をしていただいて、できれば今の8期の計画の中でも私は可能だというふうに思いますので、町長、再度担当課としてしっかりと議論していただきたいということを要望して、次に移ります。

それと、もう一つ言い忘れしました。私は町長のこの公約を、しっかりと介護の部分では応援する立場で今後とも提案をしていきたいと思いますので、頑張ってください。

次、交通渋滞対策についてです。交通渋滞対策について質問をいたします。

今回の議会でも多くの同僚議員が、この対策が待ったなしの問題であり、町民の日常生活に

深刻な状況を与えていること、このことを訴えています。

私自身も町民の方との対話の中で、私は認識を新たにしました。今まで交通渋滞といいますと、もちろん現場での声も聞いていましたが、どこの路線が多いとか、いろいろそういう視点で見えていたんですけども、町民の方は、旧57号線沿いの方から、朝家から車も出せない、農機具、トラクターなども出せない。朝の通勤も今までより30分も早く出ている。朝の、その方は女性の方なんですけど、30分というのは非常に大きくて、今まで6時半に出ていたものが、6時に出ないといけない。ここに何十年と住んでいるんだけど、このままここで住み続けられるか不安だとお話をされました。鉄砲小路の方、馬場の方からも同様の御意見でした。工場が稼働していないのにこの状況なので、今後不安しかないというのが町民の方の切実な声でした。

町長も1万8,000世帯、町民の皆さんとしっかりと対話されて、交通渋滞が公約の一番最初には来ています。しかし、渋滞対策の中で、TSMC進出による渋滞対策は急務です。国、県と連携して、今の町の総合計画を柔軟に発展させ、町民が喜ぶ渋滞対策を実現しますと書いてあります。私は、これはちょっと認識が甘いのではないかと思います。

私がお話しした方は、長年菊陽町に住んでいて、本当にこのままここに住めるのだろうかとおっしゃる方がいるというのが現実なんです。だから、町民の方が喜ぶ渋滞対策ではなくて、もう皆さんここに住んでいていいのかどうかとまっているということをしつかりと受け止めていただきたいというふうに思います。そのためにも、行政として町民への聞き取りなども行い、実態をしつかり把握するべきではないかと考えますが、町の見解はどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

本町の朝夕の時間帯では、国道57号をはじめセミコンテクノパーク周辺では県道大津植木線、県道大津西合志線、県道熊本菊陽線、町道菊陽空港線、町道南方大人足線など、町の西部周辺では県道熊本大津線、県道住吉熊本線など町の主要な道路で渋滞が発生しております。これは、昨今の本町周辺市町の人口増加及び企業立地が要因と考えているところです。

住民の皆様からは、道路渋滞への意見や要望も数多くいただいており、本町もこれを重く受け止め、今後の渋滞対策の基礎資料とすることを目的に、昨年1月末に第1回目の職員による交通渋滞実態調査を行っており、今年度も4月17日、18日の2日間、職員による2回目の調査を行ったところでございます。

この交通渋滞実態調査は、今後とも引き続き実施を考えており、渋滞状況の推移を見ることで、現在国をはじめ県、本町や近隣自治体が進めている様々な道路整備の効果や課題等を評価し、さらに将来の交通渋滞に向けた取組に活用してまいりたいと考えております。

町では、第1回目の調査では、地域の代表である区長や自治会長に直接渋滞など地域の状況の聞き取りさせていただいております。次回の調査でも同様に、区長や自治会長に2回目の聞き取りを行うこととしており、渋滞の実態をしつかり把握してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 何か苦言ばかり言っていると嫌われそうなので、いいことを言います。合志の市会議員と話してましたら、合志ではまだ実態調査はしてないそうです。ですからやっぱり、吉本町長の手腕で職員を中心に調査をして、この調査の結果を受けましたけれども、前回の令和4年1月の調査と比べても本当に、例えば東部地区、南部地区全路線で増加してて、約1.2倍から5.8倍の増加率、また菊陽空港線は5.8倍、国道57号3.5倍と。ですから、町民の方は、特にそういう渋滞のある地域の方はどうしても不安を覚えられます。それほど調査の結果も表しているのではないかと思います。

また、この政策提言も、ハード面をしっかりと書かれてまして、矢野課長も、やれることはもうやっているんだと言われるんですけども、やはりハード面では、菊陽空港線の延伸道路は結局、これが一番はっきりしているんですけども、令和8年完成ですよ。そうすると、もう工場は稼働してます。ですから、やはりなかなかこのハード面だけでは解決しないし、完成までに時間がかかります。

そこで、道路整備と同時にソフト事業として、今度のこの間の議会でもセミコンバスの拡充、ルートを見直すとか、企業の時差出勤、またパーク・アンド・ライドの検討などが話題に上りました。しかし、町の見解ではパーク・アンド・ライド、そう言うけれども、駐車場の整備にお金がかかる。ルートをどうするのか、どの企業を対象にするのか、そしてまたバスの運転手不足など問題が挙げられました。

しかし私は、いろいろ全体、もっといろいろしないといけないかもしれないんですが、特に国は、このTSMCの進出、JASMの進出には4,670億円、5,000億円近くお金を出してるわけですね。ですから、これだけの大きな世界的な企業が来るというんだったら、そのための環境整備ももっと県や国に求めていかないといけないんじゃないかというふうに思っています。もちろんセミコン、ソニーとかありますが、今回特にTSMCを中心に考えて、JRやバスの増便など多角的な検討が必要だと思います。

そして、庁舎内にも専門家を招いた交通渋滞対策チームなどが必要だと思いますが、ソフト事業をどう進めていくのか、またそういうチームなど、今で十分と考えているのかどうか、この点についても、町長も併せて見解をお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

議員の御提案のとおり、道路整備やセミコン通勤バス以外にもあらゆる対策が必要と考えております。これまで、建設課や商工振興課で答弁してきました道路の整備やセミコン通勤バスの利用促進、時差出勤の促進など以外の新たな対策につきましては、現時点では、先日矢野議員へ答弁しました既存の路線バスやJR、巡回バス、乗合タクシーの利用促進の取組が町でできる取組だと考えておりますので、今後関係機関と協議をしながら、交通渋滞対策にもつなが

るよう、既存の路線バスやJRとの連携を強化し、巡回バスや乗合タクシーの見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、先日の布田議員の御質問の中で御報告しておりますが、対策の一環として、先日6月5日に吉本町長と福島議長を代表とする菊陽町と荒木市長を代表とする合志市で、蒲島県知事に対し、既存の交通アクセス強化事業の加速化や、半導体産業の開発動向を踏まえた交通アクセスのさらなる強化、社会資本整備交付金重点配分に係る国への要望、ソフト対策のさらなる強化など、セミコンテクノパーク近隣における渋滞対策の強化について合同で要望を行ってきたところです。

ほかにも、県のUXプロジェクトによる様々な実証実験も予定されておりますので、その後の状況を注視しながら、関係する企業や近隣自治体などと連携し交通渋滞の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） 私にもというところがございますので、お答えをさせていただきます。

まずは、渋滞調査の件でございます。先ほど小林議員は私の手腕でというお褒めのお言葉をいただきましたけども、実は私の指示ではなくて、これは職員の方々から自らやろうということで企画をして実施をされました。7時から実施をしたということでございますけども、職員の方々は朝5時過ぎから準備をしてやったというところがございます。

年度初めに私も職員の方にお話ししたのは、これから菊陽町は闘いが始まるというお話をさせていただきました。この渋滞の問題に関しましても、担当部署はそうですけども、町一丸となってこれは闘っていかなければいけないという意味でお話をさせていただきました。

皆様、たまに夜遅く役場庁舎を通られると分かると思いますが、建設課のほうもほぼほぼ電気がついてるような状況でございます。職員は今、この渋滞問題と闘っているような状況でございます。この闘いの成果がまだ見えないというのは、それは私の責任だというふうには思っておりますけども、近い将来、必ずその成果と実績というのは皆様方の目でも確認ができるようになってくるように、今職員が一生懸命闘っているところでもございます。

このセミコンバス、そしてまたセミコン企業の時差出勤、パーク・アンド・ライドにつきましても、いろんなところで調査をしながら、町としてどういったところで進めていかなければいけないのかというところを今必死にやっているところでもございますので、まだ確かに成果は見ていないというこの道路の渋滞の問題でございます。

先ほど小林議員がおっしゃったような、住民の方々から御意見をお伺いされたときのような内容のことは、当然私も耳にしているところでもございますので、まずそういったところを町民の方々からの意見をしっかりと聞いて、そしてまたお答えをしながら、この道路の渋滞の問題には取り組んでまいりたいというふうには思いますので、別に私は小林議員を嫌いになるわけではございませんので、いろんなところを御質問でも言っていただきながら、そしてまた

我々は、その質問に対して真摯にしっかりと対応していきたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 町長もちろん町民の方の思いは私以上に、いろいろ地域との関わりも深いので御存じだと思います。私は改めて選挙で回ってみますと、私の認識は駄目だったなど改めて思ったということです。

それで、やはりパーク・アンド・ライドとか時差出勤とか簡単に言います。私も提案しますが、なかなか恐らく大変だと思うんですね。今回はTSMCに絞りますが、関係職員の方に時差出勤を求めるということは、企業の合意、そこで働いてる人の合意、いろいろ必要ですよ。また、そういう時差出勤一つとっても、行政が今まであまりそこまで踏み込んでいたことのないことをこれからしないといけないときに、チームをもっとつくる必要があるんじゃないかと、専門家の意見も聞く必要があるんじゃないかと思いますが、このことについては町長どうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

今小林議員がおっしゃったような専門家を入れてチームをつくるという御提案でございますが、私も同じようなことだというふうには思います。ただ、専門家を入れるといいましても、どこからどのような人材をこの菊陽町にお越しいただけるかというところしっかりと協議をしなければいけませんし、それに伴う予算というのも当然発生してくるわけでございます。ただ、待ったなしの状態というのは私も理解をしておりますので、今小林議員がおっしゃったような御提案をしっかりと町としても考えて、そしてまたそれを成果として表していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 常時雇うのかどうかというような問題もありますので、そういう方の知恵をどうやったら借りれるのかということ、ぜひ庁舎内でも検討していただきたいと思えます。

また、町長や議長とか御苦労いただいて、国や県に申入れとかもしていただくんですけども、議会のほうでも特別委員会、対策委員会を立ち上げるというふうに聞いていますので、その情報の共有をしっかりと、私も今後ともこの問題、やっぱり頑張ってほしいという町民の声も受けて、今後とも引き続き取り組んでいきたいというふうに思います。

それでは、次の地下水保全についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん、(3)番は割愛ですか。

○16番（小林久美子さん） そしたら、すみません、もう一回言います。

3番の、国はTSMC誘致に5,000億円を投じていますよね。先ほどちょっと触れたつもりだったんですけど、この進出に関連して渋滞問題が深刻化しているのであって、県と関連市町村で対策を具体化し、国が予算措置を講じるよう働きかけができないかということで答弁をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 御質問にお答えいたします。

今回の議会で6月5日に知事に対する要望というのがいろんな形で答弁させていただいておりますので、少し経緯も含めてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、今回の要望につきましては、吉本町長と福島議長からの提案でございます。今回の要望についてはポイントがございます。まず1つは、菊陽町と合志市、広域的に要望を行ったことでございます。基本、町村会であったりいろんな協議会であれば、複数の市町村での要望というのがございますけれども、こういった形で菊陽町と合志市という2つの町が同じ課題を持って要望をするというのは、なかなか珍しいことでございます。しかも、議長、首長、それから地元の県議会議員が一体として要望されたということは、私も3月まで県におった立場からいくと、かなり大きなインパクトがあったんだろうと思っております。

それは出席者を見ても一目瞭然でございまして、知事だけではなくて、両副知事、それに商工部長、土木部長、まさにフルラインナップで今回要望を受けたということでございます。それは、今回のこの渋滞対策に対する県の思い、そして国に対する働きかけを今後強く考えていきたいという表れではないかなと思っております。

要望の内容につきましては、これまでも幾度となく答弁しておりますので、繰り返しになるかと思いますが、これまで県が発表しております渋滞対策の加速化、またその財源を実現するための社会資本整備交付金あたりの重点配分、それからこれまでにない視点でのさらなる渋滞対策、それとソフト対策等が主な要望でございました。

その中で、知事のほうからの回答でございますけれども、まず、これまでの事業の加速化については、これはもうもちろんのことでございますが、早期に整備効果が発現できるように取組を加速化するということではっきりお答えされております。

また、交付金等の重点化につきましては、既に国への政府要望において、道路整備に必要な財政支援、交付金配分等に係る特段の配慮を国土交通大臣に要望してきたこと、また今後もあらゆる機会を捉えて国に対ししっかり要望していくことを述べられております。

また、さらなるこれまでにない渋滞対策についてでございますが、これは先般新聞にも出ましたがソニーの土地取得決定を受けまして、これは担当部局であります土木部に情報収集をしながら早急に検討を具体化するように指示をしていると、できる限り早く計画をお示しできるよう取り組んでまいるといような答弁をされております。

その中で、その後の意見交換でうちの吉本町長といたしましては、今後の新たな加速化、要するに新たな対策といたしまして、これまでにない、私の表現でいきますと異次元の渋滞対策

をぜひしてほしいというような提案をしております。

先般の答弁でも、井芹部長が答えておりますけれども、その中身というのは、現在南北道路の強化として菊陽空港線、また今後県が検討を進めております合志インターチェンジアクセス道路の南北道路と、またまさに今多車線化が進んでおります大津植木線、これは単純にタッチをさせるだけだと渋滞が渋滞を呼ぶような形にもなりますので、ここが異次元の渋滞対策という形で、立体で交差してほしい、またはアンダーパスをしてほしいというような要望をされております。

私は、県から今回副町長で参りましたけれども、この2つの提案が、この計画、知事が今後近いうちに定めるように指示した計画に盛り込まれるよう、しっかり頑張っていきたいと思えます。そういった形で、何を言いたいかと申し上げますと、国であり県であり、今回の取組について最重要課題としてしっかり取り組んでおります。私たちも今後、適時適切なタイミングでしっかり要望活動をしながら、この進出効果の最大化が、課題の最小化を図りながら最大化が図られるよう、一生懸命頑張っていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 副町長ありがとうございました。3番目がちょっと抜けていました。私たちは、この議会でもそうですけれども、建設課長からは、いろんな道路が予備設計の段階で、ルートをこれから決定していくんだというしか説明を受けてないものですから、本当に県はこの状況が分かって、ちゃんと対応していただいているのだろうか、どうしても懸念をします。

今、お話がありましたように、県も近隣の町村も中心に、やはりこれだけの大規模な、世界的な企業が来るわけですから、その周りの環境整備も非常に大事だということを、町長も副町長も、また議長も一緒になって要望していただきたいと思えます。

そこで1つ、昨日パーク・アンド・ライドのところで答弁で、どれだけの広さにするのかは、これからそういうのはまた設計したら分かるんでしょうけど、例えばアスファルトだと18億円、砂利だと11億円というような答弁があったんですが、これは5,000億円も国は工場誘致に投資するんだから、こういうところもお金を出せるんじゃないかと私は率直に思いましたが、副町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今回の、今パーク・アンド・ライドの話があったかと思えますけれども、これを実現するためには、その前の事業効果というのをやっぱりしっかり示していく必要があらうかと思っております。

今回UXプロジェクト事業におきまして、去年は1日だけの残念ながら実施でございましたけれども、今回2か月以上のある程度長期間で通勤バスの実証実験を行われます。その中で、パーク・アンド・ライドをぜひ盛り込んでほしいということを今強く要望しているところでご

ざいます。まさに運動公園のところでございます。そういった事業効果をしっかり見極めながら、しっかりとした形で要望をしていきたいと思っております。そのためには、まずやっぱりその効果をしっかり測定することが必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） いろいろ議論の経過を聞いてよかったです。

そしたら、次の地下水保全について質問します。

地下水涵養推進に関する協定書が結ばれましたが、この協定で採取量と同じ量の涵養が担保されるのかについてお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） おはようございます。

それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

今回の協定につきましては、立地企業、立地自治体、関係団体において、JAS Mの地下水涵養の取組体制が構築されたことを明確にお示しすることを目的とした包括的な協定となっております。今後、地域の農家の皆様をはじめJA、農業生産法人、おおきく土地改良区などの関係者と信頼関係を構築しまして、地下水涵養の具体的な仕組みを整えてまいります。

地下水涵養指針については、現在県の有識者検討部会で議論されており、現在採取量の1割程度の涵養量が、採取量と同程度、つまり100%以上の涵養量に今後改定される可能性があります。既に本町に立地されるJAS Mに関しましては、昨年4月の立地協定締結の際に、地下水採取量の100%以上の地下水涵養を明言されていच्छゃいます。その100%の地下水涵養の実施に向けて、本協定締結により、JAS M、熊本県、菊陽町、水循環型営農推進協議会、くまもと地下水財団の5者でしっかり取り組んでいく体制が明確となっております。

今後、涵養の取組に関しては、これまでの水張り事業だけではなく、実際に農家の皆さんにお米を作っていただき、それを企業が購入する形での水稻による地下水涵養促進など、関係者で新たな仕組みの構築と信頼関係の醸成に取り組んでおります。

これまで1年以上の議論の成果として、おおむねの仕組みは徐々に見えてきておりますので、今後その具体的な仕組みが固まりましたら、議会をはじめ町民の皆様にもその内容を御説明する機会をつくりまして、地下水に対する御心配の解消につなげてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 私もこの協定書は見せていただいたんですが、あまり具体的なことはこの協定書の内容としてはなかったかなと思います。協定書の主な内容としては、熊本地域における地下水涵養対策について当事者が協力して取り組むと、また別途定めるとして、具体的な内容は協定書に記入はされていませんよね。いつまでに具体策を出していくのか、お聞き

します。

また、ちゃんと協定が守られてない場合のチェック体制なんかはどういうふうを考えておられるのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） では、今いただきました2つの御質問、いつ頃までにその仕組みをお示しできるのかという点と併せて、この協定が遵守されなかった場合の罰則、監視体制というような御質問かなと思っております。

1つ目の今後具体的な仕組みをお示しする時期といいますのは、先ほども答弁で申し上げましたとおり、農家や地域の皆様方の理解を得ながら進めていきたいというふうに考えております。今後、J A S Mが地下水を採取していく時期も近づいてきておりますので、その時期までにはある程度の仕組みをお示ししたいというふうに思っておりますので、工場が動き始める時期までにはお示しできるものというふうに考えております。

また、その際は、今J A S Mのほうで地下水採取量が1日1万2,000トンということをおっしゃっておりますが、その量につきましても正確なものが出されるというふうに考えておりますので、採取量が明確になるとともに、地下水の涵養量もこれぐらいできますというようにところを、しっかり議員の皆様や地域の皆様に御提示いたしまして、地下水に対する心配を払拭してまいりたいというふうに思っております。

それと、この協定が遵守されなかった場合ということなんですが、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、今回の協定につきましては、あくまで地下水涵養の仕組みをしっかりとやっていくという団体5者が締結したということになっております。なので、これが守られないとなりますと、この5者のうち誰かがこの協定をやらなくなった場合ということぐらいしか考えられませんので、そういったことはないというふうに思っておりますし、そういう事態になれば、すぐ皆様目にするような、目の当たりにするような形になると思いますので、そういった形でこの協定は遵守されていくものというふうに考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） なかなか地下水といっても目に見えないものですから、いろいろ涵養していくといいましても、本当にどこまで、涵養面積はどうか、どこまでちゃんと地下水が守られるのかというのは、ちょっと私自身は今の段階ではよく分かりません。具体化したらまた教えていただくということだと思いますが、私、もう一つの、これはちょっと質問には入れてないんですけど、私はこれはまだ整理はされてないんですけど、T S M Cあり、ソニーあり、セミコンあり、その周りにまたいろんな工場が集積する中で、農家、農業はだんだん減っていきますよね。だから、その工場の広がり、農家の今まで水を蓄える、地下水保全に非常に大きな役割を果たしたその関係というのが今後どうなるのかというのもちょっと問題意識を持ってまして、それはまた次に考えていきたいと思いますが、そういう視点でもぜひ行政の

ほうも見ていただきたいというのは、これは要望です。

それから、この協定については、熊本県、菊陽町だけではなくて、地下水の管理計画の主体である11市町村と取り交わしてほしいと私は思っていますので、これも提案です。

次に移ります。

次は、半導体工場の集積については、有機フッ素化合物の環境への負荷が懸念されるということで、工場周辺の地下水、大気の調査はされているのか、その結果はどうかとしています。

この前、この6月議会で、有機フッ素のこの化合物の検査は、熊本県が今年度を実施するという答弁でしたけれども、熊本市の水質検査などでこれだけ公表されているのに、県はいまだに実施していないのか、この点についてもお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えします。

有機フッ素化合物は、半導体製造過程以外でも、泡消火剤、撥水剤などに活用されてきました。既存半導体工場では、有機フッ素化合物を使用し製造が行われている可能性があります。有害物質の届出には、水質汚濁防止法により有害物質貯蔵指定施設の設置は届出が義務づけられております。使用について、現在の基準では届出の義務がなく、把握することはできません。

次に、地下水、大気の調査については、まず地下水調査につきましては、今年度熊本県が調査を実施する予定ですので、本町でもその状況をしっかり注視してまいります。

また、大気の調査につきましては、大気汚染防止法で、揮発性有機化合物排出施設の設置は届出が義務づけられております。今年度、大気汚染物質の調査を熊本県により、本町の菊陽北小学校内に機械を設置し調査が開始されます。これらの情報を県と町が共有し、法令等の基準を遵守しながら、常に監視することで、環境への負荷をできる限り軽減できるよう取り組んでまいります。

以上でとなります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 有機フッ素化合物、中身も少し説明したいと思ったんですが、副町長にお尋ねしますけど、熊本市で昨年10月の水質検査の結果がありまして、井戸からこの有機フッ素化合物が出たんですけど、その熊本市なんかは検査をした、これは政令市だから検査をしたのかどうか分かりませんが、熊本県はそのことを聞いて、実施するというようなことは県としてはされてなかったのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） ただいまの件についてはあまり情報を得ておりませんが、基本は、熊本市のほうに放流をされたということで、その放流された場所として熊本市が調査をしたものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 突然で申し訳ありませんでした。また分かったら教えていただきたいと思いますが、この有機フッ素化合物は、もう皆さんも御案内のように、有機物質中にフッ素原子が含まれている広範な化合物を総称した言葉です。今、国内でも非常に問題になっています。その代表的な物質が、PFOSとPFOA。これは1930年代でアメリカで人工的に開発され、50年代に商品化されています。水や油をはじく、熱に強いなどの性質があって、先ほど課長が答弁していただいたように、撥水剤や乳化剤、泡消火剤など広い用途に使用が広がっています。これは、一般的にはこの種類というのは4,700種類以上というふうに言われています。永遠の化学物質で、健康被害も起こすというような内容です。

時間の関係もありますのでこれ以上は言いませんけれども、一番心配なのは、日本の場合はこういうところがかかなり甘いんですね。そういうまだ規制もちゃんとできてない。法的に問題がないと言われるんですけども、その法律そのものが排水の水質を規制する項目とか入っていないというような問題があります。

ただ、今回TSMCが進出しますと、半導体製造には大量のきれいな水とPFOSの使用が欠かせない。こういう半導体のもともとの性質がありますので、やはり排水の問題、また大気の調査はするということでしたが、水質や土壌の問題などもこれからしっかりと行政としても勉強していただいて、対応をお願いしたいというふうに思います。

それで、今後いろんな調査なんかをされた場合も、結果をしっかりと情報公開とかしていただきたいと思いますが、3番に移ります。地下水保全の3ですね。

地下水保全条例の締結と徹底した情報公開が必要ではないかとしています。そういった背景には、今お話をしました、なかなか日本の場合はこういう基準があまりちゃんとしてないということがありますので、地下水や大気の調査などをされたら、しっかりと情報公開などもしていただきたいと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えします。

御質問の中に地下水保全条例もありますので、一緒に述べさせていただきます。

令和5年第1回議会で答弁もしておりますが、熊本県地下水保全条例では、第5条の2の地下水の保全のための協働の取組としまして、当該地域の市町村、事業者等と連携し、及び協働して、当該地域の地下水の保全に関する対策に総合的に取り組むための計画を定めるとともに、その計画を効果的に実施するための体制の整備を促進するものとするがあります。

条例にもありますように、熊本県より地下水の保全に関する対策を推進する必要があると認められた場合には、熊本県及び関係事業者等と連携、協働し、体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

また、情報公開につきましては、今後調査結果が出た場合、ホームページ等で迅速かつ正確に公表できるよう、関係団体とも連携し、取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 協定はなかなか締結できないということですよ、結論としては、今の段階では。

やはり、TSMCなんですから、ほかの同僚議員の答弁では、混合物については企業側で水処理をする計画で、この企業は世界的な実績のノウハウを持っているということなので、大丈夫だとか、世界的にもそういう実績を持っているんだという答弁がこの6月議会でもなされました。

しかし、どのような有機フッ素化合物を使用しているのか、この把握できてないですよ。先ほどの答弁でも、例えば既存のソニーとかでも、どういうのをしているのかは別に公表しなくていいということになっているので、町としてもつかんでないということだから、今回新しいTSMCが来たときも、こういうのをどれだけ会社で使うのかは、今把握するその法的なのはないということの理解でいいのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えします。

ただいま御質問ありました有機フッ素化合物ですけども、有機フッ素化合物以外にフッ素化合物というのもございます。現法律の水質汚濁防止法に基づきまして、機械を設置する場合は、フッ素化合物につきましては届出が必要になっておりますが、有機フッ素化合物についての届出の義務が今現在ないということになります。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） そうですね、今、だから日本ではいろんなことが把握しなくてもずっと通っていくとか、企業がどういうのを使っても、そこまで把握しないという現状なんですけど、ただ、工場から出た排水は下水道を通過して、北部浄化センターで処理されて、河川に放流するという、これも6月議会で答弁がありました。

もちろん、TSMCの進出は、もう国、県を挙げてやられていますから、経済効果や雇用の拡大などの期待も大きいのは、私も十分分かってます。毎日のように、今日は何かフランスベッドの会社が、台湾から来る人のために何かそういう事業をするんだみたいな、だから幅広いということは十分理解しています。

しかし、半導体の製造には、大量のきれいな水とPFOSの使用が欠かせないのも事実です。この4,700種類ぐらいあるそのPFOSの中で存在する、規制されてるのは僅か2種類しかないんですよ。だから、排水の水質を規制する項目にはPFOSは今入っていないという問題がありますので、極論すれば、今工場を建てたら、どれだけそのPFOSを排出しても、法的には問題がないというようなことになります。でもこれでは、100万人が利用している地下水を守ることが本当に大丈夫かと私は懸念を持っています。

今後、こういう問題はもちろん起きないのが一番いいのですが、やっぱりしっかりと注目していくとか、監視をしていく。また、もし何かあれば、そういうこともしっかりと情報を町民にも伝えていく、このことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時51分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 皆さんこんにちは。今回初当選いたしました議席番号1番の鬼塚洋と申します。

今回はお昼の忙しい中、このように多数の皆様が議会傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

このたび、町をもっとよくしたい、ずっと暮らせるまちづくりに取り組みたいとの思いで菊陽町議会議員を志しました。そして今、この思いがかない、この場に立たせていただいております。今回の議員の中では最年少ではありますが、地元で弁護士として10年間、様々な問題解決に取り組んできた経験を生かし、行政に対してしっかりと町民の皆様のお声を届けていく所存です。

また、先月8日に一部改正施行されました地方自治法において、多様な層の住民が参画し、住民に開かれた議会が実現できるよう、地方議会の役割や議員の職務などが法律上明確化されました。議会は、住民自治、すなわち住民の皆様がその地域の政治や政策決定に参加していくための基盤です。そして、真にそのような議会であるためには、住民の皆様が議会に対する理解や関心、そして信頼が不可欠です。菊陽町議会に所属する一議員として、議会がより一層の信頼を得られるよう、積極的な議会活動と情報発信に取り組んでまいります。

お手元の資料にありますとおり、今回私が質問させていただく事項は3つです。以下、質問席にて質問をさせていただきます。

1つ目は、選挙についてです。

まず、質問の趣旨を簡単に申し上げます。

私たちは、家族や地域、学校や職場など様々な集団に属しています。そして、私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙となります。

しかしながら、昨今の投票率の低下や地方議員の成り手不足の問題が示すとおり、そうした

重要な制度であるべき選挙は、今や十分に機能しておりません。これも時代の流れと片づけるのは簡単ですが、この発展する菊陽町、その発展の中で生まれる様々な課題を解決すべき立場にある代表者は、町民の皆様からの十分な信任を受ける必要があります、それがさきに申し上げた住民自治の表れと言えます。

以上のことから、今後町においてより実効性のある選挙を実現すべく、選挙について質問をさせていただきます。

なお、御回答に当たっては、傍聴席の方も理解をしやすいよう、できる限り一文を短く、簡潔にお答えいただけると助かります。

まず(1)について、今回の菊陽町議員選挙の投票率は、同時期の選挙、5市町村長選と12市町村議選の中、最低の44.48%でした。この投票率の低さについて、町はどのように原因を分析されておられますか。

なお、先日の西本議員の質問に対し、天候や選挙における争点、政治への関心の薄さも原因にあると答弁いただきましたが、その他の原因もあれば、御回答をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えします。

町議会議員一般選挙の投票率は、平成27年が49.36%、平成31年が46.01%、今年4月執行が44.48%と推移しており、2回連続で減少しています。原因分析につきましては、鬼塚議員からもありましたように、西本議員の一般質問でもお答えしましたが、全国的に政治への関心が薄らいでいることや、本町におきましては、ほかの年代と比較して投票率が低い10代から40代にかけての若い方の割合が多いことなども影響しているものと考えております。

また、投票率自体が低いことにつきましても、他市町村と比べて若い方の割合が多いことや、急激な人口の増加に加えて、都市化が進んでいることも要因と考えております。

選挙管理委員会としましても、投票率の低下、低さは課題として捉えておりますので、引き続き啓発活動に努めるとともに、新たな取組につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今回の町議選においては、期日前投票の期間も含め、5日間全て天候に恵まれておりました。また、今回の町議選は、過去4回の町議選の中で最も立候補者が多く、それに伴い、選挙の争点や選挙の公約も多岐にわたっていたと考えます。

一方で、過去6回の町での選挙においては、世代別の投票数は、10代が約32%、20代が約25%、30代が約34%、40代が約43%と、世代平均である約47%を全て下回っております。このことからすれば、今回の町議選の投票率の低下は、ひとえに若い世代を中心とした選挙に関する関心の低さ、政治への関心の低さにあると考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、ただいまの議員の質問にお答えをいたします。

やはり若年層の投票率の低さということではありますが、あるデータによりますと、選挙に行かない理由として、その町の豊かさというのが挙げられているそうでございます。菊陽町に照らし合わせてみますと、やはり若い方々がこの菊陽町にある程度満足していらっしゃるという見方もあろうかというふうに思います。

ただその一方で、やはり低いということでもありますので、どういった手法でその若い方々も含めた菊陽町全体の投票率を上げていくのかということになりますと、議員が先ほど冒頭おっしゃいましたような情報発信が一番だろうかというふうに思います。

総務省の調べによりますと、投票動向といたしますと、投票日の当日、それと前日に大体約3割の方が投票を誰に入れるのかというのを決めるようでございます。そのようなデータがあるということですので、そういうことも踏まえてみますと、やはり私、個人的なSNSも含めて、情報発信は必要なかなというふうに思います。

そして、町も今どのような動きになっているのか、特に議員の方々から今たくさんTSMC、道路の問題、様々な問題をいただいております。そういった問題の解決としてどういった形で進んでいるのかというのを、町もしっかりと発信をしていきながら、特に選挙におきましては、皆様に興味を持っていただけるような取組をしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今町長からも御答弁いただきましたが、町としても、今回の投票率の低さについては少なからぬ問題意識を持っておられるものと考えます。

私個人としても、選挙という重要な意思決定において、少なくとも有権者の過半数である50%、これを超える投票率がなければ、選挙としての意味合いはないと考えております。今回の町議選で言えば、投票率は44.48%であり、50%には約5.5%足りておりません。この5.5%を投票人数に換算すれば、選挙当日の有権者数が3万3,576人であったことから、約1,850人が足りてないということになります。若い世代を中心に、御夫婦お二人とも投票に行かれなかったとして、約925世帯。簡単なようで難しい数字です。

以上を踏まえ、(2)の質問に移ります。

町ではこれまでも期日前投票の実施や選挙に対する啓発活動等、投票率の向上に向けた取組を行われております。しかしながら、これまでの選挙結果が示すとおり、そうした取組は残念ながら投票率の維持や向上に十分寄与しておりません。はっきり申し上げて、このまま従前の取組を続けたとしても、次回の投票率は今回の投票率をさらに下回るものと考えております。

そこで質問ですが、今後町においては、これまで実施していない取組として、①選挙運動期間前、②選挙運動期間中、③投票日当日の各期間においてどのような取組を考えておられますか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えします。

選挙管理委員会では、現在投票率を高めるための取組として、町広報紙やホームページ、菊陽町公式LINE、選挙チラシ、選挙公報の発行、街頭啓発活動、大型店舗での店内放送、防災行政無線での呼びかけ、公共施設や地域公民館への啓発ポスターの掲示、18歳と19歳の有権者には個別に啓発はがきの郵送、成人式での啓発などといった取組を行っているところであります。また、近年は、町民センターや各地域公民館等への選挙啓発用のぼり旗の設置や来場者カードの配布などの新たな取組を行っています。

選挙管理委員会としましては、投票率向上につながる啓発活動の在り方を引き続き協議し、また他市町村の事例も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） まず、①の選挙運動期間前の取組ですが、これは次の選挙に向けて、今というか、今日からでも取り組んでいけるものです。例えば、町民の皆様に対して選挙に関するアンケートを実施し、なぜ投票に行ったか、行かなかったかの詳細な原因分析を行う、町のホームページに選挙の特集を継続的に載せるなど、町民が選挙制度にもっと興味、関心を持ってもらう取組を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えいたします。

アンケートにつきましては実施する予定はありませんが、6月1日の熊本日日新聞に掲載されておりましたが、4月の統一地方選挙に関しアンケートを実施されています。643名の方が回答されていますが、その中で、投票しなかった理由は何ですかという問いに対しまして、一番多かったのは選びたい人がいなかった、2番目がその他、3番目が誰を選べばいいのか分からなかったとなっております。

また、何が改善されれば投票しますかという問いに対しましては、一番多かったのがインターネットを使った投票、2番目に多かったものが候補者の政策や公約などの分かりやすい掲示、3番目に多かったのが議会活動を活発化、存在意義の向上、その次に投票率の増加、その次に選挙運動や期日前投票時間の長期化などといった回答となっております。

これらを参考に、選挙管理委員会としましても投票率アップにつながる効果的な啓発を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 検討いただくとおっしゃいましたけれども、私個人としては、町自身としても、やっぱり一番投票率が低いところですので、しっかりとアンケートを取るなりして原因分析を図っていただければと思います。

次に、②の選挙運動期間中の取組ですが、これはやはり期日前投票の拡大に尽きると考えます。期日前投票については、令和元年8月15日開催の第199回の国会において安倍晋三元首相が、期日前投票は、選挙人の投票しやすい環境を整える上で重要であると、その有用性について答弁しております。現に、前回の町議選においては3,741人と全体の約13%、今回の町議戦においては4,200人と全体の約16%が期日前に投票しております。今後、町民が集まる場所や町民が行きやすい場所に投票所を設ければ、さらに投票者数が増えることは疑いがないものと考えます。

一方で、先日の町の答弁においては、商業施設への投票所の設置に関し、スペースやプライバシーの問題、事務の負担などを理由に、設置は困難であるという方向の御回答をいただいております。

そこで質問ですが、例えばそもそもゆめタウンやカーリーノ菊陽、その他の商業施設との協議自体は行っておられるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えします。

西本議員の一般質問の際にも説明させていただきましたが、公職選挙法では、選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならないとされており、選挙当日の投票が原則であり、期日前投票は、投票日当日に投票に行けない事由がある場合に、期日前投票所で投票ができる制度となっております。

また、本町では菊陽町役場のほかに、西部地域の利便性を向上させるため、光の森町民センターでも期日前投票を実施しているところです。

商業施設内への期日前投票所の設置につきましては、これも西本議員の一般質問でお答えしましたが、商業施設におけるスペースの確保、投票所におけるプライバシーの確保、投票事務オンラインシステムの構築、システム障害時における選挙人名簿照合や二重投票防止対策、投票箱、投票用紙の管理や立会人、事務従事者などの人的体制の確立などといった課題がありますので、現時点では考えておりません。このため、現在は商業施設との協議などは行っていないという状況になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今、商業施設での期日前投票は今のところ実施される予定はないと御答弁いただきましたが、繰り返しますが、やはり菊陽町は投票率が最低の町であります。ほかの町が、やはり期日前投票を実際に商業施設で行っている市町村もある中で、一番投票率が低い菊陽町としては、ぜひとも実施をしていただきたいと思います。

繰り返し申し上げますが、投票率の低下は喫緊の課題です。町にも様々な事情があることは理解できますが、ぜひとも期日前投票の拡大に努めていただきますよう、切にお願い申し上げます。

次に、③の選挙当日の取組についてです。これは②の期間にも活用できますが、他の市町村においては選挙割、すなわち投票所で申告すると受け取ることのできる投票済証明書や選挙の投票所での写真を、店舗、飲食店などで示すことで、店舗より様々なサービスが受けられるという制度が浸透しつつあります。現に昨年の熊本市長選においても、県内の大学生らでつくるNPO法人が主体となり、若い世代の投票率の向上を目的に選挙割を実施しております。このときはサービスを提供する店舗は飲食店が中心であり、コロナ禍の中、副次的に店舗の売上げにもつながっております。

そこで質問ですが、町はこうしたNPOや地元の商工会などと提携、協力し、このような制度に取り組むことは考えておられますか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えします。

選挙管理委員会では、現在投票済証明書に代わる投票所に来場者カードを配置し、投票された後、必要な方は持ち帰っていただいております。これを活用し、提示することで飲食店などでサービスをしていただくことは、選挙管理委員会としても投票率アップにつながる仕組みとして大変ありがたいことであると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） この選挙割については、商工行政も関わっている問題だと考えますが、商工振興課等の御認識はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

有権者の皆様におきましては、投票を促すことは町としても必要なことと考えております。議員が御提案された内容におきましては、いわゆる有権者の方に投票いただくための一つの動機づけの対策だというふうに考えているところでもございます。個人的には、投票率アップを、啓発活動や投票の利便性向上とはまた異なった視点から促すという新しいお考えだというふうに思います。

まずは、本日御提案をいただきましたことが、公職選挙法など法の趣旨も含めまして、法的、制度的に可能なのか確認をした上で検討するよう、担当課にも指示をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 選挙割の制度は、若い世代の方が中心に、自らの世代の投票率の向上を目的に自主的に発案されたものです。これはまさに若い世代の政治への参画であり、ぜひとも町において実施ないし御協力について検討いただきますようお願い申し上げます。

(1)及び(2)の質問を踏まえ、改めて町長にお尋ねしますが、町において、例えば次回の町議

選の投票率の目標を具体的に検討されておりますか。先ほど述べました少なくとも50%の投票率が必要であること、町長御自身の選挙においては51.45%と過去の投票率を上回ったことも踏まえ、御回答をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） ありがとうございます。私の選挙ということでございますが、やはり討論会というのは非常に大きな要素だったかというふうに思います。候補者3人が集まって、しっかりとお一人お一人の政策というのを町民の方々に発信をした。そしてまた、ネット上でも配信をされたというところは、非常に大きかったのかなというふうに思っているところでもございます。また、情報発信というところで、やはり私もすごく意識づけてやったというところはあろうかというふうには思います。

今後これが町会議員の皆様方の選挙というふうに置き換えてみますと、やはり学生の方で今ドットジェイピーという団体がありますので、そういった方々にある程度前からコミットしていただいて、やはり学生さん方にどういった形で皆様方の政策をお伝えするのかというのも一つの手法かなというふうには思います。ただそれは、各議員の方々がお一人お一人思うところがあるかというふうに思いますので、やはり何度も言いますが、鬼塚議員もおっしゃるように情報発信、これが非常に大きな要素だったかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 再度御質問いたしますが、例えば具体的な数値目標、努力目標等はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） すいません、忘れておりました。

やはり50%というのは目指したほうがいいと思います。ここは強く議員も先ほどからおっしゃっていますように、やはり民意というところで50%を目指すというところは念頭に置いていかなければいけないというふうに思いますけども、ただ行政がそこをどういった形でサポートしていくのかというのは、また課題になろうかというふうには思っております。一つの指針として、50というのは目指すところかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 具体的な目標をお示しいただき、ありがとうございます。

我々町議会議員としましても、積極的な議会活動、情報発信を行い、議会ひいては選挙に関する町民の皆様方の関心の向上に努めてまいります。

少し長くなりましたが、(3)の質問に移ります。

繰り返しますとおり、現在若い世代の政治に対する関心の低さ、それに伴う投票率の低下が

問題となっております。

一方で、学校教育現場においては、教育基本法の第14条、良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならないとの規定を踏まえ、これからの社会を担っていく子どもたちに、主体的に国家や社会の形成に参画するために必要な能力を育成する教育、いわゆる主権者教育の充実を含めた取組を推進するよう求められております。

そこで、町においても、これから有権者となるべき若い世代に対して、模擬選挙や選挙の出前授業、政治、特に町政に関するディベートなどを積極的に活用し、主権者教育の推進を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えします。

選挙管理委員会の取組としましては、選挙についての出前講座を行っており、その際に模擬選挙も行っています。ほかにも、中学校の生徒会役員を決める際の投票箱などの貸出し、成人式の際に選挙啓発チラシの配布などを行っています。

また、各小・中学校へ明るい選挙啓発作品コンクールへの募集を行い、ポスターや習字の作品を提出していただいております。これまでに本町からも多くの作品が表彰されております。選挙の際には、優秀な作品を啓発のためののぼり旗や来場者カードに印刷して活用させていただいております。保護者や児童・生徒から大変好評で喜ばれています。選挙に関心を持っていただくよい機会になっているのではと考えております。

引き続き、これから有権者となる世代に対して、選挙を身近なものとして感じてもらえるような取組を行ってまいります。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） それでは、続けて学務課のほうからお答えさせていただきます。

本町では、昨年度、次世代を担う子どもたちが、町の将来や日頃疑問に思うことを実際に議場で質問や提案することによって、町政や議会の仕組みなど政治を身近に感じることで、今後の住みよいまちづくりの主体者としての意識の高揚を図ることを目的に、平成23年度以来2度目の開催となる菊陽町子ども議会を開催しました。

選挙権年齢や成年年齢の引下げにより、政治や社会への参画がより一層身近なものになってくる中で、将来を担う子どもたちが、小学校・中学校の段階から行政や議会を身近なものとして関心を持つことは、主権者としての必要な資質、能力を身につけていく上で大変重要なことであり、教育的にも大変有意義なものであると考えているため、今年度も引き続き開催するところで計画を進めております。

また、自分の住んでいる町に関心を持つために、町の将来を主題とするディベートを取り入れた意見交換や学校ごとのプレゼンテーション交流など、新たな取組も検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 御答弁ありがとうございます。何事もやはり初めて行うには勇気が必要で、それは投票においても同じです。成人し、初めて選挙に臨む前に、模擬選挙などで投票の経験があるかないかは、その人の投票行動に大きく影響します。もちろん、こうした模擬選挙の実施などを学校現場に強制できるものではありませんが、今後、町の小学校や中学校に対し、できる限りそうした事業について御周知をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、私の所属する熊本県弁護士会においても、御希望であれば学校への模擬選挙等に伺っておりますので、この場を借りて御案内申し上げます。

次に、(4)の質問に参ります。

これはこれまでの質問と異なる被選挙権に関する質問ですが、その趣旨はこれまで同様、実効性のある選挙の実現にあります。すなわち、若い世代の選挙に対する関心のなさは、ひとえに同じ世代の人間が選挙に立候補していないことも原因にあると考えます。

ここ3回の町議選一般選挙においても、今回が立候補者22人中、40代が4人、前回は立候補者21人中、40代が3人、前々回が立候補者21人中、40代が6人、30代が1人。30代は、あちらにいらっしゃる当時の大久保議員ですが、ここ3回を平均しても、40代以下の立候補者の割合は64人中14人と、約22%にとどまっております。

その背景には、町議会議員の報酬の問題や勤務先における兼業の問題、子育てと議員活動の両立の難しさ、人間関係の広がり、選挙の説明会から立候補までの時間的な制約などがあると考えますが、やはり同世代の人間が立候補しているか否かは、投票する側の行動に大きく影響するものと考えます。

そこで質問ですが、過去の町議会議員選挙を遡っても、若い世代の立候補者が少ないことについて、町としてどのように考えておられますか。また、若い世代が立候補しやすい取組を町として実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えします。

若い世代の方が多く立候補され、様々な年代、多くの候補者の政策を聞くことで、有権者の方が投票に行きたいと思っていただくことは、大変よいことだと思います。

令和2年6月に公職選挙法が改正され、選挙公営の範囲が拡大されたことに伴い、本町の選挙においても選挙公営制度を導入しております。これにより、上限はありますが、選挙運動用自動車やビラの作成、ポスターの作成に係る費用を公費で負担しておりますので、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均などが図られています。結果として、若い世代の方が立候補しやすい状況になっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ありがとうございます。

一応念のため、誤解していただきたくないのは、決して若い世代の優遇を求めているわけではございません。さきに述べましたとおり、若い世代においては、やはりその上の世代の方と比較して立候補のハードルが高いことを踏まえ、立候補という機会の実質的な均等を図りますことをお願い申し上げ、この質問を終えさせていただきます。

一般質問は私で最後になり、行政、議会の皆様も大変お疲れかと思いますが、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

次は、2番の情報公開と住民参加についてです。

同じく質問の趣旨を簡単に申し上げます。

地方行政を円滑に実現していくためには、行政側がその地域に暮らす住民の意見をしっかりと吸い上げ、それを行政活動に生かしていくことが不可欠です。そのためには、行政側は住民に対し、その地域の実情や現在の行政活動の内容など、その持ち得る必要かつ十分な情報を提供していかなければなりません。そして、そこで得られた情報を踏まえ、地域の住民は行政の政策や計画、事業などの立案、決定過程に影響力を持って関わっていくこととなります。冒頭で述べました住民自治とは、こうした住民の行政への実質的な参加、いわゆる住民参加も包含しております。

ところで、現在菊陽町はT SMC等の進出等もあり、町として大きな変革期にあります。当然それに伴い、これまで多くの議員が質問いたしました渋滞問題はしかり、地下水、防災、防犯、国際交流など町として取り組むべき課題が山積しております。

こうした課題に対し、新たに町長となられました吉本町長のリーダーシップ、そして町長が掲げられた72の政策提言、以下提言と申しますが、これらを基礎として、行政の皆様は大変真摯に取り組んでおられます。しかし、その取組の是非を判断し、時としてこれをよりよい方向に修正していくためには、やはり町民に対する情報の提供が必要です。

そこで、(1)の質問です。なお、質問の第1文については、既に昨日の廣瀬議員の質問について、年度内に町長の後援会等を通じて説明される旨、御答弁いただいておりますので、第2文の提言を町のホームページや広報で報告する予定はあるかについてお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） こちらは(2)町のホームページで公開する予定はあるかというところですか。ごめんなさい。(1)の。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ちょっと説明が下手くそですみません。(1)の第2文のところの質問になります。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） ありがとうございます。開催方法についてというところではなくて、町のホームページや広報で公開する予定はあるかというところだと思います。御質問にお答えい

たします。

私の政治的信条を伝える政治活動の一環として開催をさせていただきますので、ホームページやSNSを通じて町民の皆様に公開をしていきたいというところでございますが、ただ町の政策、私の政策に関わらず、やはり総合計画というものの進捗状況、これからどうやっていくのかというところは、今まで後藤町長がやってこれたようなことはしっかりと引き続き行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ありがとうございます。やはり提言は、これを掲げる町長が町民の信頼を得て当選したことにより、既に町の行政の方向性を示す道しるべになっているものと考えます。今後も、よければ提言の動向について積極的に町のホームページなどで御周知いただきますようお願い申し上げます。

ところで、議会においても、住民の代表者である我々町議会議員は、行政側に対し様々な分野の一般質問を行います。そして、その趣旨は、単なる情報の確認にとどまらず、当該議員の思いや政策を行政側に提案することにあります。これに対し、行政側は、議員より提案を受けた政策の当否について答弁されますが、その多くが関係各所との協議、調査の必要性などを理由に、今後検討をするといった回答にとどまっております。

しかしながら、現状、その検討するという結果がどうなったか、議員はもとより、町民も即座に確認をするすべがなく、逐一担当部署に電話や来庁して確認するほかしかありません。これでは、町民に対する十分な情報公開を行っているとは言えません。

そこで、(2)の質問ですが、議会の一般質問に対する町の対応状況について、定期的に町のホームページや広報で公開すべきと考えますが、町はどのようにお考えですか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

議会の一般質問に対する町の対応状況を進捗管理することは、町としましてもよいことであり、必要であると考えております。今後、議会事務局とも連携し、公開の方法などについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 広報に当たっては、もう既に議事録等ができておりますので、実施に当たってそんなに時間はかからないと思うんですけれども、ある程度具体的な実施のめどを立てていただくことはできますか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） こちらの進捗管理につきましては、実施する方向で考えております。時期につきましては、体制が整い次第ということで考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 私としましては、できる限り早期の実現をお願いするところでございます。

一般質問に対する行政の対応状況については、隣の大津町でも町のホームページに掲載し、3か月ごとに更新をしておりますので、菊陽町においてもそうした取組を参考に、早期に広報やホームページにおいて公開していただきますようお願い申し上げます。

次に、(3)の質問です。

これは先ほどの選挙に関する質問でも申し上げた、若者の政治に対する関心の向上にも関わる問題です。町長の提言において、菊陽町若者会議を開催するとありましたが、その具体的な内容と実施予定時期について、どのように考えておられますか。

また、菊陽町若者会議については、他の市町村で実施されている若者議会に倣い、例えば会議で出た提案や提言を実現するための独自の事業予算を確保する予定はありますか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、議員の質問にお答えをいたします。

菊陽町若者会議の開催につきましては、現在、私のほうでいろいろなところで様々な年代の方々に御意見を聞きながら、どういった手法で実施すればいいのかというところを私なりに検討しているところでもございます。そのため、今の時点で具体的に開催予定等はお答えはできませんが、ぜひとも今年度中には開催をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、議員の御質問にある若者議会でございますが、例えば愛知県新城市のように、若者議会条例に基づき若者議会が開催をされ、予算提案権を持ち、政策立案したことが市議会の承認を得て市が実施するものと認識をしておるところでございます。私が考えております菊陽町若者会議というものは、議会という形ではなく、例えば若い方々の有志に集まってもらい、グループワークなどを開催しテーマを決めた中で、本町の抱える課題や必要な施策、これからどう取り組んでいくとよいかなどを若者らしい発想で考えていただき、そしてまた提案をしていただく場をとという形でイメージをしているところでもございます。

なお、いただいた御意見は、私が進めてまいります、全ての町民の皆様が笑顔で幸せで誇れるまちづくりの施策の参考とさせていただきたいというふうに考えているところでもございます。もちろん、若者会議で提案をされました施策を事業化するに当たりましては、議員の皆様や地域の様々な分野の皆様方の御意見をお聞きをしながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 他の自治体の事例もお調べいただき、ありがとうございます。まさに今御答弁いただいた愛知県の新城市の新城市若者議会については、私もぜひ菊陽町でも実施できればと考えているものでございます。

この新城市の若者議会においては、繰り返しますが、独自の予算提案権を持ち、若者らが自ら政策を立案し、市長への答申、市議会の承認を得て、駅前の地元商店街を盛り上げる取組や、外国人との共生を図る取組、ふるさと納税のリニューアル、図書館のリノベーションなど、様々な事業を実現しております。この議会もあくまで一例ではありますが、全国ではこのように地域の若い力を活用し、若者による住民参加を実現している自治体が数多くあります。これから菊陽町を引っ張っていく若い世代、町におかれましても、そうした若い力をより一層行政に生かしていく取組について、ぜひとも御検討をお願い申し上げまして、最後の質問に移ります。

最後の質問は、国際交流についてです。

同じく、質問の趣旨を申し上げます。

昨日の議会で、町の外国人人口について御説明いただきましたが、現在、町には約560名、町の総人口の約1.3%に及ぶ人数の外国の方が暮らしております。また、TSMCなどの外国企業の進出により、今後その人数はさらに増えていくことが予想されます。

そうした中、町の自治会においては、ごみ出しの方法や夜間の騒音など、外国の方の生活マナーを不安視する声も上がっています。しかし、国籍が異なれば、文化や生活習慣も当然異なります。自治会におけるそうした問題は、ひとえに外国の方が日本の生活マナーを十分に理解できてないというよりも、むしろ町や自治会が生活マナーを十分にそうした外国の方に伝え切れていないということにあると考えます。

国籍は違えど、住む地域は同じ。外国の方も地域住民の一人として、一緒に菊陽町を盛り上げていくべき立場にあります。そして、そのためには、大前提として自治会と外国の方が共にお互いを知り、連絡や交流ができる環境をつくる必要があります。

以上を踏まえて、(1)の質問です。

外国の方が海外より転入した際、町はそれらの方々に対し、転入先の自治会に関する情報などの程度提供されておられますか、御回答ください。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

地区への転入があった場合、外国の方に限らず転入者に対しては、転入手続の御案内の際に、お住まいの地区の自治会名、区長、自治会長のお名前、住所、連絡先をお伝えしています。また、外国の方の各自治会への加入状況につきましては、町では把握しておりませんが、今回、外国の方が多く住まわれている6つの地区の自治会に確認いたしました。その結果、自治会に加入される方はほとんどいないといった状況でございました。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 国によっては、そもそも自治会という制度がない国もあると思いますが、町は自治体という制度をどのような形でその転入された外国の方に説明されておられますか。

失礼いたしました。今申しあげました最後の「自治体」というのは、「自治会」という言葉の誤りであり、撤回を申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） お答えします。

まず、外国籍の方が転入手続をされる際、これは日本人の方と同様、ごみの分け方、出し方の冊子、ごみ収集カレンダー、そういったものをお渡しします。それに加え、外国籍の方の場合は、先日の一般質問でもお答えしましたが、外国の方々のための生活ガイドを町ホームページ上で閲覧できるQRコードを配布しております。

お尋ねの自治会に対する紹介についてなんですが、そのときに転入時のお知らせの文書で、自治会名、自治会長のお名前、御住所、連絡先の電話番号を御案内したものを配布しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 特に窓口でパンフレットなどは配布されておられないんですか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） はい、配布しておりません。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 話は戻りますが、町として外国の方の自治会の加入率が低い原因についてどのように考えておられますか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） 先ほどお答えしましたが、各地域では実際外国人の方が自治会に加入してないという状況でございましたので、町としましてもこのことにつきましては課題として捉えまして、今後自治会へ加入していただけるような仕組み、取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 自治会については、残念ながら地元の日本の住民の方の加入率も低い現状でございますし、なおのこと外国の方もやっぱり加入してない状況でございます。自治会に加入するかどうかというのは、そこに来られた外国の方が町で住みよい生活ができるかに大きく関わってくる事項だと思いますので、ぜひとも自治会の加入の推進をよろしく願いいたします。

例えば滋賀県の長浜市など他の市町村においては、自治会の加入促進に向けてパンフレットを作成しております。ここにありますが、日本語のパンフレットに加えて英語のパンフレット、中国語のパンフレット、スペイン語などもありました。

町におかれましても、こうしたパンフレットなどをできれば作っていただいて、転入したときにすぐに外国人の方に自治会の内容等を示せるよう、情報の公開、御周知をお願いいたします。

やはり外国の方が最初に頼るべき窓口は、まさに役場になります。一人で来られた外国の方、とても不安な方もおられます。どのような情報を提供していくかというのはとても大事な事柄になりますので、繰り返しますけれども、そうした試みをよろしくお願いいたします。

次に、(2)の質問です。

先日の矢野議員の質問に対する答弁では、町に転入してきた外国の方に対し、区長の連絡先と転入先の自治会の情報をお伝えしていると回答いただきましたし、今も御回答いただきました。

では逆に、自治会の区長や役員の方が、転入してきた外国の方々と何か連絡等をしたい場合に、その情報を知り得る手段はあるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

先ほどもお答えしましたが、転入手続の際に、お住まいの地区の区長、自治会長の連絡先をお伝えしておりますので、本人からの連絡により把握できるものと思われま。また、近隣にお住まいの方のお話などから知ることもあると思われま。現状としては以上のようなことになっております。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 昨日の一般質問でもここら辺が問題になったと思うんですけれども、外国の方が連絡するわけではなくて、自治会の側から何か話をしたい外国の方がいらっしゃる場合に、そうした外国の方の情報を知り得る手段があるのかどうかというところについて御回答をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） 申し訳ありません、もう一度質問をよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） すいません、ちょっと質問が下手くそで。じゃあ、私からの提案も併せて、改めて質問いたします。

自治会の区長や役員の方が、転入してきた外国の方々の情報を知り得る手段があるのかという質問ですけれども、もちろん国籍を問わず、町が自治会も含め住民の個人情報を把握するためには、個人情報保護等法などの規制があります。例えばなんですけれども、町が外国の方が

転入ときに、その方の同意や承諾を得て、その方の国籍や住所、連絡先など最低限の情報をそのお住まいの自治会、区長に限ってもいいんですけども、そういう区長に限って提供するなどの方法は検討いただくことはできないですか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） ただいま御提案がありましたようなことにつきましては、私どももそういった対応が必要であるというふうに考えておりますので、今後そういった対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 区長ら自治会の役員の方が、そこにお住まいの外国人の方と交流しようにも、その方の住まいや連絡先が分からなければ何もできませんし、国籍についても、その方の国の文化を知った上で、やはり交流したほうがいいですし、重要な情報になります。町としても、先月29日に外国人相談窓口を設置されたとのことですので、そうした窓口と連携し、自治会と外国の方が相互に連絡を取り合える体制の構築に努めていただければと思います。

続けて、(3)の質問に移ります。

外国の方がお住まいの自治体に溶け込んでいくためには、双方が交流する場が必要になります。そこで、そうした外国の方々との交流をする場として、自治会の公民館や町民センターを活用すること、またその際の使用料の拠出についてどのように考えておられますか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

町では、外国の方とのコミュニティーづくりに向けた講座として、今年から中央公民館で外国の方向けのくらしの日本語教室、日本人向けのやさしい日本語の話し方教室、どなたでも参加できる台湾を学ぼう教室を開催します。ほかにも、西部町民センターではキッズイングリッシュ教室、三里木町民センターではやさしいハングル、台湾日常会話教室、キッズイングリッシュ、ふれあいの森研修センターでは台湾発見講座なども実施しています。

また、5月29日から、役場において外国人相談窓口を開設しておりますので、外国の方のニーズを聞き取りながら、自治会の公民館や町民センターに限らず、外国の方との交流が深まる取組を行ってまいりたいと考えております。

御質問のありました外国の方と地域の方との交流を町民センターで行う場合の使用料への支援につきましては、現時点では、町民の公平性を保つためにも、特別な対応は考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 私が伺った限りでは、今月の3日より、近くの町の中央公民館において、町に暮らす外国の方を対象に暮らしの日本語教室が実施されています。毎週土曜日に実

施され、2か月で合計8回、受講料は合計1,600円と非常に安価な値段設定になっております。

しかし、現在の参加者数は、定員12名に対し4名と、公民館の担当者にもお聞きしましたが、期待していたほどの集客は図れていないようです。この点については、やはり教室への通学の問題もあると思います。

外国の方、特に町に転入してきたばかりの方は、車の免許を持っておられない方が多く、公民館へ通学するにも、自転車や公共交通機関などを利用するほかありません。そのため、そのような時間的負担や金銭的な負担を理由に、教室を受講したくても受講を諦めておられる方も多いと考えます。

ですので、先ほどほかの公民館等でももろもろ実施されておられると御答弁いただきましたので、なおのこと多くの教室、講座等を実施いただければと思うんですけれども、例えばそれでも通えない方を対象に、オンラインでの講座、教室の開催などは御検討はいただいているでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） ありがとうございます。オンラインでの受講ということでございますが、可能性があればそちらもこちらとして検討して、可能性があればやっていきたいというふうに思います。

先ほど議員からも、非常に参加者が思ったより少ないということでもありますけども、これも冒頭から言ってますような情報の発信というのは、やはり町もしっかりとやっていかなければいけないというふうに思います。ただ、1回、2回で判断するのではなくて、これもパーク・アンド・ライドも一緒なんですけども、やや長いスパンでやってみて、その効果がどうなのかというのをやはり検証する必要があるというふうに思いますので、初めて開いたから4人で少ないとか多いとか、そう問題ではなくて、これは継続することに非常に大きな意味があるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 地域に住む外国の方としても、日本語を学びたい、地域の生活のマナーを学びたいというニーズは多くあると思います。ぜひそうした教室を広く開催し、多くの外国人の方に地域に溶け込んでもらえますよう、町としても御協力をよろしく願いいたします。

最後になりましたが、(4)の質問です。

自治会の区長や役員の方が外国の方と話をするに当たり、当然、言葉の壁があります。そこで、町民の多国籍化に伴う自治会活動の円滑な推進のため、自治会に自動翻訳機ポケトークなどを貸し出していただくことはできないでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

多国籍化により、自治会において言語の違いによりコミュニケーションが取れず、相互理解が深まらないことも今後発生することが考えられます。これを解消するための自動翻訳機の貸出しにつきましては予定しておりませんが、現在はお持ちのスマートフォンにインストールすることで使用できる自動翻訳機と同様の機能を備えた多言語音声翻訳アプリもありますので、これを各自治会長にお知らせすることで、外国の方とのコミュニケーションが必要な際に活用していただきたいと考えております。

なお、6月2日から、町のホームページで菊陽町PR大使の桂竹紋さんによる「言葉の壁のない菊陽町を」と題して、多言語音声翻訳アプリであるボイストラの紹介や、コミュニケーションツールとして、実際に日本語を中国語に変換したり、逆に中国語を日本語に変換できる様子を動画で紹介しています。

今後も、自治会と連携を取りながら、地域の現状や課題を共有し、有用な情報の発信や課題解消に向けた対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 有益な情報の御提供をありがとうございます。

ちなみに、ちょっと申し上げにくいんですけど、区長ら自治会の役員の方は比較的御高齢な方が多いと思います。町より先ほど御答弁いただきましたアプリの例えばインストール方法とか操作方法とかについて、そうした区長や自治会の方々に対する講習等は予定されておりますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） 先日、行政連絡会議といたしまして各自治会長さんが集まる機会がございまして、紹介はしております。今後、また区長様が集まる機会がありましたら、こういったアプリのインストールなどについて具体的に実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ありがとうございます。せっかくいいアプリができて、インストールして使わなければ全く意味がないので、できれば区長さん等におかれましては100%のインストール率というか、みんなが自由に使えるようになるまで、しっかり町としても出していただきますようお願い申し上げます。

これで今回の私の一般質問を終わらせていただきます。初めてで若干緊張したため、聞き苦しい点もあったと思いますけれども、申し訳ございません。今後も町議会議員として一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 1 時58分



# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和5年6月12日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和5年6月13日（火）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和5年6月15日（木）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（5日目）

（令和5年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和5年6月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第29号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第30号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第31号 菊陽町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第32号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第33号 町道路線の認定について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 発議第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

日程第8 発議第7号 子どものマスク着用に関して正しい情報の提供と教育現場における適切な対応を求める意見書（案）

日程第9 交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第10 広聴特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第11 議員派遣について

日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第34号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第35号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事）

日程第3 議案第36号 財産の取得について（菊陽町総合体育館什器等備品購入）

日程第4 議案第37号 財産の取得について（菊陽町総合体育館スポーツ器具等購入）

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鬼塚 洋 さん

2番 吉村 恭輔 さん

3番 藤本 昭文 さん

4番 馬場 功世 さん

5番 廣瀬 英二 さん

6番 矢野 厚子 さん

7番 大久保 輝 さん

8番 西本 友春 さん

9番 佐々木 理美子 さん

10番 中岡 敏博 さん

11番 布田 悟 さん

12番 佐藤 竜巳 さん

13番 甲斐榮治さん

15番 上田茂政さん

17番 坂本秀則さん

14番 岩下和高さん

16番 小林久美子さん

18番 福島知雄さん

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠さん

書記 吉本香奈さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 吉本孝寿さん

教育長 二殿一身さん

住民生活部長 矢野和幸さん

産業振興部長兼

農業委員会事務局長

山川和徳さん

総務課長兼選挙

管理委員会書記長

梅原浩司さん

総合政策課長

吉本雅和さん

人権教育・啓発課長

弓削浩昭さん

福祉課長

氏家良子さん

商工振興課長

今村太郎さん

都市計画課長

阿久津友宏さん

教育部長

吉永公紀さん

スポーツ振興課長

鍋島二郎さん

副町長 小牧裕明さん

総務部長 板楠健次さん

健康福祉部長 東桂一郎さん

都市整備部長 井芹渡さん

危機管理防災課長

阪本幸昭さん

財政課長

澤田一臣さん

町民課長兼

光の森町民センター所長

子育て支援課長

石原俊明さん

建設課長

矢野博則さん

総務課庶務法制係長

高山智裕さん

学務課長

平征一郎さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時2分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第29号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例及び菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第1、議案第29号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 皆様おはようございます。

議案第29号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

提案理由は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容について説明をいたします。

議案を2枚めくっていただき、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。1ページは、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表です。改正の内容は、第15条及び第44条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。これは、子どもの保育に関する事務が厚生労働省から内閣府の外局であるこども家庭庁へ移管されたことにより、所管大臣が変更となったため、改めるものです。

続いて、2ページを御覧ください。2ページは、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表です。改正の内容は、第25条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。この改正につきましても、先ほど説明させていただいた内容と同様の理由で改めるものでございます。

以上が改正の内容の説明でございますが、議案書の2枚目をお開きいただき、附則を御覧ください。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 賛成多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第30号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第2、議案第30号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（氏家良子さん） おはようございます。

議案第30号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部が改正され、重度心身障害者医療費助成の対象である一部負担金が見直されたことに伴い、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、条例の改正内容を御説明します。

議案の最後のページの参考資料の新旧対照表をお開きください。

左側が現行、右側が改正案となっております。

改正の内容は、第2条中の表の現行では、一部負担金の欄のただし書で(1)から(3)で定めております公費負担医療の自己負担額が助成の対象となっておりますが、今回、このほかの全

ての公費負担医療の自己負担額を助成の対象とするように改めるものであります。

議案の2ページ目を御覧ください。附則で、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。改正後の菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は令和5年4月1日以後の診療または施術に係る医療費について適用し、令和5年4月1日以前の診療に係る医療費についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第31号 菊陽町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第3、議案第31号菊陽町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 議案第31号菊陽町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由です。菊陽町都市計画審議会委員の所属する組織の名称変更に伴い、菊陽町都市計画審議会条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、条例の改正内容について御説明します。

議案を2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

菊陽町議会委員会条例の改正に伴い、総務常任委員会と産業建設常任委員会が令和5年5月2日から総務住民生活常任委員会と経済産業建設常任委員会に名称変更されており、変更内容に合わせるために改正を行うものです。また、令和元年5月に菊陽町地域婦人会の団体名が菊



陽町地域女性の会へ変更されておりましたが、条例へ反映できておりませんでしたので、改めて併せて改正させていただくものです。

最後に、施行日ですが、1枚目、最初のページに戻っていただきまして、中ほどの附則のところです。この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第32号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第4、議案第32号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

議案第32号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

新年度に入り間もないですが、補正が必要なものが生じたので、お願いするものであります。内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に2億666万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億8,507万1,000円と定めるものです。第2条では、地方債の追加及び変更を第2表で定めるものです。

5ページをお開きください。第2表の地方債補正です。1の追加で、1件の事業について限度額を900万円追加し、2の変更で1件の事業について限度額を850万円増額し、総額を3億

2,570万円に変更するものです。

10ページをお開きください。ここから2の歳入になります。補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回事業化分のLPガス価格高騰対策事業分として3,926万4,000円増額しています。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の物価高騰対応生活者支援交付金は、LPガス価格高騰対策事業に係る補助金として3,926万3,000円計上しています。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、財源調整のため、8,000万円増額しています。

12ページから3の歳出になりますが、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

13ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の12自治振興費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄のコミュニティ助成事業補助金は、地区の放送施設整備に係る補助金として750万円計上しています。

目の23新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄のLPガス価格高騰対策補助金は、コロナ禍における物価高騰に直面する生活者の負担軽減を図るため、現在支援の行き届いていないLPガス使用世帯に対して1世帯当たり6,000円を補助するもので、7,852万7,000円計上しています。

項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費、節区分の12委託料、説明欄のシステム導入業務委託料は、行政窓口に入力支援システムを導入し、各種申請書等の記入を減らす書かない窓口のための費用として2,011万7,000円計上しています。

15ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は、町道のり面の整備やガードレールの設置費などで2,750万円増額しています。

17ページをお開きください。款の10教育費、項の6保健体育費、目の7総合体育館運営費、節区分の12委託料、説明欄の運営管理業務委託料は、新しく整備した菊陽町総合体育館の受付や施設管理等の業務委託費として2,211万4,000円計上しています。説明欄の会場設営業務委託料は、菊陽町総合体育館の落成記念事業として実施したいと考えている大相撲やバスケットボールの試合に必要な会場設営業務委託料を539万7,000円計上しています。

18ページをお開きください。款の14予備費は、調整のため、755万1,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 先ほどの13ページのコミュニティ助成事業補助金、地区の放送施設のためということで、何地区分をこれは見ているか教えてください。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） お答えします。

今回、3地区から申請がありまして採択をされております。長塚、光団地、向陽台自治会の3地区になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第5 議案第33号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第5、議案第33号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 議案第33号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただきまして、位置図(1)を御覧ください。赤い線で示しました番号①の路線は曲手7号線、②の路線は曲手8号線でございます。曲手地区の菊陽南小学校の東側、県道瀬田熊本線の南側に位置し、番号①の曲手7号線は、町道曲手4号線を起点とし、里道を終点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は94メートル、幅員は6メートルの路線でございます。②の曲手8号線は、里道を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は48メートル、幅員は6メートルの

路線でございます。

次のページをお開きいただきまして、位置図(2)を御覧ください。赤い線で示しました番号③の路線は沖野22号線であります。沖野地区の県道辛川鹿本線の北側に位置し、町道新山4号線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は44メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

次のページをお開きください。位置図(3)でございます。赤い線で示しました番号④の路線は新町21号線でございます。新町地区の県道熊本菊陽線の南側に位置し、町道新町合志線を起点といたしまして町道新町8号線を終点とする路線で、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は160メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

次のページ、位置図(4)をお願いいたします。赤い線で示しました番号⑤の路線は前田3号線であります。中代地区の県道瀬田竜田線の南側に位置し、町道水尻中代線を起点、終点とする路線でございます。民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は86メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄さん) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(福島知雄さん) 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(福島知雄さん) 日程第6、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長(弓削浩昭さん) よろしく願います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明いたします。

人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

現人権擁護委員の衛藤美直子様につきましては、令和5年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、再任の候補者として衛藤様を推薦するものでございます。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料に記載のとおりであります。

衛藤様は、平成26年7月から人権擁護委員として積極的に活動され、誠実な人柄で、人格及び識見ともに高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任でありますので、推薦の同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、衛藤美直子さんを適任とすることについて異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は衛藤美直子さんを適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

○議長（福島知雄さん） 日程第7、発議第6号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議題は、西本友春さん外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春さん、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春さん） 皆さんおはようございます。

それでは、発議第6号について説明をさせていただきます。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

文部科学省、学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童・生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童・生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっております。このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校、学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠であります。

よって、政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障がいのある児童・生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校、学級等への教員等の適切な配置に向けて財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。

なお、質疑においては自席にて行わせていただきます。各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） それでは、発議第6号に対して御質問いたします。

本町においては、平成23年に、名称が特別支援指導助手として、また学習サポーターとして、合計35名の配置をしております。その後、特別支援教育支援員と名称を変え、現在においては教育支援員として、令和5年度予算では中学校が16人、小学校が43人、合計59人の教育支援員を配置しております。それでは、本町において具体的に、児童・生徒数は学校によって異なりますが、1校当たり、もしくは全小学校に人員配置、何名の増員とか配置を求める意見書であるか。特別な専門知識を持つ者も含めて、お考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） これは、提案理由で申しております、政府に対して、本町に対してということではないということで、先ほども言いましたように、年々ずっと増えてきておりますので、総務省の資料によりますと毎年約1割から2割程度が増えていってるといような状況なものですから、これは国に対する要望でございますので、町に対する要望ではございませんので、そこだけ回答させていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第7号 子どものマスク着用に関して正しい情報の提供と教育現場における適切な対応を求める意見書（案）

○議長（福島知雄さん） 日程第8、発議第7号子どものマスク着用に関して正しい情報の提供と教育現場における適切な対応を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、大久保輝さん外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保輝さん、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保 輝さん） 皆さんおはようございます。大久保輝でございます。

発議第7号子どものマスク着用に関して正しい情報の提供と教育現場における適切な対応を求める意見書（案）について、議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をさせていただきます。

提案理由を述べさせていただきます。

コロナ禍と言われるようになって約3年半ほどなりますけども、その間、全国民のほとんどが常にマスクを着用していたというような状態になっておりました。しかし、本年3月13日以降、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本と変更され、また本年5月8日より新型コロナウイルスは指定感染症2類相当から5類へと変更となりました。それによって、マスクの着用をされている方は徐々に減ってきております。

しかし、子どもたちにおいては、もう大分暑くなってきておりますけども、暑くなってきた登下校中も、それこそ周りに誰もいない、1人で歩いている子どもさんもマスクをつけたまま、暑いだろうなと思いながら私見てたりするわけなんですけども、そういった姿をよく見かけます。マスク着用については、子どもたちは、子どもに限らず大人も同様なんですけども、顔を見られるのが恥ずかしいから着用しているというようなことを言う方もいらっしゃる、あるいは周りが着用してるから外しにくいなどといった声も聞くこともあり、感染対策として着用してるのか分からない状態だということもあるかと思えます。

マスクには、マスク内の二酸化炭素濃度上昇、酸素不足による脳への影響。表情が見えず、コミュニケーションが妨げられ、言語習得能力を低下させる。マスクに含まれるホルムアルデヒドなどといった有害物質を扱うことによる健康被害などを指摘する医師や専門家もいるた

め、特に子どものマスク着用に関しては対応、対策を講じるべきだと考えております。

よって、国においては、教育現場においてのマスク着用に関して、児童・生徒、保護者、職員、地域住民に対して正しい情報の提供と、マスクを着用しない児童・生徒、保護者の意思を尊重し、差別や圧力が生じないよう適切な指導が必要であると考え、意見書を提出させていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

質問は自席にて対応させていただきます。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（福島知雄さん） 日程第9、交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

菊陽町における交通渋滞緩和を解消するために、特別の情報の収集や周辺自治体との連携、研修等を行うことを目的とし、7名の委員で構成する交通混雑緩和・解消に関する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。期間は、調査が終了するまでです。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、本件については、7人の委員で構成する交通混雑緩和・解消に関する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました交通混雑緩和・解消に関する特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり7人を指名したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、交通混雑緩和・解消に関する特別委員会委員は議席に配付しました名簿のとおり指名することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告します。

委員長に大久保輝さん、副委員長に矢野厚子さんがそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 広聴特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（福島知雄さん） 日程第10、広聴特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会が町民と公聴会（意見交換会）を開くための方向性を協議することを目的とし、4名の委員で構成する広聴特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたと思います。期間は、調査が終了するまでです。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、本件については、4人の委員で構成する広聴特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました広聴特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり4人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、広聴特別委員会委員は議席に配付しました名簿のとおり指名することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広聴特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に坂本秀則さん、副委員長に甲斐榮治さんがそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議員派遣について

○議長（福島知雄さん） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄さん） 日程第12、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄さん） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程

等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

追加議案が4件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。以上4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

町長提出議案4件の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員の皆様には、6月6日から本日までの10日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認等いただき、厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第34号は、菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、都市公園法上の有料公園施設となる総合体育館の新設に伴い、使用料等の規定を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事の工事請負契約の締結についてであります。

本件は、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブの利用希望児童の増加によりまして、施設不足の解消を図るため、西部町民センターの敷地内において放課後児童クラブ施設の建築工事を行

うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号は、財産の取得についてであります。

内容は、10月の落成に向けて準備を進めております菊陽町総合体育館で使用する長机、椅子、棚などの備品を取得する必要がある、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号も、財産の取得についてであります。

この議案は、菊陽町総合体育館で使用するスポーツ器具などの備品を取得する必要がある、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第34号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 追加日程第1、議案第34号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 議案第34号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由です。都市公園法上の有料公園施設となる総合体育館の新設に伴い、使用料等を定め、公の施設に関する所要の改正を行う必要があることから、地方自治法第96条1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、条例の改正内容について御説明します。

まず、概要を申し上げますと、今回の改正は、町総合体育館の供用開始に備え、使用料等に関する規定を新たに追加するものです。加えて、関連して、施設の予約をキャンセルする際のルール等は町の施設で統一したほうが利用者にとって分かりやすいため、本条例の改正附則により、町の他の施設、町民センター等の規定を一括して変更するものです。

それでは、お手元の議案を7枚めくっていただきまして、参考資料のところですが、新旧対照表の1ページを御覧ください。まず、第5条の2において、有料公園施設を位置づけ、総合体育館を追加しています。なお、同じ有料公園施設である菊陽杉並木公園の管理センターは別の条例で別建てで定めておりましたが、今回の総合体育館の規定の整備に合わせ、都市公園条例に取り込むこととしております。内容自体に大きな変更はありません。加えて、公園施設の供用日、供用時間の表もここに載せるようにしております。

次に、新旧対照表の2ページをお開きください。一番下ですが、第13条、使用料の不還付の

規定です。次のページに続くため、次の3ページを見ていただきまして、3号、(3)のところ
です。こちらは、先ほど町の施設で運用をそろえると申し上げた内容になりますが、キャンセル
について、使用日の7日前までに申し出れば使用料を還付するという規定になります。

次に、その下ですが、第18条です。損害賠償に関する規定ですが、こちらも他の施設とそろ
えるために追加しています。

次の4ページを開いていただきまして、別表4（第9条関係）です。ここからが使用料に係
る部分です。

まず、1、管理センター使用料とありますが、こちらは先ほどの説明のとおり、都市公園条
例に取り込んだもので、料金等に変更はありません。

2は、スポーツ広場の使用料です。内容に関わる変更といたしましては、次の5ページ、
3、総合体育館使用料のところを御覧ください。ここから、7ページ、新旧対照表の最後まで
ですが、こちらが総合体育館の使用料に関する内容になります。使用料については、総合体育
館の管理課となるスポーツ振興課において、町の他の施設や類似施設などを参考に考え方を整
理し、金額等を設定しているものです。なお、附属設備の使用料については規則で定めること
としております。

ここまでが前半部分、今回の改正の主となる使用料の設定等についてです。

次に、後半部分ですが、議案の最初に戻っていただき、表ですが、改めて3枚めくって
いただきまして、下のところですが、ここからが今回の改正の附則の部分になります。

まず、附則の1ですが、施行期日とありまして、条例の施行日を令和5年10月1日として
おります。

次に、附則2ですが、ここは先ほど説明のあった菊陽杉並木公園管理センターの規定を都市
公園条例に取り込むに当たり、元の条例を廃止するものです。

附則の3は省略させていただき、1枚めくっていただきまして、次のページ以降になり
ますが、附則の4から最後の12まで、次のページにまたがりませんが、これらが先ほど申し
上げた町の施設の運用を統一するための改正になります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 体育館のトレーニング室の個人使用料のところなんですけど、ここに備
考に、町外者が利用する場合は使用料の2倍額を徴収すると書いてあるんですけども、回数
券が11回3,000円ということになっておりますが、これは町外の方には6,000円で販売するとい
うことですか、2倍ということは。その辺の説明をお願いします。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 御質問ありがとうございます。こちらにございますとおり、町外の方におかれましては使用料2倍ということですので、普通券でいきますと、1人2時間300円でございますが、600円になります。回数券で考えますと、3,000円となってるのが6,000円となることになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 3,000円と6,000円ということで金額の差が大きいんで、これが、町内の方が買われて町外の方に転売、譲渡とかという可能性もないとは言えないんですよ、今の御時世。その辺に対する縛りとか、そういうのは何か考えてらっしゃいますか。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 御質問にお答えいたします。

町内、町外者につきましては、現在も体育館等の利用に際しましては、年度当初に町内、町外を判断する資料として施設利用団体名簿を提出していただいているところでございます。また、トレーニングジムにつきましては、今回、総合体育館は初めてそういった運営をするわけでございますが、近隣市町村の合志市、大津町、益城町においては、個人利用のトレーニングジムの利用に際しましては初回利用時に利用者の登録をお願いしております。町内、町外の利用者カードを発行しており、施設の利用時には、その利用者カードと発券機で購入された利用券を提示していただいで運営されてるところでございます。また、他の同様の施設においても、多くの市町村におきまして、町内、町外者の使用料に差を設けている状況でございますので、他の自治体の事例を調べ、検討してまいります。

以上でございます。

（6番矢野厚子さん「分かりました」の声あり）

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第35号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事）

○議長（福島知雄さん） 追加日程第2、議案第35号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事）を議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 議案第35号工事請負契約の締結について説明いたします。

提案理由は、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億7,809万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、株式会社藤島工務店、代表取締役藤島友一でございます。

次に、工事の目的について説明をいたします。

武蔵ヶ丘北小学校の児童を対象とした放課後児童クラブにつきましては、これまで小学校運動場の東南側の角地にある専用施設で受入れを行ってまいりましたが、児童数の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望者が増え続け、早急な受皿の確保が必要になりました。このような中、応急的な対応として、平成30年4月から小学校に隣接する西部町民センター内に併設しております武蔵ヶ丘児童館を活用し、新たな放課後児童クラブとして併用してまいりましたが、保育スペースが手狭であったなどから、令和3年10月から対症的な対応として西部町民センター内にある図書室を専有させていただいてるところです。

以上のことから、新たな放課後児童クラブの専用施設を確保するため、西部町民センターの敷地内に新たな放課後児童クラブ施設の新築工事を行うものでございます。

続いて、工事の内容について説明をいたします。

参考資料の次の1ページの図面を御覧いただきたいと思っております。図面は、放課後児童クラブ施設の完成イメージ図でございます。施設の概要については、鉄骨造2階建て、延べ床面積378.7平方メートル、新築1棟で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、舗装・解体工事を含めた一式工事でございます。

次に、2ページの図面を御覧いただきたいと思っております。こちらが全体の配置図でございます。図面の中央に位置する建物は西部町民センターの建物であり、その北側が武蔵ヶ丘北小学校の運動場となっております。図面の右側の赤い囲み部分が工事区域でございます。この工事区域内に放課後児童クラブ施設を建築し、その北側には武蔵ヶ丘北小学校の運動場から直接施設に通行できるよう階段を新設し、建物の南側には保護者の送迎用を主とした放課後児童クラブ用の駐車場を整備いたします。

次に、3ページの図面を御覧いただきたいと思っております。放課後児童クラブ施設の平面図でござ

ございます。図面の左側が1階の平面図、右側が2階の平面図となっております。1階部分の各部屋には、児童の保育を行う区画のほか、静養室、給湯室、職員コーナー、玄関、トイレ、収納を設けるところでございます。2階の部分についても1階部分と同様に各部屋を設けて、階段を使って出入りを行いたいというふうに考えております。児童の保育を行う区画の面積は101.75平方メートルとなっております、各部屋の定員数は50名を予定しております。1階部分、2階部分を合わせた定員数は、2クラブ50名の100名の計画でございます。

続きまして、次の4ページの図面を御覧いただきたいと思っております。放課後児童クラブ施設の立面図でございます。図面の左上が南側の立面図になり、その下が東側の立面図になります。立面図の右上が北側の立面図になって、その下が西側の立面図になります。図面の一番下が断面図になります。新築施設の高さは最大で8.21メートル、東西方向の長さが8.5メートル、南北方向の長さが18.7メートルとなっております。

工期につきましては、議決をいただきましてから令和6年2月29日までとしております。

なお、工事を行う際には事故がないよう十分に安全管理を行いながら進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄さん） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、放課後児童クラブの新築工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、5月19日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で県の格付ランクA2以上を有する6社を指名しました。指名競争入札は6月5日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった5番目の株式会社藤島工務店を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億7,985万円に対しまして落札価格は1億7,809万円で、落札率は99.02%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 最初に、西部町民センターの図面がございしますが、小学校のところから子どもたちが階段を造って入ってくる図面、1階平面図がありますが、階段から上がってきから、この狭い通路を通って入ってくる。この間隔は何メートルぐらい、どれぐらいあるのかが1点目。



それから、2点目。部屋割りの中の図面を見ますと、ウナギの寝床状態みたいなところが少しあるんですが、できれば教職員コーナー、先生方が子どもたちを面倒見るに当たっては中央のところがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、玄関とかこういうスペースからいうと先生方がいらっしゃるところが少しあれかなというような感じがします。その変更は利くのかどうか分かりませんが、そのことが2点目。

それから、3点目。定員が50名というふうに先ほど説明がありました。学童保育クラブに関しては、国からの方針もあり、正直言って、50名を見るとなると、なかなかうるさくて大変な状況で、本来であれば、ほかのところは大体定員40名でマックス50人はオーケーというふうに聞いてますが、ここは定員50でマックスどれぐらい入るのか。それと、人数が多ければ先生方は目が届かない。そのときの対応を間仕切りでするのかどうなのか。それから、この2つが開通したら、現在の学童クラブはそのまま継続すると思いますが、するのかどうなのかを含めて回答をお願いします。

以上3点です。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問についてお答えします。

まず、一番最初の、階段から建物のほうに入っていきますけども、図面では幅までは表記がありませんので、厳密にはこの場では、申し訳ありませんが、言えないんですけども、御了承いただきたいと思えます。

それと、2点目の職員のコーナーということで、これが職員の先生方の部屋でございますけども、ここからすると、児童クラブ室がちょっと縦長ではございますけども、一通りは見渡せるところで計画をしておりますけども、配置の変更等については正直難しいところがございしますので、そのあたりはどうか御理解いただきたいと思っております。

それと、50名定員の2クラブということでございますけども、児童の専用区画につきましては国の基準で1人当たり1.65平米確保が必要と。これは、町の条例のほうでもしなければならぬというふうになっております。この面積基準でいきますと、先ほど申し上げましたとおり、児童の専用の区画の面積は約100.1平米ありますので、最大では60名は入るところでは計算上はございます。ただ、クラブの運営について、子どもの一つの支援の単位というのがありますけども、国の基準でいくと40名程度が一番の基準でございしますので、仮に増えたときには部屋の中でパーティションを作って、支援の単位を分けて運営をしていきたいというふうに、学童クラブきくよのほうとはまた今後協議をしていきたいと思っております。

それと、最後の質問でございしますが、現在の既存の部屋で今受入れをしておりますけども、無事工事が完了しましたら令和6年4月から開設をしたいと思っておりますので、今実際運営しております小学校の角地にあるおひさまクラブ、そして西部町民センターにありますにじいろクラブ、こちらについては新たな施設のほうに4月から移る計画でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 移るのはいいんですけど、既存のそれが今後どうなるかというのを先ほ  
ど一緒に聞いたつもりなんです。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） すいません、最後のは申し遅れましたけども、最後の、今の  
既存の施設については当面は残したいというところで考えております。児童数の推移というの  
が、武蔵ヶ丘北小校区、新たな開発等が、またマンション等も建設を今されているところもあ  
りますので、そのあたりも含めて、当面は残したいというふうには考えております。  
以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。  
中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 図面2の北側の階段についてお尋ねいたします。

西本議員のほうから、学校から入る階段としての認識で御質問がございましたが、ここの施  
設において本日の訓練みたいに大地震や火災が発生した場合、避難するに当たって、接続して  
ある武蔵ヶ丘北小学校グラウンドに避難する場合を考えて、ここを安全に避難するとか避難経  
路として考えて、その幅も含めて設置するのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

緊急時の避難ということになれば、当然、この施設にも通常の玄関とは別に、出入口を別に  
またつくっております。そこから階段を使って運動場のほうに避難するという計画でございま  
すので、そのあたりは対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されまし  
た。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 議案第36号 財産の取得について（菊陽町総合体育館什器等備品購入）

○議長（福島知雄さん） 追加日程第3、議案第36号財産の取得について（菊陽町総合体育館什器等備品購入）を議題とします。

スポーツ振興課長、説明を求めます。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 議案第36号財産の取得について説明いたします。

本議案は、10月の落成に向けて準備を進めております菊陽町総合体育館で使用する備品購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、契約の内容を説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町総合体育館什器等備品購入。2、財産の種類、物品。3、品名及び数量、別表の議案2枚目に購入する備品の品名及び数量を記載しております。4、契約の方法、指名競争入札。5、契約金額、4,348万7,730円。6、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘1丁目3番1号、株式会社佐藤商店、代表取締役佐藤譲治でございます。

次に、物品の内容について説明いたします。

議案3枚めくっていただきまして、参考資料の1枚目、右上に総合体育館1階と表示されているA3の図面をお開きください。方向は、図面上が北になり、体育館正面入り口につきましては、図面右下に休憩スペースがありますが、その左の薄い網かけ部分の風除室①と表示してあるところが正面入り口となります。また、赤色に着色している箇所が今回購入する物品となりますが、品目が多いため、主なものを説明させていただきます。

なお、本日追加で配付させていただいておりますA4カラー刷りの参考資料につきましては、購入品目を一部抜粋したものであり、各備品のイメージ図となっております。併せて御参考にしていただきたいと思います。

まず、図面中央にメインアリーナがございますが、その左側に器具庫①ということで、ちょっと字が小さいですが、申し訳ございません、に椅子400脚、フロアシート、フロアシート巻取り機を用意し、その下の備蓄庫になりますが、災害時の備蓄品を備蓄する棚を設置いたします。

次に、図面の下の部分になりますが、多目的室に144席分、その隣の小会議室と大会議室にそれぞれ18席分、72席分の机と椅子を用意いたします。

次に、中央のメインアリーナ右側上と右側下の部分になりますが、女子更衣室、こちらも字が小さいです。重なっていてちょっと見にくいですが、よろしく願います。女子更衣室、男子更衣室①にそれぞれレスキューボードベンチを2台、ロッカー8台を設置し、その間の、メインアリーナ右側の中央部になりますが、主催者控室に机、椅子それぞれ2台、6脚及び診察台1台を用意いたします。

その他、1階部分においては、各出入口部分に必要な傘立て等の備品を、エントランスホール、休憩スペース、各ホールにはロビーチェア及び非常時対応型のロビーチェアを用意しております。

次に、1枚めくっていただきまして、総合体育館2階部分の図面をお開きください。まず、図面右側、中央より少し下の部分になりますが、男子更衣室②、女子更衣室②にそれぞれ1階部分の更衣室と同様にレスキューボードベンチを2台、ロッカーについては6台を設置し、その下の部分の指導員控室につきましては事務机、椅子それぞれ2台、2脚を用意いたします。

また、図面下のテラス両側の観覧者入り口につきましても、1階部分と同様に傘立て等の必要な備品を用意するものでございます。

以上、主なものについて説明いたしました。総計44品目1,271点の備品を購入するものでございます。

以上で財産の取得に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽町総合体育館什器等備品購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、総合体育館の事務及び運営管理に必要な備品の購入で、業種は物品となります。5月19日の指名審査会の審議を経まして、事務用品に希望のある、町内に本社がある1社と熊本県内に本社を有する6社を加えた合計7社を指名しました。指名競争入札は6月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった3番目の株式会社佐藤商店を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格4,920万3,000円に対しまして落札価格は4,348万7,730円で、落札率は88.38%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 物品表示の2ページ目の器具庫①の中のスタッキングチェアですね、400脚。これは、仮設というか、メインアリーナの大会とかある場合、イベントとかある場合の仮設の椅子になるわけですかね。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 別に配付しております議案第36号追加資料の上から3段目、右から2つ目に表示しておりますとおり、こういった椅子を常設ではなくて仮設といえますか、大会ごとに持ち運びして並べて使用するということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） そうすれば、観覧席が938席ですよ。プラスこの400で1,338、最

大、観覧とかができるようになるということですか。そのくらいしか入れないということになるとかな。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 言われましたとおり、2階観覧席約900席とこの400席でございますので、今言われた数字になると思われませんが、多少余裕もあるかと思いますが、この400席と、ほかの部屋にもスタッキングチェアということで用意しておりますので、そういった椅子を用意して、マックスどのくらいになるか計算はしておりませんが、観覧席についてはこれがマックスではないものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） そうであれば、プロのバスケットの試合とかプロのバレーの試合があった場合、最大何席設置できるのか。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 席数については、プロの試合とかになりますとセンターコートを使うことになりまして、2階席には影響はございませんが、周りに席を用意するような形になります。プロの試合になりますと、スタッキングチェアでは、平面に置きますので、見るほうにも支障がありますから、仮設で段違いの椅子を設けるようなことになってくるかと思えます。ですので、体育館に応じた広さの仮設施設を用意することになりますので、席数については業者さんとかと御相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議案第37号 財産の取得について（菊陽町総合体育館スポーツ器具等購入）

○議長（福島知雄さん） 追加日程第4、議案第37号財産の取得について（菊陽町総合体育館スポ

ーツ器具等購入)を議題とします。

スポーツ振興課長、説明を求めます。

○スポーツ振興課長(鍋島二郎さん) 議案第37号財産の取得について説明いたします。

本議案は、先ほどの議案第36号と同じく、10月の落成に向けて準備を進めております菊陽町総合体育館で使用するスポーツ器具等の購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、契約内容を説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町総合体育館スポーツ器具等購入。2、財産の種類、物品。3、品名及び数量、別表の議案2枚目以降に購入する備品の品名及び数量を記載しております。4、契約の方法、指名競争入札。5、契約金額、1億5,181万3,200円。6、契約の相手方、熊本県熊本市北区室園町10番68号、株式会社イシヌキ、代表取締役石抜博史でございます。

次に、物品の内容について説明いたします。

総合体育館で使用するスポーツ器具につきましては、アリーナ、サブアリーナ用及びトレーニング室用の器具を用意しております。また、追加で配付させていただいておりますA4カラー刷りの2枚の参考資料につきましては、購入品目を一部抜粋したものであり、各器具のイメージ図となっております。1枚目がアリーナ用、2枚目がトレーニング室用の器具となっておりますので、併せて御参考にさせていただきたいと思っております。

アリーナ、サブアリーナ用の競技用の器具につきましては、バスケット、バレーボール、バドミントン、ソフトバレー、卓球、ハンドボール、柔道、空手、トランポリン、キッズ用体操競技に対応する器具及び各競技を実施するに当たって必要な審判台、多目的の得点板、デジタルタイマー等、その他附属する器具73品目800点を用意してるところでございます。トレーニング室用の器具につきましては、ランニングマシン、電動バイクなどをはじめ、トレーニングしたい体の部分に応じた器具を取りそろえるとともに、より体に高い負荷のかかるベンチプレス等の器具についても設置しています。また、体組成を計測する器具も設置し、トレーニング室全体で42品目79点を用意してるところでございます。

議案4枚めくっていただきまして、参考資料の1枚目については総合体育館1階部分の図面になりますが、アリーナ、サブアリーナで使用する器具の保管場所を示しており、次の2枚目につきましてはそれぞれの器具庫の収納レイアウトとなっております。

また、次の3枚目は総合体育館2階部分の図面で、トレーニング室の位置を示しており、次の4枚目は、トレーニング室に設置する各トレーニングマシンの配置レイアウトになります。

以上、主なものについて説明いたしました。総計115品目879点の備品を購入するものでございます。

以上で財産の取得に関する説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(福島知雄さん) 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽町総合体育館スポーツ器具等購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、総合体育館のスポーツ器具等の購入で、業種は物品となります。5月19日の指名審査会の審議を経まして、運動設備用品に希望のある、熊本県内に本社を有する6社を指名しました。指名競争入札は6月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった3番目の株式会社イシヌキを落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億5,669万5,000円に対しまして落札価格は1億5,181万3,200円で、落札率は96.88%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願ひたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時48分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福 島 知 雄

菊陽町議会議員 藤 本 昭 文

菊陽町議会議員 馬 場 功 世

菊陽町議会会議録
令和5年第2回6月定例会

令和5年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919